

第 5 7 号議案

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例（平成 2 4 年久留米市条例第 2 6 号）の施行期日を定めるため、規則を制定しようとするものである。

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を
制定し、ここに公布する。

平成 2 4 年 月 日

教育長 堤 正則

久留米市教育委員会規則第 号

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例（平成２４年久留米市条例第２６号）の施行期日は、平成２５年１月４日とする。

第 5 9 号議案

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検
及び評価の実施について

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 7 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、公表を行うものである。

議案一部別冊

教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行状況に関する点検及び評価報告書
(平成23年度分)

平成24年12月

久留米市教育委員会

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に
関する点検及び評価（平成23年度分）報告書目次

1. はじめに	2
2. 点検及び評価の実施手法	4
3. 教育委員会の権限に属する事務の状況	5
(1) 教育委員会会議の開催及び運営状況	5
(2) 教育委員会の権限に属する事務の処理状況	5
4. 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況	10
(1) 総括的な考え方	10
(2) 各施策の取り組み状況	11
i 生きる力を育む学校教育の充実	11
ii 青少年健全育成の積極的な推進	28
iii 生涯学習都市づくりの推進	31
iv 人権のまちづくりの推進	39
v 行政改革、財政構造改善計画の取り組み	41
vi 教育委員会の活性化	42
5. 施策についての検証と今後の方向	43
(1) 教育施策の成果と課題	43
(2) 今後の方向	46
6. 点検・評価に関する学識経験者からの意見	47
参考資料	54

1. はじめに

久留米市教育委員会は、久留米市長が久留米市議会の同意を得て任命した6人の教育委員により組織される合議制の執行機関であり、教育、文化、スポーツの振興など学校教育及び社会教育行政に関する事務を管理執行している。

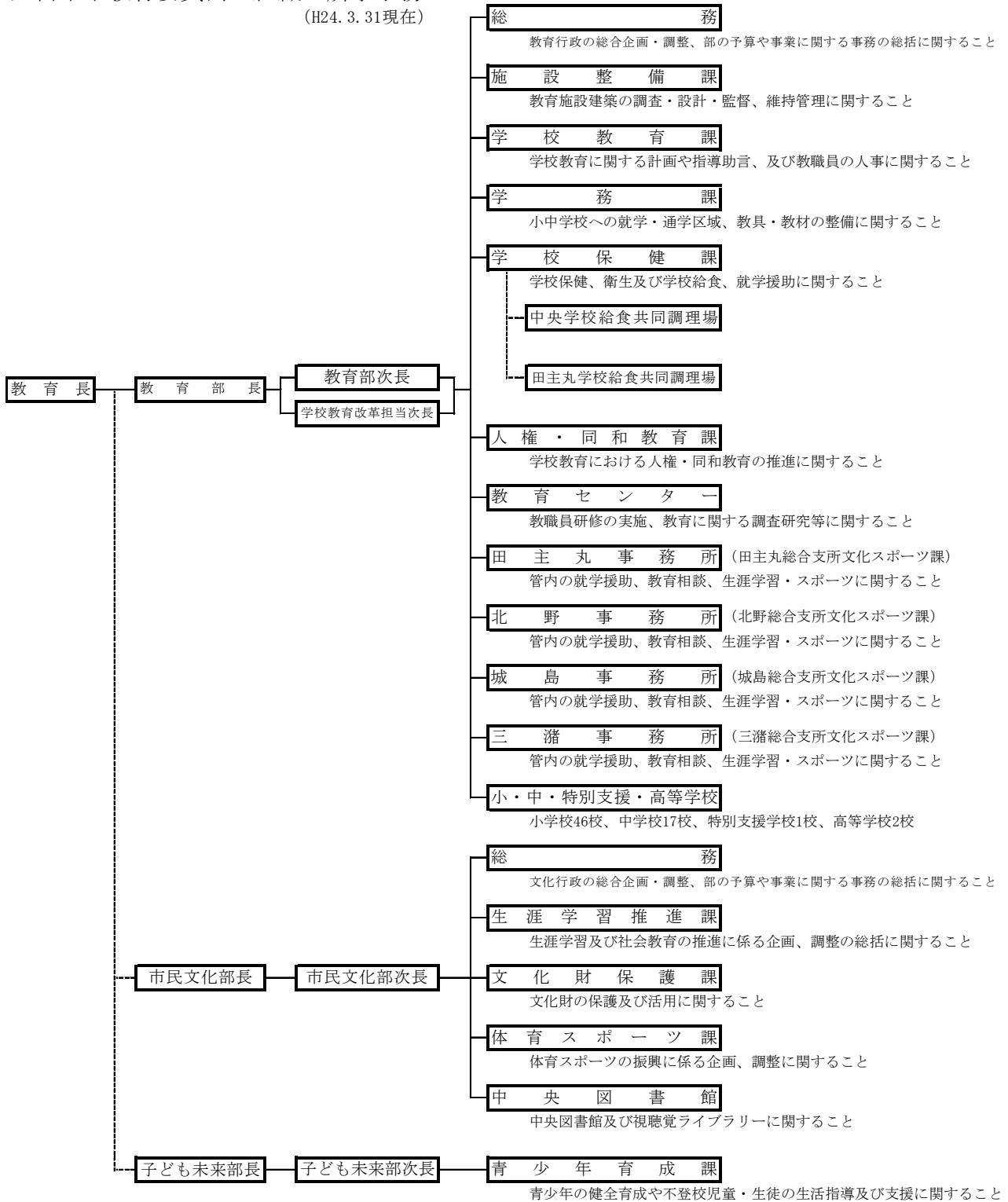
教育委員会の会議は原則として月1回の定例会と必要に応じて臨時会を開催し、議案や報告事項について審議するとともに、移動教育委員会として学校現場の視察や社会教育施設の視察などを行っている。

久留米市教育委員会では、「久留米市総合計画」に掲げる基本理念及び目指す都市像の実現に向けて、毎年度、教育の基本方針である「久留米市教育施策要綱」を定め、各施策の取り組みを進めた。

【教育委員名簿(平成23年度)】

区分	氏名	現在の任期
委員長	平野 実	平成20年10月18日 ～平成24年10月17日
委員（職務代行者※） ※H23.7.10まで	塙 秀二	平成19年7月11日 ～平成23年7月10日
委員（職務代行者※） ※H23.7.11から	半田 利通	平成20年4月1日 ～平成24年3月31日
委員	岡部 千鶴	平成22年4月1日 ～平成26年3月31日
委員	生澤 麻矢	平成22年7月1日 ～平成26年6月30日
委員	日野 佳弘	平成23年7月11日 ～平成27年7月10日
教育長	堤 正則	平成21年4月1日 ～平成25年3月31日

久留米市教育委員会の組織と所掌事務 (H24. 3. 31現在)



2. 点検及び評価の実施手法

(1) 目 的

教育委員会は、次の視点から、点検及び評価を行うものとする。

- ① 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取組状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかにし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- ② 点検及び評価の結果を市議会に報告するとともに市民に公表することで、説明責任を果たし信頼される教育行政を推進する。

(2) 対 象

- ① 教育委員会の権限に属する事務
 - ア 教育委員会会議の開催及び運営状況
 - イ その権限に属する事務の処理状況
- ② 教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務
 - ア 久留米市教育施策要綱に掲げる施策

(3) 方 法

教育委員会は、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施に関する要綱」に基づき、毎年度、教育委員会の会議の開催状況並びに教育施策要綱及び教育改革プランに掲げる施策等の進捗状況等を取りまとめ、今後における施策等の方向性を整理することで点検及び評価を行う。また、点検及び評価に際しては、学識経験を有する者の意見を聴取する。

(4) 結果の公表と活用

教育委員会は、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を市議会に提出するとともに市民への公表を行う。点検及び評価の結果については、教育施策等への反映に努めるものとする。

3. 教育委員会の権限に属する事務の状況

(1) 教育委員会会議の開催及び運営状況

教育委員会会議は、定例会として毎月 1 回行うこととしている(久留米市教育委員会会議規則)。会議の開催状況は市ホームページに公開し、傍聴希望者がある場合は、その対応を行っている。

平成 23 年度は、この定例会 12 回のほか、臨時会を 2 回開催し、合計 14 回の会議を設けた。各会議では、毎回 2 時間程度の審議を行った。また、各教育機関での実情を把握するため、「移動教育委員会」として、教育委員会会議を学校で行う取り組みを進めており、23 年度は、城島小学校(6 月)・三潞中学校(10 月)・南薫小学校(1 月)を視察した。

会議の運営状況としては、議案資料等を事前に配布し、各委員が十分に内容を把握したうえで審議を行うよう努めており、各議案に対する質疑が活発に交わされた。また、議案に関連して各委員から寄せられた各施策・事業等に対する意見については、事業等の具体化又は実施に際して反映を行った。

(2) 教育委員会の権限に属する事務の処理状況

教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針や教育委員会規則の制定などについては、教育長に委任することなく、教育委員会会議のなかで決定することとなっている(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条)。これに基づき、教育委員会では、教育長に委任する事項とそれ以外の事項を定めており、下表の事項については教育委員会の権限として、会議の中で決定を行うこととしている(久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条)。

この方針に沿って、平成 23 年度は、合計 76 件の議案を審議した。また、事務局からの報告事項については、情報共有化を図るとともに、必要に応じて各委員からの意見が述べられた。

【表 1 教育委員会の権限に属する事務の審議状況(23 年度)】

教育委員会の権限に属する事務(分類)	議案数
(1) 学校教育又は社会教育の方針を定めること	6
(2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること	—
(3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること	—
(4) 事務局及び学校、その他教育機関の職員の任免、転補等を行うこと	3
(5) 県費負担職員の定期異動並びに小中学校等の校長・教頭の任免及び転補等の人事異動の内申、小中学校等の主任等の任免を行うこと	3
(6) 事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関すること	—
(7) 県費負担職員の賞罰、服務監督に関する方針を定めること	—
(8) 重要な工事の計画を決定すること	—
(9) 委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと	9
(10) 議会の議決を経るべき議案について市長の求めに応じて意見を申出すること	20
(11) 法令及び条例に基づく委員を委嘱すること	30
(12) 教職員の研修の基本方針を定めること	—
(13) 小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更を決定すること	—
(14) 教科用図書を採択すること	4
(15) 学校給食及び学校保健の基本方針を定めること	—
(16) 教育に関する事務の管理執行状況の点検・評価並びに議会への報告、公表に関する と	1

【表 2 教育委員会会議の実施状況（23 年度）】

（「分類」は表 1 の分類による）

日付	内容	結果	分類
4 月 26 日 （定例会）	（議案） ・ 久留米市体育指導委員の委嘱について ・ 久留米市教科用図書選定委員会委員の任命又は委嘱について ・ 久留米市教科用図書選定委員会専門委員の任命について ・ 地域学校協議会委員の任命又は委嘱について ・ 久留米市立学校の主任等の任命について	可決 〃 〃 〃 〃	(11) (11) (11) (11) (5)
	（報告） ・ 教育委員会後援事業等に関する報告 ・ 「久留米市ベストアメニティカップ国際女子テニス 2011」について		
5 月 24 日 （定例会）	（議案） ・ 久留米市立学校結核対策委員会委員の任命又は委嘱について ・ 久留米市立高等学校条例の一部を改正する条例制定について ・ 久留米市立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則制定について ・ 平成 24 年度使用久留米市立中学校、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級教科用図書採択に係る選定方針について ・ 平成 24 年度使用久留米市立中学校、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級教科用図書採択に係る候補教科用図書の選定について （諮問） ・ 久留米市文化財専門委員会委員の任命又は委嘱について ・ 久留米市体育施設条例の一部を改正する条例	可決 〃 〃 〃 〃 可決 〃	(11) (10) (9) (14) (14) (11) (10)
	（報告） ・ 教育委員会後援事業等に関する報告 ・ 南筑高校の部活事件について		
6 月 28 日 （定例会）	・ 久留米市教育集会所運営審議会委員の委嘱又は任命について ・ 久留米市立図書館協議会委員の任命について ・ 久留米市社会教育委員の委嘱について ・ 勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について ・ 久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の委嘱について ・ 久留米市城島働く女性の家運営委員会委員の委嘱について ・ 久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について ・ 久留米市田主丸公民館運営審議会委員の委嘱について ・ 久留米市北野公民館運営審議会委員の委嘱について ・ 久留米市城島公民館運営審議会委員の任命又は委嘱について ・ 久留米市三潞公民館運営審議会委員の任命又は委嘱について ・ 久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の任命又は委嘱について ・ 久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について ・ 久留米市スポーツ振興審議会委員の任命について ・ 久留米市生涯学習センター等の指定管理者候補者選定委員会委員の	可決 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	(11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11)

	委嘱について ・久留米市みづま総合体育館指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について	可決	(11)
	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・平成 23 年度（財）久留米市体育協会各種事業の共催・後援について ・第 2 次久留米市子どもの読書活動推進計画の策定について		
7 月 25 日 (定例会)	・久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について ・平成 24 年度使用久留米特別支援学校高等部及び久留米市立高等学校教科用図書の採択について	可決 〃	(11) (14)
	(報告) ・教育委員会後援事業に関する報告 ・第 13 回紫灘旗全国高校遠的弓道大会について ・第 15 回筑後川 E ポートフェスティバルについて ・「第 2 期久留米市教育改革プラン」の配布について ・「くるめっ子通信」の配布について		
8 月 9 日 (定例会)	(議案) ・平成 24 年度使用久留米市立中学校、久留米特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級教科用図書の採択について	可決	(14)
8 月 29 日 (臨時会)	(議案) ・久留米市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則 ・川会小学校屋内運動場増改築工事請負契約締結について ・平成 23 年度教育費 9 月補正予算について	可決 〃 〃	(9) (10) (10)
	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・平成 24 年度久留米市立中学校学校選択制度実施要項の概要 ・久留米市立小学校常勤講師の逮捕について		
9 月 21 日 (定例会)	(議案) ・久留米市文化財の指定について ・公文書部分開示決定処分に係る異議申立てに対する決定について	可決 〃	(1) (1)
	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・平成 23 年第 4 回久留米市議会一般質問回答要旨について ・有馬氏講演会について		
10 月 24 日 (定例会)	(議案) ・久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について ・久留米市就学指導委員会委員の任命又は委嘱について ・平成 24 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項について	可決 〃 〃	(11) (11) (1)
	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・中央図書館トイレ給排水改修工事に伴う休館期間設定について ・第 2 次久留米市子どもの読者活動推進計画について ・福岡教育大学と久留米市教育委員会の連携協力締結について		

11 月 21 日 (定例会)	(議案) ・平成 23 年度教育費 12 月補正予算について ・久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について ・久留米市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について ・久留米市みづま総合体育館の指定管理者の指定について ・久留米市体育施設の指定管理者の指定について ・久留米市スポーツ推進審議会条例 ・久留米市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則 ・久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則 ・田主丸地域保健センター等複合施設建設工事請負契約締結について ・田主丸地域保健センター等複合施設建設電気設備工事請負契約締結について ・田主丸地域保健センター等複合施設建設機械設備工事請負契約締結について ・平成 24 年度久留米市立特別支援学校高等部入学者選考要項について ・久留米市歴史公園条例の一部改正について	可決 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	(10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (9) (10) (10) (10) (1) (10)
	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・久留米市図書館の平成 23 年度特別整理期間について ・第 2 次久留米市子どもの読書活動推進計画（案）への意見募集について		
12 月 22 日 (定例会)	(議案) ・久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について ・平成 24 年度市立高等学校教職員人事異動方針について ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施について ・久留米市勤労青少年ホーム指導員設置規則の一部を改正する規則	可決 〃 〃 〃	(11) (4) (16) (9)
	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・平成 23 年第 5 回久留米市議会一般質問回答要旨について ・平成 24 年度小・中・特別支援学校教職員人事異動方針について		
1 月 27 日 (定例会)	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・平成 25 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催について ・平成 24 年度久留米市立中学校選択制の状況について ・平成 23 年度卒業式及び平成 24 年度入学式期日について		

2月23日 (定例会)	(議案) ・久留米市公民館条例の一部を改正する条例 ・久留米市勤労青少年ホーム指導員設置規則の一部を改正する規則 ・久留米市総合スポーツセンター内体育施設の指定管理者の指定について ・久留米市立図書館協議会条例の一部改正について ・久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の任命又は委嘱について ・平成23年度教育費予算3月補正予算について ・平成24年度教育費予算について	可決 〃 〃 〃 〃 〃 〃	(10) (9) (10) (10) (11) (10) (10)
	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・第2次久留米市子どもの読書活動推進計画(案)に対するパブリック・コメントの結果について ・平成23年度久留米市教育施策要綱の取組状況及び平成24年度久留米市教育施策要綱(案)について		
3月9日 (定例会)	(議案) ・久留米市北野働く女性の会運営委員会委員の任命又は委嘱について ・久留米市スポーツ推進委員の委嘱について ・第2次久留米市子どもの読書活動推進計画について ・平成24年度久留米市立学校教職員(管理職)の人事異動内申について	可決 〃 〃 〃	(11) (11) (1) (5)
	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・平成23年度久留米市教育センターの事業実績等について		
3月29日 (臨時会)	(議案) ・久留米市立図書館協議会条例施行規則を廃止する規則 ・久留米市公民館運営審議会規則を廃止する規則 ・久留米市田主丸公民館運営審議会委員の委嘱について ・学校評議員の委嘱について ・久留米市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則 ・平成24年度久留米市教育施策要綱について ・久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について ・平成24年度久留米市立学校教職員の人事異動内申について ・平成24年度久留米市立高等学校教職員の人事異動について	可決 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	(9) (9) (11) (11) (9) (1) (4) (5) (4)
	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・平成24年第1回久留米市議会一般質問回答要旨について		

4. 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況

(1) 総括的な考え方

教育長及び教育委員会事務局の役割としては、教育委員会の権限に基づき決定された教育行政の基本方針等のもとで、具体的な事務を執行している。このなかで、教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどるとともに、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督することとなっている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条・第20条）。

23年度の教育行政の基本方針については、「教育施策要綱」として前年度末に教育委員会会議で議決しており、事務局の業務は、原則としてこの「教育施策要綱」に沿って行うこととなる。また、学校教育の中期的プランとして、平成23年3月に「第2期 久留米市教育改革プラン」を教育委員会会議で議決しており、毎年度の「教育施策要綱」については、この「教育改革プラン」を反映しながら作成することとしている。このため、教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の点検及び評価にあたっては、久留米市教育改革プランに掲げる施策を含め、この「教育施策要綱」の実施状況に沿って行うこととする。

23年度の教育施策要綱では、第2期教育改革プラン（平成23年度から平成26年度まで）の初年度にあたるため、このプランに掲げている「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」、また「『笑顔で学ぶくるめっ子』に向かって」の教育改革という目標のもと学校教育に関する諸課題の解決に向けた取り組みを進めた。

学校教育においては、学校における教育課程の基準となる「学習指導要領」が改訂され、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度に完全実施されることとなっており、小中学校では標準授業時数の増加や、言語活動の充実、理数教育・外国語教育・伝統文化に関する教育の充実など、教育内容の改善が図られている。このような環境の変化を踏まえ、「笑顔で学ぶくるめっ子」を実現するために、確かな人権感覚を培う教育実践、教室内での円滑な人間関係の構築、また、その基盤となる学級作りやいじめ・不登校の防止などはもとより、着実な学習内容の習得、家庭における学習習慣の確立や振り返り学習の強化、地域との連携した学校作りなどへの取り組みを進めた。また、子どもたちの教育環境の充実には、教職員の指導力量が非常に重要であるため、豊かな人権感覚をもとに、子どもたちの確かな学力を育成するための指導力の向上に努めた。

また、「笑顔で学ぶ」ためには、安全・安心な学校施設が前提であり、平成25年度までに小中学校施設の耐震化100%を目標とした学校耐震計画を推進するとともに、特別支援学校・高等学校の耐震化を進めた。

一方で、社会教育分野においては、国際化、情報化、科学技術の急速な進展や少子高齢化など社会が激しく変化している今日、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」の実現を図ることが求められている。そこで、市民の主体的な学習活動の推進と成果の活用に努めるとともに、生涯学習ネットワークの確立を図り、青少年健全育成の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、社会人権・同和教育の推進など、地域に根ざした市民主体の生涯学習・社会教育の推進に取り組んだ。

また、久留米市スポーツ振興基本計画に基づき、市民自らがスポーツを楽しみ、主体的・継続的にスポーツをすることができるよう、身近なスポーツ施設の整備や総合型地域スポーツクラブへの支援を行うなど生涯スポーツの振興に努めた。

さらに、市民の財産である文化財の適正な保護と活用、市民の自己学習の場としての市立図書館の機能充実などの取り組みを行っていく。

これらの取り組みを進めるにあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革にも継続的に取り組み、効率的・効果的な事業実施に努めてきた。

(2) 各施策の取り組み状況

i 生きる力を育む学校教育の充実

1 教育改革プランの推進

《取り組みの概要》

第2期教育改革プランは、平成23年度から4年間で計画期間とするプランとして、第1期の教育改革プランの取り組みを踏まえ、「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」のために、全ての子どもたちの「学ぶ権利」を保障し、未来を切り拓く人材を育てるため、「笑顔で学ぶくるめっ子」に向かった教育改革を進め、学校教育の充実を図ることとしている。特に、①「健やかな体」の育成、②「豊かな心」の育成、③「確かな学力」の育成及び、④「家庭・地域との連携と学校力の向上」の4つを具体的目標として掲げ、施策を推進することとしている。

(1) 「健やかな体」の育成

ア) 食育の充実

- ① 食育の視点から、PTA活動を通じた学校・家庭・地域が連携した取り組みとして、篠山小、大橋小、青峰小、北野小、江南中の5校のモデル校において、食育に関するアンケートの実施や食育に関する教育講演会、生活リズムカードの実施などを行い、児童生徒の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図り、食育の啓発を促進させた。
- ② 久留米市栄養教諭学校栄養職員等研究会等において、「朝ごはんレシピ集」(年4回)の作成・家庭への配布、親子料理教室の開催、食に関する教科等の指導や給食指導の充実、教職員対象の食育情報通信「もぐもぐ通信」(年3回)の配布等を実施し、家庭との連携を図った学校における食育を充実させた。
- ③ 学校給食の充実を図るため、栄養教諭、学校栄養職員、調理員の各代表により構成される調理研究会において、新規献立の試作・検討を行い、給食献立に取り入れた。
また、毎月1回、久留米産の玄米を使用した米粉パンと旬の地場産野菜を使用した副食による「地場産給食の日」を実施し、地場農産物の使用拡大を図るとともに、家庭に対して毎月給食献立表や給食便りを配布することで、食育情報を発信し、その啓発を行った。

イ) 体育的活動の推進

- ① 「体力向上プラン」、「小学校体育や中学校保健体育科における学習活動の工夫改善」、「部活動の在り方」などの実践事例を基にした研修会の実施や、体育の授業のみならず体育的活動全般への指導・助言を行い、広く情報の共有化と指導の充実を図った。
- ② 運動部活動においては、外部指導者の活用を積極的に行うため、スポーツ安全保険を適用し、安心して指導できる環境を整えながら、生徒の技術向上及び部活動の活性化を促進した。
- ③ 4～6月に実施する定期健康診断、年間を通した保健室の環境整備や養護教諭に対する研修会の実施など、学校が行う保健衛生活動に対して、随時必要な支援・指導・助言を行い、児童生徒の健康増進を図った。

ウ) 障害のある子どもへの医療的支援

- ① 特別支援学校に1日あたり4時間2名と8時間1名の看護師を配置し、児童生徒1人あたり週2回程度の医療的ケアを行った。
- ② 10名の児童生徒(小学校1名、中学校1名、特別支援学校8名)の訪問看護の利用に対する支援を行った。

(2)「豊かな心」の育成

ア) 道徳性・社会性の形成

- ① 46小学校すべてで2泊3日宿泊自然体験を実施し、ウォークラリーや登山、カヌー教室や天体観測など自然環境の中で様々な野外活動を通じて、社会性・協調性の育成を図った。小小連携・小中連携の推進の視点から夏季休業中を利用して、城島地区の5小学校と北野地区の4小学校においては2泊3日の合同宿泊自然体験を実施した。
- ② 市内17中学校において、第2学年もしくは第3学年において、2～3日間（2日間12校、3日間5校）の職場体験を実施し、勤労観・職業観を育成した。
- ③ 「ネットにおける誹謗中傷・いじめ等の防止」に関して、各小・中学校においてロールプレイやソーシャルスキルトレーニングなどを取り入れた参加体験型の学習活動を行った。

イ) 文化・芸術活動の推進

- ① 小学校図画工作科や中学校美術科の校内研修会への指導助言、南薫小学校で開催された福岡県図画工作教育研究大会への指導助言等、文化芸術教育への指導助言を行った。また、中学校第1学年の生徒に対して、青木繁・高島野十郎展鑑賞事業を行い、市内15校の生徒が石橋美術館での企画展・常設展の鑑賞を行った。
- ② 子どものためのフラワーアレンジ教室、子どものための舞台芸術体験活動等への応募を推奨した。
- ③ 中学校英語暗唱大会、中学校文化連盟放送視聴覚部会地区大会等の開催を行った。

ウ) 不登校の予防と対策

- ① スクールソーシャルワーカーを学校教育課内に2名常駐させ、各学校と連絡を取り合い、児童生徒の置かれている環境の改善に向け、医療機関や児童相談所をはじめとした各関係機関との連携に努めた。平成23年度は約60件のケースに対応した。
- ② 中学校における生徒指導担当教師を専任化し、月1度の連絡協議会を開き対応等について話し合った。
- ③ 小学校46校中学校17校すべてにスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員に対し、教育相談などの支援を行い、心の安定に努めた。
- ④ 不登校及び不登校傾向児童生徒に対し、各学校でチームで指導を行うとともに、生徒指導サポーター（平成23年度小学校8校）を配置し、不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒について、学校と家庭及び関係機関との連携を図り、家庭訪問・教育相談などの支援を行った。

エ) 問題行動の予防と対策

- ① 遊び・非行型の児童生徒の諸問題に対して、久留米市児童生徒健全育成コア会議を開催し、警察や青少年育成課等との連絡・連携を行った。また、学校警察連絡協議会を開催し、市内小中学校・高等学校における情報交換並びに協力関係の構築を行った。

オ) 人権・同和教育の充実

- ① 教職員人権意識アンケートの結果・課題を、市立学校全校対象の学習会において報告すると共に、各校や校区プランの研修会等で、細かな課題の提起とその克服のための学びの道筋を明示し、一人ひとりの人権認識の深まりを図った。また、人権・同和教育実践研究指定校各校の研究支援を行い、研究成果の広がりを図った。人権認識を深めるための人権課題当事者に学ぶ研修会等が55

校で行われた。

- ② 校内研修や市教育センター等の場で、「基本指針」や「実施計画」を本年度の人権・同和教育推進の根拠として提示し、「3次とりまとめ」や「県推進プラン」の内容を具現化するための指導を行った。啓発分野については、久留米市人権啓発推進協議会として、「同和問題講演会」、「人権同和問題夏期講座」、「市民のつどい」の三大行事の実施に関与し、人権のまちづくりコーディネーター養成講座では市民のリーダー育成を図る等の取り組みを行った。
- ③ 学園コミュニティ代表者会で「小中9年間の系統的な人権・部落問題学習の充実」「不登校の克服や学力の向上を柱とした小中（校種間）連携」を重点として、取り組みの意義と具体的な実践を生み出す視点を提起し、その後、実践の交流を行い、各校（中学校区）の子ども達の実態に即した取り組みの推進を図った。
- ④ 学校や校区プランでの研修の指導助言、地域やPTA等社会教育の場での研修支援を通じて、男女平等教育及び男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進を図った。

（3）「確かな学力」の育成

ア）きめ細かな指導

- ① 小学校第2～3学年及び中学校第1学年において、1学級あたりの児童生徒数35人を基準として必要な教員数を算定し、県費負担教職員の不足分を市費で雇用した。小学校17人分、中学校10人分の非常勤講師を配置した。
- ② つまづきのある児童生徒を中心に、学習内容の着実な習得と、家庭学習習慣の定着を図るため、大学生ボランティアを活用した補習活動を市内19校の小中学校で実施した。「学びのノート」については県の算数・数学学力アップ事業の中で作成した。
- ③ 全国学力調査問題を活用した福岡県における学力調査（小6・中3）に加え、市の学力調査（小1～6、中1・2）を悉皆で実施し、調査結果をまとめ、研修資料や保護者用チラシを作成・配布し、各学校に課題等を知らせるとともに、結果の活用研修会を実施し、授業改善や家庭学習習慣の定着等、各学校の学力向上プランの策定・実施・検証・見直しを図るよう指導した。

イ）障害のある子どもへの自立支援

- ① 学習面、生活面での子どもの障害の程度や内容に応じた支援を行う支援員を小学校では54名分、中学校では18名分配置した。また、通級指導教室は市内5校に10教室設置し、164名の児童生徒が個々の状況に応じた指導を受けた。

ウ）学校図書館の充実

- ① 図書購入費は前年度と同額の予算を確保し、蔵書数の充実に努めた。平成23年度は特別支援学校においてもパソコンを活用した図書館蔵書システムを導入し、これにより市立の全小・中・特別支援学校において同システムの整備が完了した。
また、学校図書館支援員による訪問指導を通して、学校図書館司書の業務の効率化を促すと共に、市内全校の司書教諭・学校図書館司書を対象とする研修会を通して、司書教諭・学校図書館司書の資質の向上を図り、学校図書館の効果的活用の充実に図った。

エ）「くるめ学」の充実

- ① 副読本『わがふるさと「くるめ」』を活用した単元を、小学校3～6学年では毎学年1単元、中学校ではいずれかの学年に1単元以上実施することとし、全小中学校で教育課程上に「くるめ学」が位置付いた。「くるめ学」実践事例集第2集を発行し、市内全ての小・中・特別支援学校に配布した。

オ）外国語・理科教育の充実

- ① 外国語指導助手（ALT）を小学校5・6学年の各学級に、2ヶ月間で3時間程度、中学校の全学年、全学級に年間15時間以上配置し、外国の生活や文化に慣れ親しんだり、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけることができるようにした。さらに、学校訪問や研修会の際に、

小中の円滑な接続を行うことができるように指導した。

- ② 理科教育センターにおいて、外部講師の活用や福岡県青少年科学館との連携のもと、授業研究会や実験・実技講習会を実施し、教師の理科指導力の向上を図った。また、理科作品展ではコンソーシアムによるサイエンスフェアを同時開催し、約2,000人の参加があった。

(4) 家庭・地域の連携と学校力の向上

ア) 家庭・地域・就学前教育との協働

- ① 第2期教育改革プランの内容や学校教育の課題、家庭・地域の役割について、広報誌を年4回発行し保護者・地域に周知・浸透を図った。
- ② 0歳から中学校を卒業するまでの15年間を見通した子育て・学力保障を推進するために、学校と地域の協働による「人権のまちづくり推進協議会」の活動を支援した。
- ③ 「21生き活きスクール事業」を活用することにより、学校や地域の特色、地域の人材を生かし、自然調査活動、農作業体験や伝統文化体験などの地域と連携した、豊かな体験的活動を実施できた。
- ④ 小・中学校では全ての学校で地域学校協議会が正式に設置されることとなり、地域と連携した学校運営が推進された。特別支援学校での学校評議員と共に、地域学校協議会を活用することで学校と地域の相互理解が深まるとともに、学校関係者評価の充実につながった。
- ⑤ 体験活動の場と機会を提供するため、「チャレンジ子ども土曜塾」、「わくわく遊友体験塾」、「少年の翼」、「それいけ！チャレンジやるキッズ」などを行った。
- ⑥ 幼稚園、保育所及び小学校が連携して、子どもの特性に応じた健やかな成長を目指すことを目的として設置されている久留米市幼児教育研究推進委員会（幼保小合同研修推進事業）を支援することにより、小1プロブレム等の課題の解決に対する研究を支援した。

イ) 障害のある子どもへの対応

- ① 本年度は90名の就学前相談を実施し、個々の状況に応じた就学先への助言を行った。「すくすく発達相談」では約251件の相談を受け、早期からの相談体制の構築を図った。「くるめSTEP」が行う夏期行動療法のプログラムについては、参加した24名の児童と教員スタッフ19名に対し支援を行った。

ウ) 小中連携教育の推進

- ① 教務主任研修会等において、中学校の教務主任の小中連携教育推進コーディネーターとしての役割の周知を図るとともに、教職員間や児童生徒間の交流をはじめとする小中連携の取り組みを進め、小・中学校間の円滑な接続を図った。

エ) 校務の効率化等

- ① 教師一人に1台のパソコンの整備が完了したため、新たに通知表ソフトを活用し、全市立小学校において1学期から通知表のデジタル化を実施した。
- ② ICT活用支援員4名体制で、市内を4地区に分けて巡回訪問し、校務の効率化並びに授業改善に向けた支援を実施した。平成23年度は、小学校通知表デジタル化に伴い、特に小学校を中心に支援した。
- ③ 保護者からの要求や苦情のうち、法的または専門的な知識を必要とするものについて、各分野の専門家からなる「学校問題解決支援チーム」による相談体制を確立し、学校に対して助言を行った。その結果、学校が本来の役割である教育課程の実施や生徒指導等に専念できるようになった。

オ) 教師・学校間の切磋琢磨

- ① 各研究指定校で授業公開を伴う研究発表会が開催され、研究発表校に対して、校内研修推進体制、及び研究内容、当日の学習指導案についての指導助言等を行った。また、参加した久留米市の教職員を通して、全学校に研究の成果を日常の授業へ活用することを促すとともに、各学校の成果や課題に応じて研究内容の深化と円滑な研究推進が行えるよう指導助言を行う等、各学校への支援を行った。
- ② 本市喫緊の教育課題解決のために、人権・同和教育、小中連携教育、校内研修推進、体力向上の4つの研究班を立ち上げ、調査研究を実施した。調査研究の内容は、教育センター研修会で活用するとともに、教育センター発表会で報告を行い、各学校に冊子や手引等で還元した。
- ③ 基本研修・課題研修の内容充実を図るとともに、短期研修「物語文の授業づくり」「道徳の授業づくり」「ICTを活用した授業づくり」「図画工作科の指導法」等、12講座（平成22年度より3講座増）を企画し、実施した。また、指導力の向上をめざした7つの断続研修（道徳、ICT活用、教育相談、教科教育、くるめ学、特別支援教育、学級経営）を実施した。

《主な事業の概要》（単位：千円） 評価：◎十分達成 ○達成 △概ね達成 ▲やや達成 ×未達成

「健やかな体の育成」

事業名（担当課）	事業概要	決算額	評価	備考
食育プログラム研究推進事業 （学校教育課）	児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるために、久留米市栄養教諭・学校栄養職員等研究会に対して助成を行った。	865	◎	食育啓発通信は前年度保護者向け4回に加えて、教職員向け3回も発行した。また、食育に関する授業実践例の作成も23年度は各校の授業実践集の作成へと内容を充実させた。料理教室は8校（前年度より2校増加）実施した。
食育啓発・促進事業 （学校教育課）	学校と家庭が連携し、家庭における食育の充実や基本的生活習慣の定着を図るため、小・中学校PTA連合会等の取り組みとしての食育啓発活動に対して、モデル校5校に助成を行った。	500	◎	モデル校5校の朝食摂取率は96.8%【前年度比1.2%増】（市全体94%）【前年度比0.9%増】だった。
中体連・中文連助成賞賜金支給 （学校教育課）	中学生の体育・文化活動の充実を図るために、中体連・中文連の運営費を助成するとともに、各種大会等の助成、生徒の出場旅費の補助を行った。	21,642	◎	市中体連・中文連の活動に対して、スムーズかつ適切な助成を行うことができた。
中学校部活動活性化事業 （学校教育課）	（財）スポーツ安全協会のスポーツ安全保険への加入を通して外部指導者の事故等に対応すると共に、外部指導者の積極的活用を図った。	147	◎	平成22年度と同様に、市立中学校17校の外部指導者92人に対し保険加入を行ない、中学校の部活動に対する外部指導者の活用を行うことができた。【H22年度97人】
医療的ケア対応事業 （学校教育課）	久留米特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児	9,222	○	医療的ケアを必要とする子どもに対し、週2回程度のケアを実施できた。その他の日は保護者等が実

	児童生徒に対応するために看護師を配置し、児童生徒の状況に的確に対応できる安全な教育環境整備を行った。			施。
特別支援教育の充実 (学校教育課)	医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者が、訪問看護制度を活用する際の補助を行った。	4,446	◎	539,000 円を上限とし、訪問看護制度の利用をすることができた。今後は、毎週 2 回で 40 週を満たすことが課題となる。

「豊かな心の育成」

事業名 (担当課)	事業概要	決算額	評価	備考
健康増進特別事業 (学校保健課)	自然環境の中で、野外観察や集団活動等を行うことにより、心身の健康増進と社会的資質の向上を図った。	7,733	◎	22 年度に続いて、市内小学校 (46 校)・中学校 (17 校) 及び特別支援学校すべてにおいて事業を実施することができた。
心の教育推進事業 (学校教育課)	児童生徒の相談窓口 (スクールカウンセラー等) を整備、個々に応じた対応を図るとともに、早期の段階での対応法を発見するなど、子どもたちの健全な心の育成を図った。	小: 11,536 中: 17,752 高: 420 特: 221 計 29,929	◎	23 年度の小学校の相談件数は 3,270 件 (児童相談 532 人、保護者相談 802 人、教職員相談 1,096 人)、中学校相談件数は 3,398 件 (生徒相談 821 人、保護者相談 564 人、教職員相談 890 人) と多く、不登校、いじめ、問題行動等の解消につながっている。 [22 年度の相談件数 2,517 件]
生徒指導助手 (生徒指導サポーター) 活用事業 (学校教育課)	児童生徒の不登校や問題行動の早期段階における解決を図るため、小学校に生徒指導サポーターを配置した。	9,249	◎	23 年度配置校 8 校の不登校出現率 (1,000 人当たりの不登校数) は 1.9 人で、未配置校の 3 人と比べて少ない。また、23 年度配置校における中 1 不登校生徒の出現率 (7 月末現在) は 2.3 人で、未配置校の 4.4 人と比べ少ない。このように不登校の減少に効果が上がっている。
スクールソーシャルワーカー活用事業 (学校教育課)	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを市教育委員会に常駐させ、問題を抱えた生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用を行うことにより、課題解決への対応を図った。	5,412	◎	平成 23 年度から、2 名のスクールソーシャルワーカーを教育委員会学校教育課内に常駐させることにより、学校からの相談依頼に機動的に対応することができるようになった。 平成 23 年度相談対象児童生徒数は 303 名となっている。
不登校改善プログラム実施事業 (学校教育課)	ほとんど学校に登校することができない不登校児童生徒に対して、専門家を活用し積極的登校支援を行う不登校改善プログラムを実施することにより、学校復帰をよりよく促し、困難事例の解消を図ると	—	—	平成 23 年度は未実施であり、事業の見直しを検討中 【未実施の理由】 学校から不登校改善プログラムに関する問い合わせはあるが、不登校の児童生徒の実状に照らすと、積極的登校支援を行う本プログラムの適用が困難であったため、結

	ともに、教員がプログラムのノウハウを事例をとおして学ぶことにより、不登校問題解消に向けた学校の実践的指導力の向上に資する。			果として未実施となった。
不登校児童対策事業 (青少年育成課)	学校に行きたくても行けない児童生徒の基礎・基本の学力向上と、様々な体験活動を通して学校復帰等へ向けた「心の安定」と「心のエネルギーの回復」に努め、「自信の構築」、「基本的生活習慣の改善」を図った。また、臨床心理士との連携により、児童生徒及び保護者のサポートを強化した。	5,532	◎	学校復帰を高めるため、チャレンジ登校や学校行事への参加ができるよう、在籍学校との連携に努めている。H23 年度は、学校復帰率 72.2%
ひきこもり児童生徒訪問指導事業 (青少年育成課)	家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、訪問指導員を派遣し、ひきこもり児童生徒及びその保護者に対して、指導・支援を行い、適応指導教室への通級や学校復帰を図った。	1,712	◎	週 1 回の訪問指導を行うことで、学校復帰や適応指導教室への通級を促した。(学校復帰又は通級者数 H23 年度 7 人中 7 人、H22 年度 9 人中 6 人) ※H25 より不登校児童生徒訪問指導事業に変更予定
青少年健全育成推進事業 (青少年育成課)	地域・市民団体や学校との連携を強化し、家庭や地域の教育力向上のための研修会や、啓発活動等を充実することで青少年の健全育成を推進した。	1,926	○	小学校高学年(5～6年生)を対象とした薬物乱用防止教室を開催し、薬物の害や命の大切さ等を教えている。(H23 46 校開催：H22 30 校開催)
生徒指導連絡協議会助成 (学校教育課)	問題行動等を防止し、児童生徒の健全な育成を図るため、生徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会に対して活動助成を行った。	小：128 中：726 高：53 計 907	◎	小学校は、学期に 1 回の定例会で、情報交換と中学校の生徒指導の実態を把握するための研修会を行った。中学校は月 1 回の定例会での情報交換をはじめ、中高合同生徒指導連絡協議会、万引き防止懇談会の開催、定期的な街頭補導活動に取り組んだ。
生徒指導充実事業 (専任生徒指導教員の配置) (学校教育課)	専任補導教員が配置されていない中学校に対し、非常勤講師を配置することにより、生徒指導担当教員が専任で生徒指導上の諸問題の解決と早期対応が図れる体制をつくった。	13,368	◎	市内の 10 校の中学校に配置し、全 17 校の専任生徒指導体制を実現できた。その結果、市内の生徒指導の連絡体制の充実が図られた。

「確かな学力の育成」

事業名（担当課）	事業概要	決算額	評価	備考
小中学校学力実態調査事業 （学校教育課）	小中学校において、児童生徒の学力等の実態を把握し、分析、考察した結果を授業改善に活用することで、学力の保障と向上に努めた。	小：7,289 中：3,557	○	平成23年度は、平成24年1月に業務請負業者を図書文化社に変更して実施した。また、2月に結果についての活用研修会を実施し、各学校は調査結果の活用を図り、重点単元の設定、アシストシートの活用など、児童生徒の学力の保障と向上に努めた。しかし、調査結果は全学年で全国平均を下回っており、課題が解決されたわけではない。
小学校少人数授業の実施 （学校教育課）	小学校第2・3学年において、1学級あたり35人を基準として必要な教員の数を算定し、県費負担職員の不足分を市独自に雇用した。	33,783	○	所定の教員数を確保し、9小学校に延べ15名の非常勤講師を配置した。少人数授業を効果的に実施するため、経験の浅い講師を中心に校内での「授業研修会」を実施し、担当指導主事からのきめ細かな指導助言を行っている。非常勤講師の今後いっそうの指導力向上が肝要である。
中学校少人数授業の実施 （学校教育課）	中学校第1学年を対象に、学校が選択した教科において少人数授業が実施できるよう、1学級35人を基準として算定した必要な教員を市独自に雇用した。	11,330	○	所定の教員数を確保し、8中学校に延べ11名の非常勤講師を配置した。少人数授業を効果的に実施するため、経験の浅い講師を中心に校内での「授業研修会」を実施し、担当指導主事からの指導助言を行っている。定数の関係で同教科の同僚を有さず、校内での研鑽が困難な場合もあり、非常勤講師の指導力向上に関するいっそうきめ細かな支援が肝要である。
外国語指導助手活用事業 （学校教育課・南筑・久商）	外国語（英語）教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手（ALT）を小・中・高等学校の授業において活用した。	小：15,867 中：21,817	○	全校へ配置（県派遣分「小学校1校、中学校6校」を含む）し、支援体制を整えた結果、児童生徒及び教職員が本物の「英語」に触れることにより、小・中学校の英語教育の充実と英語教育に携わる教職員の資質・能力の向上につながった。
小中学校特別支援教育支援員活用事業 （学校教育課）	通常の学級及び特別支援学級に在籍する学習面や生活面で特別な支援を必要とする児童生徒に対し、支援員の配置を行った。	小：52,455 中：16,080	◎	通常の学級、特別支援学級において支援を必要とする子どもへの移動介助、安全確保など実施できた。小学校通常36人、特学18人、中学校通常13人、特学5人配置。
障害児教育進路指導事業 （学校教育課）	久留米特別支援学校の中学部及び高等部が実施する職場実習に対する支援を行った。	2,265	◎	職場実習の充実の結果、高等部卒業生22名のうち、一般就労1名、就労支援施設への就労21名となり、全員の進路が保障された。
学校図書活動の推進 （学校教育課）	学校図書館教育の充実を図るため、学校図書館司書を全校に配置した。	小：106,364 中：48,451 特：2,938	◎	1日あたり5時間勤務として、学校図書館司書を市内全校に配置することができた。学校図書館司書のための研修会や個別指導に加え、司書教諭と合同研修会も実施し、読書活動の推進に向けた担当者の資

				質向上を図っている。
小中学校学習習慣定着支援事業（学生ボランティア活用事業） （学校教育課）	小中学校に大学生ボランティアを派遣し、放課後や長期休業中に補充学習を行い、子どもたちの自学自習の習慣を定着させた。	小：895 中：565	◎	23年度からの新規事業。学生派遣校、小学校11校、中学校8校で、登録学生は77名。久留米大学、久留米工業大学等、市内外6大学から派遣。小学校はのべ758回、中学校はのべ469回の実施。全ての派遣校が効果を実感し、次年度も実施を希望。登録学生も98%が有益と回答。市全体で22年度に比べて、平日ほとんど学習しないという小5児童が2.7ポイント減少し、中2生徒が1.7ポイント減少した。

「家庭・地域の連携と学校力の向上」

事業名（担当課）	事業概要	決算額	評価	備考
小中連携教育推進コーディネーター活用事業 （学校教育課）	中学校の教務主任を、小中連携教育推進の核となつて行事・研修・会議などの企画・立案・調整を行うコーディネーターとして指名し、職務の円滑な遂行のため非常勤講師を配置した。	4,270	△	中学校教務主任17名中6名をコーディネーターに指名し、週10時間を上限とする非常勤講師の配置をすることができた。配置校においては、連携に係る情報の共有、乗り入れ授業の実施や家庭学習習慣形成に係る合同会議等が増加した。不登校に関する顕著な成果（未配置校3名増、配置校12名減）もあるが、計画初年時の6名配置のままに留まっており、予定どおりの拡充が必要である。
21生き生きスクール事業 （学校教育課）	地域の教育力を学校の教育活動に取り入れ、様々な体験活動や地域人材の活用を行うことで、特色ある学校づくりを推進するとともに、「地域学校協議会」の設置を拡大し、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進した。	小：19,019 中：8,099 高：100 特：656	○	H23年度の地域活用時間が小学校で平均32.6時間、中学校で平均19.5時間、特別支援学校52時間あり、総合的な学習の時間を通してG.Tを活用した授業の実施や地域行事への参加、ボランティア活動等の体験を展開し、地域に開かれた特色ある学校づくりを展開している。
P.T.A団体助成 （教育部総務）	家庭教育と学校教育との連携を深め、児童生徒の健全育成を図るため、久留米市小学校母教師会連合会、久留米市中学校父母教師会連合会に対して補助金を交付した。	2,915	○	小学校母教師会連合会及び中学校父母教師会連合会に対する補助金交付により、両団体の活動の活性化に寄与することができた。
教育改革プラン広報事業 （教育部総務）	第2期教育改革プランの取り組みについて、保護者等に広報を行うとともに、家庭・地域における役割についての啓発を進めた。	1,012	◎	広報誌を4回発行し、第2期教育改革プランの取り組みについて、啓発を行うことができた。
就学指導事業 （学校教育課）	障害のある幼児児童生徒の就学先についての相談を実施し、自立し社会参加するための基礎となる力を育む最適な環境を選択するための情報提	908	◎	就学相談参加率3.2%という高い割合で実施している。同意率も96%と保護者のニーズと就学指導の内容がほぼ一致している。

	供を行った。			
発達障害早期総合支援事業 (学校教育課)	早期からの総合的な相談・支援体制整備のため、南薫小学校通級指導教室内で「すくすく発達相談教室」の運営を行った。ADHD 児への包括的治療プログラムを実施する「くるめ STP」に対して補助金を交付した。	4,186	◎	すくすく発達相談教室では、251 件の相談数があり、前年度から 40 件程度増加している。多くは、通級指導教室への通級が必要であり、支援につながっている。
情報教育環境の充実 (学務課)	教育用パソコンの整備を進めるとともに、その活用を推進するため、教育用ソフトの整備と必要なメンテナンスを行った。また、インターネットの活用により、情報の収集・発信・交流を行い、情報教育の充実を図った。	123,878	○	北野中、城島全 6 校の PC 教室内機器のリプレースを行った際、ネットワーク構成を見直すことにより賃貸借料や通信料の大幅な改善(6 年間リース料約 17,352 千円、通信料毎月 3 千円)を行った。また旧 4 町の超高速回線整備が 22 年度末完了したことに伴い、速やかに 23 校のインターネット回線を変更した。
小学校 ICT 活用推進事業 (学務課)	小学校において通知表デジタル化等校務処理の効率化を図り、小学校における ICT 活用を推進した。	7,361	○	ICT 活用支援員 4 名が市内 4 ブロックごとを巡回訪問し、通知表デジタル化の支援を行うことにより、校務処理の効率化を図ることができた。

2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備

《取り組みの概要》

学習指導要領に基づき、自ら学び考えるなど「確かな学力」と「生きる力」の育成に向け、地域や保護者と連携した特色ある学校教育を推進した。

また、各学校がめざす教育目標の具現化を図るため、校長を中心とした指導体制の充実を図るとともに、地域学校協議会の拡大や学校活動情報の地域・保護者への提供を図るなど家庭や地域との協働及び開かれた学校づくりに努めた。

(1) 特色ある学校教育の構築

- ① 各小・中・特別支援学校の教務主任、または総合的な学習の時間の担当者に対する特別研修会を開き、持ち寄った各校の全体計画や単元指導計画を中学校区のグループで交流し、小中連携を意識した学習内容の設定、教科等との関連、探究的な学習の実施という次年度に向けた課題を明らかにすることができた。
- ② 全小・中学校で学校版環境 I S O の認定が完了し、各校の児童会や生徒会が中心となって、ゴミ・電気・水の量を節減する取り組みが行われた。一人一鉢の草花を育て通学路に鉢を設置する活動、公園等の清掃活動に継続的に取り組む活動等が行われ、環境への意識も高まった。
- ③ 各学校における福祉教育の充実のため、市社会福祉協議会主催の福祉教育指導者講習会等への参加を奨励した。各学校においては、道徳の時間や総合的な学習の時間を中心に福祉教育の充実に努めた。
- ④ 社会科や理科、総合的な学習の時間の授業の一環として、県立青少年科学館や筑後川発見館「くるめウス」を活用し、体験を通して児童生徒の知的好奇心を誘発し、また、習得した知識を活用するなどして、思考力・判断力・表現力を高めることができた。中学校第 1 学年を対象にした青木繁展等の鑑賞事業の実施により、15 中学校の第 1 学年生徒が、文化的行事、又は美術科や総合的な学習の時間としての「くるめ学」の学習として、石橋美術館を利用した美術鑑賞を行い、美しいものに感動する豊かな心や郷土を愛する心を育むことができた。

(2) 学校経営の充実

- ① 定例校長会や定例教頭会等の場において、三大不祥事の飲酒・体罰・わいせつ等について注意喚起を行った。管理職による服務指導報告書を提出させ、服務指導の状況を確認し、全国の事件などの具体的な事例や新聞記事、書籍等々の文書資料を基にして、教育公務員としての使命と服務規律の徹底、意識改革等の指導を職員会議や服務研修会などで実施した。また、個々の教職員の人事評価制度に沿って、自己評価表や人事異動調書に基づく面接を実施し、適切な人事異動を行うとともに、県立高校と市立高校の研修交流を行い、協働的組織体制の構築に努めた。
- ② 新しい職である主幹教諭や指導教諭が配置された学校においては、本来の職務である教頭の校務の一部を整理し、教職員の指導技術の改善充実を図る研修会を開催した。
校長を中心とした指導体制のもとに、学校組織体制の充実と教職員の指導力の向上に努めるとともに、新しい職を通じた次代の本市の教育を担う人材の育成を図った。

(3) 自主的主体的な児童会・生徒会活動等の促進

- ① 計画的な日常活動の推進、ボランティア活動やあいさつ運動、学校行事を通して、児童会・生徒会のリーダーの育成、児童生徒の自主性・主体性の伸長を図った。
- ② 年 2 回の市内中学校生徒会交流会を支援し、リーダーとしての意識や自覚を向上させた。また、情報交換・意見交流により執行役員としての技能を高め、今後の活動に役立てるようにした。

(4) 市立高等学校教育の充実

- ① 進路希望に応じた類型制の実施と習熟度別授業及び少人数授業を実施した。希望進路実現に向け選択科目を設定し、生徒の多様な進路希望に対応した教育課程を作成・検討した。
- ② 海外への修学旅行を実施するとともに、英語教育の充実に努めた。また、パソコン実習室の整備とともに、校内LANを活用した授業など教育活動の充実に図った。販売実習やインターンシップを通して実社会の体験学習を行うとともに、久留米大学や久留米信愛短期大学との連携・協力を得ながらキャリア教育及び食育の充実に図った。
- ③ 全学年・全教科においてシラバスを作成し、年間計画に沿った授業の展開と学習支援を行った。また、生徒による授業評価を分析し、授業改善のため、研修部の計画により研究授業を行った。
都市立連絡協議会で意見交換を行いながら、市立高等学校の活性化について具体化を図った。特に、平成25年度新教育課程実施に向けて、教育活動の充実に向けた検討、協議を行った。人権・同和教育の点検見直しを行い、人権が尊重される教育活動の再構築を図っている。
- ④ 教職員の人権認識を高めるための研修の設定を支援することができた。どの学年でも教職員自身が人権課題当事者と出会い、学べる場を設定して、テーマ・教材・授業のねらいや、生徒につけていきたい力等を協議、共通確認できるような研修が実施できた。

(5) 健康と安全に関する教育、指導の充実

- ① 学校教育において、教科や特別活動の時間で、防災について知識学習及び避難訓練を行った。また、各学校の危機管理マニュアルの点検を学校訪問時に行い、改善指導を行った。その結果、各学校における防災への意識が高まった。
- ② 県内全ての公立学校において規範教育のテーマ学習を行う「規範教育推進事業」を実施し、児童生徒に対しシンナー吸引、飲酒、喫煙に関する正しい知識学習を行った。講話等で外部講師を招聘し、児童生徒の規範意識に高まりが見られた。

《主な事業の概要》（単位：千円） 評価：◎十分達成 ○達成 △概ね達成 ▲やや達成 ×未達成

事業名（担当課）	事業概要	決算額	評価	備考
中学校活性化事業 （学校教育課）	中学校の生徒会同士の交流を促進し、リーダーとしての意識の涵養を図ることで、生徒会活動の活性化と課題の解決を促した。	209	○	市内全校の生徒会リーダーが参加する交流会を春夏の2回開催した。
定期健康診断 （学校保健課）	児童生徒及び教職員の健康診断を実施し、健康管理の推進を図った。	45,613	◎	定期健康診断は、教職員については、公務多忙等の理由により1人が未受診であったが、児童生徒については、病休等を除き全員が受診した。
感染症予防対策 （学校保健課）	学校における健康診断、応急措置等、学校保健に係る感染症予防対策を講じ、衛生面・安全面の向上を図った。	5,127	◎	健康診断等で使用する器具の滅菌処理を専門業者に委託することにより、器具等による児童生徒への細菌感染防止ができた。
学校保健会助成 （学校保健課）	各学校が実施する保健事業を支援することにより、学校保健衛生の普及向上に努めた。	2,368	○	学校が保護者や児童生徒等を対象とした講演会、研修等を開催し、学校保健の普及向上を図ることができた。 （平成23年度実績） 参加者数：児童生徒 442人、

				保護者 170 人 実施校:4 校(弓削小、小森野小、櫛原中、南勲小、高良内小) (平成 22 年度実績) 参加者数:児童生徒 264 人、 保護者 146 人 実施校:4 校(京町小、小森野小、水縄小、高良内小)
学校給食の充実 (学校保健課)	学校給食の効率的運営とともに、給食備品等の計画的整備をすることで、その内容の充実を図る。	400,681	○	23 年度においては、新規委託を 4 校実施し、自校式給食実施校 41 校のうち 21 校を委託化し効率的運営を図っている。また、委託開始前年度には給食室改修及び備品入替を実施するとともに、委託開始時には、自校炊飯及び強化磁器食器の導入し、内容の充実を図っている。

3 学校教育環境等の整備

《取り組みの概要》

学校施設の整備については、校舎及び屋内運動場の耐震化を最優先課題として取り組むとともに、児童生徒の個々の状況並びに多様な学習への対応が行い得る施設環境の整備に努めた。

また、社会状況の変化を踏まえ、各種就学支援制度の充実と就学環境の整備を進めた。

(1) 学校施設・設備の整備

- ① 校舎・屋内運動場の耐震化工事 19 棟を行い、年度末の耐震化率は小中学校 85.3%となり、特別支援学校・市立高等学校の耐震診断にも着手した。
- ② 小学校 3 校の校舎の大規模改造工事、川会小の屋内運動場改築工事を実施し、教育環境の改善・充実を図った。また、荒木中のプール改築工事に着手した。(平成 24 年 6 月に完成)
- ③ 校舎外壁改修 8 校、防水改修 9 校、屋内運動場屋根改修 3 校を行い、学校施設の安全性を確保し、施設の長寿命化を図った。

(2) 学校規模の適正化及び通学区域の見直し

- ① 西国分小学校区の新 1 年生を対象とした一方的学校選択制を引き続き実施し、学校規模の適正化に対応した。また、本市の附属機関である久留米市立小中学校通学区域審議会を開催し、現在の本市における学校規模及び通学区域の課題について審議会委員へ報告し意見を募った。
 なお、西国分小学校からの一方的学校選択制については、同審議会において審議を行い、制度導入時との状況の変化及び今後の児童数の推移等を考慮し、平成 25 年度入学者までで廃止する方向性が決定した。
- ② 保護者や児童・生徒の様々な状況を配慮し、より良い就学環境において学校生活が過せるように、保護者の申請に基づき指定校変更許可及び区域外就学許可により通学区域規則の弾力的運用を行った。
- ③ 中学校選択制度については、通学区域の課題解消に、より焦点を絞り申請要件を厳格化した新制度となって 4 年目の実施となった。
 申請者数は 63 名であり、城南中学校、牟田山中学校、諏訪中学校の 3 校で申請者数が受入定員を上回ったため、公開抽選会を実施し 54 名が決定した。
 中学校選択制を新制度で 4 年間実施したが、申請者数も毎年度安定しているため制度としては定着したと考えている。

(3) 就学環境の整備及び就学指導

- ① 平成 23 年度は 334 名の就学相談を行い、個々の状況に応じた就学先への助言を行った。就学前のも達を対象とした「すくすく発達相談」では約 190 件の相談を行い、早期からの相談体制の構築を図った。
- ② 児童生徒の保護者に対して、就学援助のお知らせ文書の配布や、久留米市ホームページ及び広報誌への掲載により、就学援助制度の周知を行った。
平成 23 年度就学援助制度は、利用者数 6,281 人、支給総額 423,296 千円となった。
- ③ 平成 22 年度から高等学校等授業料の実質無償化が実施されたが、本市独自の奨学金制度は一部見直しを行って平成 23 年度も引き続き実施した。
平成23年度においては、新たに久留米市奨学生を85人、加えて特別奨学基金の活用により40人の計125人を奨学生として採用した。これにより久留米市奨学生251人、特別奨学生95人の総合計346人に対して奨学金の給付を行った。

(4) 通学路等における児童生徒の安全確保

- ① 不審者や事故等から児童生徒を守るため、地域で自主的にパトロール活動や見守り活動を行っている団体に対し、直接必要な活動用経費等の助成や統一デザインのベストの配布を行うことで、安定した活動や見える活動の支援に努めた。(16 団体へ助成・510 着ベスト配布)
- ② 下校時間帯を中心に青パト 2 台による地域巡回パトロールを行うとともに、特に不審者情報があつた地域については、重点的にパトロールを行うなど、児童生徒の安全確保に努めた。
- ③ 小学校の新 1 年生全員に対して防犯ブザーの配布を行い児童の安全確保に努めた。

(5) 労働安全体制の充実

- ① 安全衛生委員会を設置し、長時間勤務の月例報告の提出及び管理職より健康管理・チェックを行った。また、健康等の指導や面接が必要な際の校医との連携体制を構築し、定時退校日を実施するなど、労働安全体制の向上に努めた。

《主な事業の概要》(単位：千円) 評価：◎十分達成 ○達成 △概ね達成 ▲やや達成 ×未達成

事業名(担当課)	事業概要	決算額	評価	備考
学校施設の整備充実 (施設整備課)	児童・生徒の生命を守り、災害時の地域の避難施設を確保するために、学校施設の耐震化を一層推進するとともに、多様で新しい学習活動に対応した教育環境の整備を進めた。	789,541	○	当初の予定どおり 19 棟の耐震補強工事を行った結果、市立小中学校の耐震化率は平成 23 年度末で 85.3%となり、平成 22 年度末の 74.9%から 10.4 ポイント改善した。
学校施設維持管理事業 (施設整備課)	学校施設における機能の維持改善を図るとともに、安全で快適な学習環境づくりに向けて、環境整備を行った。	232,186	○	2 校で屋外便所建設を行うとともに、3 校で公共下水道への切替を実施し、環境整備を図った。
学校施設長寿命化事業 (施設整備課)	学校施設における建替コストの縮減、改修時期の調整による財政の平準化、環境負荷の低減などを図るために防水・外壁工事などの施設の長寿命化を図った。	367,214	○	防水工事を 9 校、外壁工事を 8 校、屋内運動場の屋根改修を 3 校で実施し、施設の長寿命化を図った。

久留米市奨学金 (学務課)	経済的な理由により高等学校等の就学が困難な者に対し奨学金を給付した。 H23 年度支給額 月額：7,000 円	29,516	○	経済的に厳しい家庭の子ども の高校就学の一助となっている。 (H23 年度実績) 奨学金 251 人、特別奨学金 95 人 (H22 年度実績) 奨学金 242 人、特別奨学金 104 人
就学援助事業 (学校保健課)	小・中学校に通学する児童・生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対し、学用品費・給食費等を支給した。(健康増進特別事業を除く)。	423,296	○	就学援助事業は、児童生徒数推移に反比例し、認定者数・認定率ともに年々増加する傾向にあるが、援助を必要とする世帯に対しては、着実に支援を行っている。 (H23 年度実績) ・認定者数 6,281 人(小:3,964 人, 中:2,317 人) ・認定率 24.8% (小:23.3%, 中:27.8%) (H22 年度実績) ・認定者数 6,154 人(小:3,960 人, 中:2,194 人) ・認定率 24.1% (小:22.9%, 中:26.5%)

4 教職員の指導力向上の推進

《取り組みの概要》

市独自の教育センターを設置した特性を活かし、久留米市教職員研修基本方針に基づき、教職員研修事業・教育課題研究事業・教育活動支援事業を行った。

事業推進に当たっては、研究所での事業実績、従前からの市独自研修の実績を踏まえて、県教育庁をはじめとした教育関係機関・団体等と連携し、学校現場に近い教育センターとしてのメリットを最大限に活かして、実践した研修・研究活動の充実・深化を図った。

また、校内においても、教育センター等での校外研修への教職員の積極的参加を進めながら、校内研修の充実や教職員の自主研修の促進を図り、教職員の指導力向上に努めた。

(1) 教職員研修の実施

- ① 県から市への研修移管が概ね完了し、経験年数に応じて、受講対象者を特定した経年研修を悉皆研修として行った。また、初任者研修、1年経過研修、2年経過研修、5年経過研修、10年経験者研修の研修体系で研修を実施した。
- ② 学力の向上やいじめ・不登校への対応、人権・同和教育の推進等、本市の課題に応じた研修を実施した。また、本年度、体力向上研修会、校長研修会など新規研修会を実施した。
- ③ 市独自の専門研修（短期研修）「物語文の授業づくり」「道徳の授業づくり」「ICTを活用した授業づくり」「図画工作科の指導法」等、12講座（昨年より3講座増）を企画し、実施した。また、指導力の向上をめざした6つの断続研修（道徳、ICT活用、教育相談、算数、国語、くるめ学）を実施した。（再掲）

(2) 調査研究の充実とその成果の活用

- ① 本市の教育課題解決のために、人権・同和教育、小中連携教育、校内研修推進、体力向上の4つの研究班を立ち上げ、調査研究を実施した。（再掲）
- ② 調査研究の内容は、教育センター研修会で活用するとともに、教育センター発表会で報告を行ったり、各学校に冊子や手引等で還元したりした。

(3) 教職員の指導力向上に向けた支援

- ① 市研究発表会および校内研修等の学習指導案等を収集し、ホームページへの更新を適時行った。また、教育図書・資料をデータベース化することによって、図書・資料等の貸し出しや管理ができるようになった。
- ② 全ての市立学校（小学校46校、中学校17校、特別支援学校1校、市立高校2校）から校内研修会への講師派遣要請があり、学校教育課、人権・同和教育課、教育センターの指導主事が校内研修会で、教職員の指導力向上へ向け、各学校の課題やニーズに応じて指導・助言を行った。
- ③ 市教育論文等の募集では、本年度111本の応募があった。また、昨年につづき県教育論文において、本市教諭が優秀賞・優良賞を受賞した。

(4) 教育センターにおける教育相談機能の充実

- ① 不登校対応の研修会を「課題研修」として実施した。また、断続研修では、教育相談班を設け、カウンセリング等の理論や技法を身に付け、生徒指導・教育相談活動の実践的な指導力向上を図った。
- ② 断続研修の個別対応等、要請に応じ、授業づくり・学級づくりの相談への支援を行った。

(5) 学校内における教職員の指導体制の充実と能力開発の促進

- ① 教職員のニーズに応じた短期研修を12講座開設し、自主研修を促すとともに、断続研修において個人の指導力向上を図った。

② 県の人事評価制度に基づき、「教職員の自己評価」及び「管理職による教職員の業績評価」を行った。

《主な事業の概要》（単位：千円） 評価：◎十分達成 ○達成 △概ね達成 ▲やや達成 ×未達成

事業名（担当課）	事業概要	決算額	評価	備考
教職員研修事業 （教育センター）	教職員の指導力（授業力）を高めるため、初任者、経1・2・5・10年、主任等の中堅・管理職といった経験年数と職能に応じて教職員が自己の課題に応じて主体的に研修を進めていける研修の充実を図った。	8,535	○	基本研修や課題研修など、これまで県教育委員会が実施していた研修講座のほとんどにあたる71講座（参加者4,490人）を本市独自で実施し、その9割以上から満足したという評価を得ることができた。
教育課題研究事業 （教育センター）	本市の教育施策を踏まえた独自の教育課題を解決するため、市独自の研究班による研究主題を設定し、調査研究を行う。また市主催研修を通じて、その成果の普及に努めた。	1,224	○	本市喫緊の教育課題の内、教育部関係各課と協議し4つの研究（校内研修、人権・同和教育、小中連携教育、体力向上、研究員26名）を実施することができた。
教育活動支援事業 （教育センター）	教職員の教育活動を直接支援するため、ICT活用推進、教育資料室の整備、教育情報の提供、理科教育センター、教育論文奨励等の充実を図った。	2,105	○	市の教育実践記録に111点の応募があった。さらに県の教育論文では、優秀賞並びに優良賞を本市職員が受賞するなど、本市の教育実践の質の向上が図られた。
教職員校内研修事業 （学校教育課）	教職員の実践的な指導力を高めるため、教職員の研修や教科等の研究を推進する団体やグループに対して助成を行った。	小：2,147 中：802	○	小中学校の校長会・教頭会への財政支援を行うことで、各種団体の目的に応じた活動を活性化することができた。
教科等教育研究推進事業 （学校教育課）	学校教育における各教科等の教育の充実を図るため、各種教科等研究会への補助金の交付を行った。	2,873	○	特別支援教育研究協議会、学校図書館協議会、小学校教育研究会、中学校教育研究会への助成により、各種研究会や研修会が開催され、教育課題の解決や教職員の資質向上を図ることができた。
国・県・市教育研究指定事業 （学校教育課）	文部科学省や県教育委員会、市教育委員会が教育研究指定校を指定、研究実践活動を通して、教職員の能力の向上と教育活動の充実を図った。	小：2,500 中：1,800	○	県指定発表会及び中間報告会が日吉小・篠山小・高牟礼中で、市指定3年次研究発表会が南小・大善寺小・青峰小・牟田山中で開催された。また、山川小・弓削小・城南中の3校を新規に市指定校として指定した。

ii 青少年健全育成の積極的な推進

1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策

《取り組みの概要》

青少年の健全育成は地域社会全体の課題である。このため、久留米市次世代育成支援行動計画に基づき、青少年育成団体と一体となった全市的な青少年育成事業や地域の少年育成指導員と連携した地域指導活動等の事業を展開していく。

また、社会環境の変化から、青少年が関係する事件、あるいは青少年が巻き込まれる事件が多発している。このため、学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携を図り、巡回指導や相談業務、青少年非行・シンナー等薬物乱用防止対策など効果的な対策を推進し、青少年の立ち直り支援や問題行動の予防・啓発に取り組んでいく。

(1) 全市的な青少年健全育成の推進

- ① 青少年の健全育成を推進するため、青少年育成市民会議をはじめ、地域の青少年育成団体等との連携を強化し、青少年健全育成市民大会や青少年健全育成駅伝大会など全市的な活動に取り組むことにより、青少年の健全育成に対する意識の高揚に努めた。
- ② 集団での宿泊を伴う「少年の翼」、「それいけ！チャレンジやるキッズ」、通学合宿「わくわく遊友体験塾」を実施した。特に、1泊2日で参加しやすいキャンプである「それいけ！チャレンジやるキッズ」を2回実施した。

(2) 地域における青少年健全育成の推進と青少年指導体制の充実

- ① 地域、学校で開催される研修会や地域懇談会（125回）等に積極的に参加し、情報の提供及び共有化を図るとともに、青少年育成団体や学校との青少年の問題行動防止に対する連携活動を強化し、防止活動の活性化に努めた。
- ② 地域で活動する少年育成指導員に対し、少年に対する声かけや活動方法などの基本的な研修から、知識や専門性の向上のための研修などを行うことで指導活動の強化に努めた。さらに、専任少年指導員との連携を密に行うことにより指導体制の充実に努めた。
- ③ 新規開店のコンビニ等の把握や未加入店などに重点的な協力依頼を行うなど、地域における非行防止体制の強化のため、278店舗の少年育成指導協力店による指導体制の充実に努めた。
- ④ 青少年の様々な悩みに対応する「ヤングテレホンくるめ」のPRカード10,000部や不登校に関する教育相談のリーフレット1,000部を作成し学校等へ配布することで、広く周知活動に努めた。

(3) 少年非行・シンナー等薬物乱用防止対策

- ① 「少年非行・シンナー等薬物乱用防止対策本部」を中心に、市内の関係機関・団体が連携した防止活動を推進することで、シンナー乱用事案による検挙補導少年の減少につながった。
- ② 小学校高学年を対象とした薬物乱用防止教室を48校で開催し、薬物の怖さや害を早期に教育することで、新たな乱用少年の発生を防止するとともに、多くの市民が集まるイベント等を利用した啓発活動を行うなど、保護者も含め積極的な撲滅活動に取り組んだ。
- ③ 少年の非行の問題に関する相談や防止対策に取り組むとともに、それら問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、「みらくるホーム」との連携を密に、平成23年度は、新たに21名の支援少年を加えて積極的に支援を行った。

《主な事業の概要》（単位：千円） 評価：◎十分達成 ○達成 △概ね達成 ▲やや達成 ×未達成

事業名（担当課）	事業概要	決算額	評価	備考
青少年育成総合推進事業 （青少年育成課）	青少年健全育成のため青少年育成市民会議や校区青少年育成協議会など地域・市民団体、学校等と連携し、市民と一体となった意識啓発活動を推進する。また、地域における家庭教育力の向上のための啓発活動の実施、登下校時の児童生徒の安全確保や見守り活動に対して支援を行った。	17,181	○	地域懇談会への参加や中学校及び高校の生徒指導連絡協議会を開催し、情報交換や対策を行った。また、児童生徒の登下校時の安全確保のため、自主的に見守り活動を行う団体に支援を行った。（子ども安全対策事業、H23 年度 21 校区に助成・H22 年度 17 校区に助成）
健全育成指導の充実 （青少年育成課）	専任少年指導員や特別少年補導員による街頭指導、相談業務の充実、また、地域における青少年の健全育成を担う少年育成指導員の活動充実を図った。	19,753	○	平成 23 年度の指導員による喫煙、深夜徘徊、怠学等の指導件数は 370 件で、昨年度より 30 件増加している。今後も、新たな非行を生まないような活動や非行及び犯罪の抑止のための活動を継続することが必要
立ち直り支援の実施 （青少年育成課）	問題を抱える青少年に対し、社会人としての自覚を促し、学習や就労支援等の必要な支援や、スポーツ活動、奉仕活動などの体験活動を行い、早期の立ち直りを図った。	4,737	◎	平成 23 年度は、 みらくるホーム を新たに 21 名が利用するようになり、総勢 91 名の少年が登録している。平成 24 年 3 月で 69 名の少年が就労に結びつき、支援の効果は確実に上がっていると考ええる。
少年の翼事業 （生涯学習推進課）	次代を担う子どもが集い、本研修を中心に数回の研修を通じて友情を深めながら、団体生活の楽しさを学び、団体や地域の活動に積極的に参加する子どもを育成する。 ○少年の翼事業 ○アドベンチャーキャンプ事業	3,804	◎	・少年の翼事業 参加人数:117 名 (22 年度同数)、指導員：32 名 事前研修 2 回、本研修、お別れ会、交流会 ・アドベンチャーキャンプ事業 青年ボランティア 26 名、参加者 58 名

2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上

《取り組みの概要》

子どもたちの生きる力の育成や家庭・地域社会の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携し、子どもたちの様々な体験活動を推進するとともに、家庭教育への支援を行う。

(1) 青少年の体験活動の推進

- ① 体験活動の場と機会を提供するため、「チャレンジ子ども土曜塾」「わくわく遊友体験塾」「少年の翼」「それいけ！チャレンジやるキッズ」などをおこなった。
- ② 「チャレンジ子ども土曜塾」などにより、学校施設を活用した。

(2) 家庭・地域社会の教育力の向上への取り組み

- ① 青少年の健全育成の基本である家庭及び地域の教育力を高めるための講演会が、地域で円滑に開催できるよう、7小学校区に対し講師派遣の支援を行うことで、家庭や地域の教育力の向上に努めた。
- ② 市内 46 小学校区のうち 43 小学校区で、青少年学校外活動支援事業を実施した。実施主体である社会教育団体や地域の団体を中心とする各校区の運営委員会に対し、事業内容や運営について指導・助言等の支援を行った。また、地域懇談会や地域における活動に積極的に参加し、情報提供を行うとともに家庭・地域の教育力の向上に努めた。
- ③ 年 6 回発行の広報誌「青少年のきずな」により、家庭教育等の重要性についての啓発や情報提供を行った。

《主な事業の概要》（単位：千円） 評価：◎十分達成 ○達成 △概ね達成 ▲やや達成 ×未達成

事業名（担当課）	事業概要	決算額	評価	備考
青少年学校外活動支援事業 （生涯学習推進課）	校区コミュニティ組織や社会教育団体を中心とした地域の運営委員会が行う、地域における子どもの土曜日の居場所作り、社会体験、生活体験、自然体験活動を支援した。	28,555	◎	46 校区中 43 校区で実施（22 年度同数） 子ども参加：33,679 名 大人参加：14,438 名
わくわく遊友体験事業 （生涯学習推進課）	様々な体験が不足していると言われる子どもたちに対して、自炊・通学合宿などの自活体験や自然体験などの機会を提供し、子どもたちの自主性・協調性・創造性を育む。 ○わくわく遊友体験事業 ○チャレンジ体験塾“きたの”	1,919	◎	〈わくわく遊友体験塾〉 参加人数：511 名（22 年度 372 名） 通学合宿・・・2 回、3 校区 体験合宿・・・17 子ども会
青少年科学館活用促進事業 （生涯学習推進課）	福岡県青少年科学館の振興を図るため、久留米市から職員の出向を行うとともに、嘱託職員人件費相当分の補助を行った。	475	◎	市の出向職員 2 名、財団任用嘱託職員 3 ヶ月分の人件費相当額の補助を行った。
家庭教育支援事業 （青少年育成課）	地域の青少年育成協議会等が、実施する家庭教育に関する講演会等に対して、講師の紹介や謝金を負担する。	199	○	平成 23 年度は 7 件活用されている。福岡県も青少年問題地域講座事業として、研修会の講師を無料で派遣する事業を行っており、平成 23 年度は 10 件活用された。

iii 生涯学習都市づくりの推進

1 生涯学習・社会教育の推進

《取り組みの概要》

心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大や、社会経済の変化への対応が求められている中、「人々が、生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会の構築は極めて重要な課題となっている。

このため、地域に根ざし、潤いと活力に満ちた生涯学習都市づくりをめざし、学習活動の拠点である社会教育施設の整備充実を図るとともに、再構築に取り組んだ。

また、市民の学習ニーズに対応した多種・多様な学習の機会や場を提供し、併せて活動を促進するための体制の整備やネットワークの構築を図ることにより、市民の自主的な学習能力を高め、主体的な学習・教育、芸術・文化、体育・スポーツの諸活動を奨励・促進した。

さらに、市民の学習や実践活動の成果を積極的に活用できる場を提供することにより、さらなる市民の学習機会を拡充するとともに、生涯学習の一層の推進を図った。

(1) 豊かな学びの場の整備

- ① 中央図書館のトイレ給排水設備の改修など長期的な施設利用環境の整備を行なった。北野公民館において内装、照明改修を実施。北野働く女性の家、田主丸勤労青少年ホームにて下水道工事を実施し、生涯学習施設の整備を充実するとともに、生涯学習センター・公民館・そよ風ホール・総合文化センター施設を活用した生涯学習事業を実施した。
- ② 平成 23 年度より発足した旧 4 町地域 19 校区を含めた市内 46 校区コミュニティ組織に対し、生涯学習・社会教育事業の支援を行った。
- ③ 北野公民館において内装、照明改修を実施。北野働く女性の家、田主丸勤労青少年ホームにて下水道工事を実施し、生涯学習施設の整備を充実するとともに、生涯学習センター・公民館・そよ風ホール・総合文化センター施設を活用した生涯学習事業を実施した。

(2) 多様な学習機会・情報の提供

- ① 今日の学習課題等に対応した講座、教室を開催するとともに、青少年から高齢者まで幅広い市民を対象に学習機会を提供した。
- ② 久留米市生涯学習情報提供サイト「えーるネット」などを活用し、生涯学習、社会教育施設、サークルや人材などの情報を提供した。
- ③ 校区コミュニティセンター及び学校外活動事業への支援を行い、家庭・地域教育の振興を図った。
- ④ 図書館では I C タグによる的確な資料管理、また資料整備計画に基づく資料・情報の整備充実を図り市民サービス充実に努めた。さらに継続的な子どもの読書環境整備のために平成 24 年度からの第 2 次久留米市子どもの読書活動推進計画を策定した。

(3) 生涯学習の人材育成と活用

- ① 社会教育指導者や関連団体連携のためのコーディネーター養成を目的とした「わがまちリーダー養成事業」を実施した。校区コミュニティセンターの役割、地域課題解決のためのプログラム作りをテーマとして取り上げた。
 - ② 地域の人材を発掘し活用するため、LL アドバイザーバンクへの登録を推進するとともに生涯学習ボランティア派遣事業を実施した。
- H24. 3 月末現在 登録者数 285 人、派遣実績 1,715 件

③ 社会教育指導者や関連団体連携のためのコーディネーター養成を目的とした「わがまちリーダー養成事業」を実施した。校区コミュニティセンターの役割、地域課題解決のためのプログラム作りをテーマとして取り上げた。(再掲)

④ 生涯学習センターにおいて、利用サークルが行う市民対象の各種講座を共催し、学習成果の発表と社会への還元に努めた。また、生涯学習ボランティア育成講座を実施し、サークル育成を行った。7月には、LL ネットコアくるめと共管で「LL サークルバンク」をたちあげ、市民の生涯学習活動の循環を推進している。

(4) 学習ネットワークの整備活用

① 市民の主体的な生涯学習を推進するため、久留米生涯学習推進市民協会（LL ネットコアくるめ）の事業のスクラップアンドビルドをおこない、機能充実に努めた。

② 4町コミュニティ組織の設立にともない、スポーツ大会、成人式の企画・運営等、引継ぎを含め、連携して取り組んだ。

《主な事業の概要》（単位：千円） 評価：◎十分達成 ○達成 △概ね達成 ▲やや達成 ×未達成

事業名（担当課）	事業概要	決算額	評価	備考
公民館等活用事業 （生涯学習推進課）	田主丸・北野・三潆・城島の各公民館を広く活用した各種講座等を実施することにより、市民の生涯学習の推進を図った。	7,507	○	公民館利用者数 117,496 人（22 年度 119,464 人）
校区生涯学習振興事業費助成 （生涯学習推進課）	市民の実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行う校区コミュニティ組織に対し、事業費等の補助を行った。	26,071	○	校区委嘱学級 57 学級 （22 年度同数） 学級生 1,834 人
働く女性の家整備事業 （生涯学習推進課）	城島働く女性の家において、就労支援のための初中級者向け IT 講習会を開催した。	2,166	○	パソコン講座 25 講座（22 年度 30 講座） 参加者数：232 人
勤労青少年ホーム整備事業 （生涯学習推進課）	久留米市勤労青少年ホームの施設の老朽化により必要な修繕を行う。また、田主丸勤労青少年ホームの施設の耐震診断及び下水道設備工事を行った。	8,968	◎	田主丸勤労青少年ホームの耐震診断及び下水道設備工事等を実施した。
三潆農村環境改善センター改修事業 （生涯学習推進課）	三潆農村環境改善センターの施設の耐震診断を行った。	2,979	◎	三潆農村環境改善センターの施設の耐震診断を行った。
北野公民館整備事業 （生涯学習推進課）	老朽化の激しい北野公民館の設備を改修することにより、施設の利用の拡大と設備の充実に図った。	19,623	◎	北野公民館の設備改修等を実施した。
生涯学習振興事業 （生涯学習推進課）	えーるピア久留米での学習情報提供・相談事業を含め、全市的、全庁的な生涯学習振興方策についての調査・企画立案・調整等を行った。また、北野総合文化祭へ助成を行った。	2,782	○	生涯学習センター・公民館・そよ風ホール・総合文化センター施設を活用した生涯学習事業を実施した。
ボランティア育成事業	豊かな生涯学習社会の振興を図るため、ボランティア育成のため、	87	◎	体験学習リーダー入門講座 参加数：21 人

(生涯学習推進課)	めの講座を実施した。			
女性のためのリーダー養成事業 (生涯学習推進課)	女性リーダー育成のために、学習の場、ふれあいの場、団体活動など様々な機会を提供するとともに、婦人会活動への支援を行った。	340	○	女性リーダー育成のための機会提供、婦人会活動への支援を実施した。
社会教育団体助成 (生涯学習推進課)	市民と協働によるまちづくりを進めるためには社会教育の果たす役割は大きく、各社会教育団体へ財源支援と助言・指導等を行った。 ○久留米市子ども会連合会 (郡山市青少年親善交流事業含む) ○久留米市女性の会婦人会連絡協議会 等	8,526	◎	6 団体について財源支援や助言・指導等を実施し、活動等の充実を図った。(H22 年度と同数)
社会教育指導者養成事業 (生涯学習推進課)	社会教育関係団体の運営や活動に関する知識や技術について、総合的な研修を行うとともに、広く社会教育を推進していくリーダーの育成を図り、あわせて本市社会教育関係団体活動の振興を図った。	51	◎	94 名参加 コミュニティ組織、役員、センター職員他
LL ネットコアくめる助成事業 (生涯学習推進課)	市民主体の生涯学習推進母体として総合的な生涯学習推進施策に取り組む久留米生涯学習推進市民協会(LL ネットコアくめる)に対する助成を行う。また、三潞地域生涯学習推進委員会へ助成を行った。	11,915	◎	LL アドバイザーバンク 登録者数 285 人(22 年度 277 人) 派遣実績 1,715 件(22 年度 1,909 件) マナビランド開催 3,000 人
ブックスタート事業 (中央図書館)	絵本を介し乳幼児と保護者の心の交流を促進することにより、子どもの健全な発達と育児の支援を行った。	3,165	○	参加率 55.7%(H23 年度 58.7%) 前年度比では減少しているが、事業開始後 10 年間(開始 H14 年度 25%)全体としては参加率増加。ただし今後増加のためには実施方法の検討が必要。
子どもの読書環境整備事業 (中央図書館)	「久留米市子どもの読書活動推進計画」(平成 19 年 3 月策定)に基づき、子どもたち一人ひとりの豊かな人間形成に資するため、子どもの読書活動を推進する環境整備を進める。第 1 次計画(H19～H23)を総括し、第 2 次計画(H24～H28)を策定する	2,611	○	図書館児童図書冊数 220,641 冊 (前年比 3%増・H22 年度 214,225 冊)
図書館整備事業 (中央図書館)	快適な読書空間の提供と図書館機能の充実に向け、その基盤整備を行い、生涯学習ニーズに対応する。 ○図書館維持補修 (耐震診断、トイレ・空調等改	129,851	◎	図書館貸出冊数 1,626,619 冊 (前年比 3,913 冊増・H22 年度 1,622,706 冊) 図書館蔵書冊数 728,651 冊 (前年比 2%増・H22 年度 714,123 冊)

	修) ○図書館資料の整備充実 ○図書館整備 ○図書館福祉サービスボランティア活動支援			
複合施設建設事業及び北野図書館整備事業 (中央図書館)	地域の生涯学習と情報の拠点施設として北野新図書館を整備し、地域の情報環境の充実を図ることにより、豊かな市民生活の実現と地域の活性化に資する。 ○複合施設建設事業（図書館部分管理運営費） ○北野図書館整備事業（資料整備など）	29,321	◎	北野図書館蔵書冊数 73,301 冊 (前年比 16%増・H22 年度 63,195 冊) 北野図書館貸出冊数 205,790 冊 (前年比 17%増・H22 年度 176,101 冊)

2 活力あふれる市民スポーツの振興

《取り組みの概要》

「活力あふれる市民スポーツの振興と、豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」のために、久留米市スポーツ振興基本計画に基づき、生涯の各時期にわたり、それぞれの体力や年齢、目的に応じてスポーツを楽しむことができるスポーツ環境づくりを推進する。

また、市民の多種多様なスポーツニーズに対応するため、きめ細やかに支援できる推進体制の整備、充実に努めた。

さらに、スポーツ施設の整備充実、指導者の養成と資質の向上を図るとともに、競技スポーツからコミュニティスポーツに至るまで市民参加を促進する多様なプログラムの提供を通じて、生涯スポーツの振興に努めた。

(1) 活力あふれるスポーツの場の整備

- ① 主な体育施設については、指定管理者制度を導入し、指定管理者による各種プログラムサービスを通じて施設利用の促進に努めた。
- ② 野球場改修工事、城島総合グラウンド整備工事、北野体育館整備工事および東部地区体育館の屋根改修工事などを実施した。
- ③ スポーツ施設の利便性を図るため、新たな公共施設予約システムによる施設利用状況の提供に努めた。
- ④ 学校施設開放の範囲に「武道場」を追加した。また、地域のコミュニティ団体等で構成する施設開放運営委員会方式による学校体育施設の開放を全ての市立小中学校及び特別支援学校で行い、地域スポーツの活動の場の確保に努めた。

(2) 競技スポーツの振興

- ① 九州、全国規模の競技大会及び見るスポーツとして次の大会・イベントを誘致・開催した。
 - ・久留米市ベストアメニティカップ国際女子テニス大会（5月）
 - ・全国グラウンド・ゴルフレディース交歓大会（5月）
 - ・九州オールレディースソフトボール大会（6月）
 - ・「スポーツ拠点づくり推進事業」紫灘旗全国高校遠的弓道大会（8月）
 - ・九州・山口9人制バレーボールクラブカップ男女選手権大会（10月）
 - ・高松宮賜杯全国軟式野球大会2部（11月）

(3) 市民スポーツの育成

- ① 「スポーツは楽しい」を基本とする、スポーツ実施の動機付けとなるような体験型のスポーツ教室を実施した。
 - ・泳げない子どものための水泳教室（6月～8月）、キッズ水泳教室（8月）、初心者弓道体験教室（7月）、Eボート体験教室（8月）、親子キャッチボール教室（10月）、親子ふれあいサッカー教室（3月）
 - ・市民へのニュースポーツ普及を図るため、出前講座「ニュースポーツの紹介」を実施した。
- ② 市民同士や近隣地域との交流を目的として、次の大会を開催、支援又は参画した。
 - ・チャレンジデー（5月）、筑後川Eボートフェスティバル（9月）、久留米オリンピック（10月）、クロスロードスポーツレクリエーション大会（11月：小郡市で開催）、筑後川くるめ菜の花マラソン大会（3月）

(4) スポーツ振興の仕組みづくり

- ① スポーツ指導者のスキルアップを図りながら、指導者養成と同じく重点的に取り組んでいる総合型地域スポーツクラブの推進・活性化を同時に進めることを目的に、(公財)日本体育協会の公認資格である「公認アシスタントマネジャー資格」を取得できる講習会を開催した。（11月～12月：全8回）

また、久留米市スポーツ推進委員の資質向上を図るため、スポーツ推進委員で構成する連絡協議会に対して研修費等の助成を行った。
- ② (財)久留米市体育協会に対して組織と事業の充実・強化を図るため、運営費の助成を行った。
- ③ スポーツ振興くじ助成金を活用し、設立5年以内の市内総合型地域スポーツクラブ「桜花台クラブ」・「三潆体育振興協会」の2つのクラブに対して活動支援補助金を交付した。

《主な事業の概要》（単位：千円） 評価：◎十分達成 ○達成 △概ね達成 ▲やや達成 ×未達成

事業名（担当課）	事業概要	決算額	評価	備考
生涯スポーツ振興体制の整備事業 （体育スポーツ課）	地域住民主体による、子どもからお年寄りまで、「いつでも、どこでも、だれでも」が気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの活動等を支援した。また、スポーツ指導者の資質向上・新規発掘を目的としたスポーツ指導者養成講習会や各種スポーツ教室等を開催した。	7,131	◎	【総合型地域スポーツクラブ活動支援】 久留米市内7クラブに対して、「自立支援事業補助」、「事務局運営費補助」として補助金を交付し活動の支援を行った。 【スポーツ指導者養成、各種スポーツ教室】 「アシスタントマネジャー養成講習会」を開催しスポーツ指導者の養成を図るとともに、昨年を上回る参加者を得て「初心者・親子体験教室」を開催し、市のスポーツ振興を図れた。
(財)久留米市体育協会助成事業 （体育スポーツ課）	市民スポーツの担い手である体育協会を通じて、各種競技団体の育成や市民スポーツの参加を促すための教室やイベントを開催するとともに、各種大会への参加奨励や青少年スポーツ活動等への助成を行った。	35,051	◎	H23.4 にリニューアルオープンした荘島体育館を拠点として、市民のスポーツニーズに沿った各種スポーツ教室の企画・開催を行い、稼働率アップ及び収益増を図った。 また、加盟団体や、各種大会への補助を充実させるとともに、経費削減（節電等）にも努めた。 〔参考〕 荘島体育館利用実績比較

				H20（改築前） H23（改築後） 利用人数 41,099 名 68,878 名 利用収入 1,331,190 円 3,614,300 円
スポーツ交流推進事業 （体育スポーツ課）	スポーツを通じて、近隣市町村との交流を推進し、お互いの友好親睦を深めることで活動の広域化を図り、市民スポーツを振興した。	20,099	◎	クロスロード地域（久留米市、小郡市、うきは市、基山町）によるスポーツレクリエーション祭、E ボート大会等、各大会ともに概ね参加者増を達成し、スポーツ交流の推進を図ることができた。
スポーツ大会振興事業 （体育スポーツ課）	各種スポーツの全国・九州レベルの大会を誘致開催することにより、市民のスポーツ技術向上とスポーツを始めるきっかけをつくり、競技スポーツの振興を図った。	13,475	◎	全国規模の高松宮賜杯全国軟式野球大会、全国グラウンド・ゴルフ大会、紫灘旗弓道大会、そして国際大会であるベストアメニティカップ国際女子テニス大会へ補助金を交付し、市競技レベルの向上とスポーツ振興を図ることができた。
スポーツ施設の整備活用・充実事業 （体育スポーツ課）	多様な市民スポーツニーズに応える広域スポーツ施設として、人々のライフステージにおいて体力・年齢・目的に応じたスポーツに親しむ環境の整備と、その活用による生涯スポーツの振興を図った。	98,540	◎	・北野体育センター体育館 解体・駐車場整備実施設計 ・北野武道場新築工事 実施設計業務委託 ・北野体育館改修工事 ・三潨体育施設維持管理各種業務委託 ・城島中学校グラウンド バックネット等移設工事 等実施。
体育施設維持管理・補修事業 （体育スポーツ課）	市体育施設の安全な管理運営のため、市民が安心して体育施設を利用できるようにするため、市内体育施設の現況について調査し、必要に応じて維持補修等を行った。	11,121	◎	・西国分小夜間照明コイル盤修繕 ・西部地区体育館手すり、玄関雨漏り修繕 ・市弓道場安土修繕 ・体育施設コートライン改修 ・東部地区体育館耐震診断業務委託 等実施。
荘島体育館改築事業 （体育スポーツ課）	荘島体育館の改築工事实施に伴う周辺施設の復旧を行った。	16,961	◎	隣接している荘島公園の整備工事を行った。
田主丸複合施設整備事業 （体育スポーツ課）	田主丸複合施設内に多目的運動室を整備した。	40,353	◎	複合施設内多目的運動室の整備を含めた建設工事を行った。
三潨屋外体育施設再整備事業 （体育スポーツ課）	三潨地域の屋外体育施設について、生涯スポーツの推進を図るため、再配置、再整備のための実施設計等を行った。	119,710	◎	B&G プール改修設計、倉庫キュービクル整備、多目的広場・北側駐車場整備を行った。
竹野基盤整備地内運動公園整備事業 （体育スポーツ課）	多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設として、田主丸町に運動公園を整備するため、用地買収等を行った。	24,003	◎	実施設計、不動産鑑定及び用地取得を行った。

3 文化財の保護と活用

《取り組みの概要》

市民の共有財産である文化財を保存・保護するとともに、市民が文化財に親しむ機会を提供し、それぞれの文化財の特性を活かした積極的な活用を図ることにより、市民の郷土愛を醸成し、歴史や伝統を身近に感じ、親しみ、暮らしに生かすとともに、こうした魅力あふれる歴史環境の未来への継承に努めた。

(1) 文化財を守り伝える

- ① 埋蔵文化財発掘調査の効率化や迅速化・標準化など円滑な実施に努め、開発と文化財保護の調整を図るとともに、水分遺跡発掘調査現地説明会を開催し、市民の理解と協力を得る取り組みに努めた。
- ② 埋蔵文化財センターを中心に、埋蔵文化財の整理・保存と調査・研究を行うとともに、生涯学習・教育活動の場としての活用を図った。
- ③ 梅林寺のソテツを市指定文化財に指定した。また、梅林寺の有馬家墓所の石塔についても調査を実施した。大善寺旧庫裡については、保存修復事業を実施した。

(2) 文化財に親しむ

- ① 地域の文化財を紹介する小冊子「歴史散歩・高良山の文化財」などを発行し、文化財の周知、文化財保護の啓発・普及を図った。
- ② 生涯学習振興の観点から、考古資料展や筑後国府展の開催、歴史探訪「企画展巡り」、保存修理の現場公開、学校の総合的な学習の時間における体験学習など、地域に根ざした文化財を学び、親しむ機会の充実に努めた。
- ③ 文化財の管理及び普及活動を行う 22 団体に対し、補助金の交付及び助言を行うことで、文化財の保護、周知普及を図った。また、企画展や出前講座における説明や体験学習の補助支援として「文化財サポーター」の活動充実を図り、文化財を活用した市民との協働のまちづくりを推進した。
- ④ 市民が文化財に親しみ、理解することができるよう説明板等の整備や御井校区文化財マップの作成を行った。
- ⑤ 「歴史博物館」の建設に備え、資料の調査を行うとともに、収集した資料の保存作業に取り組んだ。さらに、資料管理データの追加入力を行い、資料を有効活用できる検索システムを充実し、市民からの問い合わせや資料貸出しを行った。また、六ツ門図書館展示コーナーを会場として、「平和資料展」(入場者 2,666 人)「本村コレクション展」(入場者 2,482 人)「むかしのくらし展」(入場者 6,906 人)などを開催し、23 年度は 15,899 人の入場者があった。

(3) 文化財を暮らしに生かす

- ① 田主丸大塚古墳については、史跡整備基本計画の策定を推進し、筑後国府跡などについては、史跡の保存・保護を図りながら、計画策定に向けた検討を進めた。また、大塚古墳歴史公園などの歴史公園については、地域の学校や社会教育施設などの歴史学習やレクリエーションの場として活用された。
- ② 市内に現存する歴史的建造物の活用を図るため、善導寺の保存修理・現場公開などを実施しながら文化財の周知に努めた。また、坂本繁二郎生家においては、生家活用事業として、展示会・コンサート・小学生向けの体験講座・繁二郎を知る講座など、さまざまな事業を実施し、まちづくりの拠点や歴史的教材としての活用を図った。

《主な事業の概要》（単位：千円） 評価：◎十分達成 ○達成 △概ね達成 ▲やや達成 ×未達成

事業名（担当課）	事業概要	決算額	評価	備考
歴史博物館整備事業 （文化財保護課）	地域文化を知り、創造し、継承するための生涯学習施設として、かつ、市民がふるさとの歴史や文化を学び、体感し交流できる学習の場としての歴史博物館（久留米歴史博物館：仮称）の整備を目指した。また、六ツ門図書館展示コーナーでは6回の展示会を開催した。内、「昔のくらし展」には久留米市内の小学校36校が社会科授業の一環として、2,650人程の見学があった。博物館資料の展示や体験学習を通じて、集客効果を高め、博物館建設への市民意識の高揚を図った。	18,101	◎	六ツ門図書館展示コーナーでは、23年度入館者目標の15,000人を超え、15,972人を達成した。前年度は10月のオープン以降、半年間で8,531人であったが、23年度の同期間は10,940人となり28%増となった。 特に、昭和のくらしをテーマにした「むかしのくらし展」では、小学3年生の社会科の授業と連携し、石臼体験なども実施したため、市内小学校36校からの見学申込があった。入館者は、小学校を含め約2ヶ月半で7,018人に上った。
発掘調査事業 （文化財保護課）	貴重な国民的共有財産である埋蔵文化財を保存し、現状保存措置がとれない場合は、それを記録するため、発掘調査を行った。わが国及び久留米地域の歴史・文化等の正しい理解を促すとともに、市民の郷土愛を醸成し、文化活動の展開を拡大した。	90,372	◎	発掘調査件数 22件（H22年度22件） 調査報告書刊行 14冊（H22年度12冊） 現地説明会実施 3ヶ所（H22年度2ヶ所） *8件の民間受託調査を実施し、遅延なく遂行できた。
埋蔵文化財センター （文化財保護課）	発掘調査に伴う出土品や記録類を集中管理し調査研究するとともに、市民の多様な文化的活動の展開を拡大するため、展示会や体験学習、学校教育の「総合的な学習の時間」の支援事業等を実施した。	4,334	◎	考古資料展来場者 1,215人（H22年度1,026人） *センターの年間来館者が2,065人（H22年度1,511人）と2,000人を突破
筑後国府跡歴史公園整備事業 （文化財保護課）	古代都市である筑後国府跡を市民が身近な場所で、歴史を感じることができる歴史公園として保存整備することにより、市民の「まち」に対する愛着心を高めるとともに、その魅力を未来に向けて継承する。	251,025	◎	史跡の公有化 2,596.18㎡ 全指定地面積に対する公有化率が71.19%に達した（H24.3段階） 懸案であった国司館地区等の国指定史跡への追加指定を申請した。
歴史的建造物保存整備事業 （文化財保護課）	市内に残る歴史的価値のある建造物の調査・保存・整備・活用を図り、市民が身近な場所で歴史を感じながら暮らすことのできるまちづくりを推進する。	19,131	◎	・善導寺書院等修理工事 ・梅林寺藩主墓地石塔実測調査
史跡等環境整備事業 （文化財保護課）	市民が歴史に親しみながら憩う場として、地域の特性を生かした「歴史の広場」の整備を進め、	8,699	○	史跡地の管理 史跡御塚権現塚環境整備（緊急雇用）等

	まちづくりの素材としても活用を図る。			
文化財周知事業（くるめ歴史のさと事業） （文化財保護課）	文化財に対する市民の理解と保護思想の高揚を図るため、説明板設置や歴史探訪などの実施とパンフレットを作成し、文化財周知、普及活動を展開する。	970	○	説明板設置 2 件 文化財マップ・歴史散歩 N37・筑後国府通信 8 号発行等
耳納山麓自然と歴史の森公園整備事業 （文化財保護課）	国指定史跡田主丸大塚古墳の保存のための整備と、散策拠点や地域おこしの核としての活用を目的とする大塚古墳歴史公園の整備を行う。	7,020	○	史跡及び・歴史公園の管理 史跡整備基本計画策定推進 排水環境調査の実施等
坂本繁二郎生家活用事業 （文化財保護課）	久留米城下町に唯一残る武家屋敷であり、坂本繁二郎の生家（市指定文化財）を保存・活用し、後世へ伝えるための展示会等を実施する。また、重要な地域資源として PR し、多方面で活用を図った。	517	○	生家活用事業として企画展 3 回、講演会 5 回、体験講座 5 回、ミニコンサート 3 回を開催 H23 年度実績 7,274 人（前年度比 10.6%減） H22 年度実績 8,138 人

iv 人権のまちづくりの推進

《取り組みの概要》

市民一人ひとりがかけがえのない人間として尊重され、輝きを持ちながら暮らしていける地域社会をつくるために、久留米市人権教育・啓発基本指針に基づき、久留米市人権啓発推進協議会など各種団体と連携し、差別をなくす意志と実践力を身に付けた豊かな人権感覚を持った市民を育成する教育・啓発活動を進める。

（１）人権のまちづくりの推進

- ① 「人権教育・啓発推進事業」を通して、小学校区人権啓発推進協議会や中学校区人権のまちづくり推進協議会への支援を行い、学社連携を図るとともに、地域の人権課題の実状をふまえた取組の充実、より住民主導の取組への移行を進めた。
- ② 人権のまちづくり学園コミュニティ研修会において、取り組みの参考となるように具体的実践の報告や各地域の取り組みの情報交換を行い、学校・家庭や地域との連携をより推進していくための支援を行った。
- ③ 人権のまちづくり推進に関する関係各課や団体と連携し、今後の人権のまちづくりの更なる推進のための在り方を協議する「人権のまちづくり推進に関する協議会」を 2 回開催した。それにより来年度以降に全部の人権のまちづくり推進協議会の代表者や実務者が参加する「人権のまちづくり推進協議会連絡会」（仮称）を開催するようにした。
- ④ 共感的人間関係育成研究チームにおいて、アサーションの考え方を生かしてコミュニケーション能力を育成し共感的人間関係力を高める授業実践プログラム作りを行い、2 年間の研究のまとめを作成し各学校に配布した。また、協同的な学び授業作り研究チームにおいては、日常の授業の中で一人一人の子どもの学力保障と人間関係の育成を目指して『学び合い』学習の授業研究に取り組んだ。

（２）同和地区児童生徒及び住民に対する教育・啓発活動

- ① 教育集会所運営委員会を開催し、同和地区住民及び近隣地域住民の民主的・組織的な教育・啓発活動の促進に努めた。

- ② 学習指導員を4名配置し、基礎的基本的な学習内容の定着や、家庭における学習の習慣化など必要な指導を行った。また、人権・同和教育課と学習指導員4名との情報交換の場を毎週1回もち、児童生徒の生活状況や学習の状況、今後の指導の在り方等を確認しながら学力保障の取り組みを進めた。

《主な事業の概要》（単位：千円） 評価：◎十分達成 ○達成 △概ね達成 ▲やや達成 ×未達成

事業名（担当課）	事業概要	決算額	評価	備考
社会人権・同和教育事業 （人権・同和教育課）	社会人権・同和教育研修等による団体等の育成及び進路保障を図るための所要の事業を実施するなど社会人権・同和教育を推進し、差別のない地域社会の実現をめざす。	11,013	○	人権啓発活動を通して、差別がなぜいけないのか、人権学習がなぜ必要なのかなどを啓発するとともに、人権感覚を育む取り組みを行った。
人権教育・啓発推進事業 （人権・同和教育課）	校区人権協の充実強化を図りながら、全中学校区毎に「人権のまちづくり推進協議会」を設置し、これを中心とした地域主体の人権教育・啓発を推し進め、差別をなくす意志と実践力を身につけた豊かな人権感覚を持った市民の育成を図る。	7,710	○	久留米市人権・同和教育研究集会において屏水中校区の実践報告が行われた。他の中学校区においては、人権フェスタや講演会の開催など、各中学校区様々な特色ある地域から情報発信が行われた。
小・中学校同和教育事業 （人権・同和教育課）	部落差別をはじめとする様々な差別の現実に学び教職員の人権についての認識を深めるとともに、その研究成果を広く啓発・普及することによって、人権・同和教育の振興・充実に資する。「学習理解力」「確かな人権認識」「豊かな感性」を併せ持った「学力」を培う学習活動の研究と実践を推進する。	3,000	○	9 指定校のうち竹野小、高良内小、三潴中学校の3校が研究報告会を行い、篠山小、城島小、田主丸中学校が中間報告会を行い、人権が尊重される学校作りのあり方などの研究成果の公開を行った。
学校人権・同和教育事業 （人権・同和教育課）	差別をなくす意志と実践力を持った児童生徒を育成し、差別意識を解消するため、授業改革プロジェクト事業を実施し、人権教育や学力保障の視点を据えた授業研究を進める。また、久留米市人権・同和教育研究協議会の育成、質問教室の実施、就園・就学・進学奨励金等の給付を行うなど、基本的人権を尊重する意識を醸成する。	33,980	○	学習指導員4人を配置するなど、質問教室の支援を行った。質問教室をとおして地区児童生徒の自立心を養成するとともに、学力の向上が図られた。
社会同和研修事業 （生涯学習推進課）	同和問題をはじめとする人権問題に関して「なるほど人権セミナー」をはじめとする啓発事業を実施するほか、人権・同和教育を推進するリーダーの養成、啓発資料の作成、校区コミュニ	3,068	◎	なるほど人権セミナー全8回 参加人数：1,743名 人権のまちづくりコーディネーター講座5回連続 参加人数：134名

	ティセンター等における人権学習の振興を図る。			
--	------------------------	--	--	--

Ⅴ 行政改革、財政構造改善計画の取り組み

《取り組みの概要》

近年の厳しい社会状況を背景に、効果的な市民サービスの実現と効率的な行政の展開を図るため、久留米市新行政改革行動計画に基づき、学校給食調理業務や学校校務員業務の委託化、PFI 手法による中央学校給食共同調理場の運営、社会教育施設における指定管理者による管理運営などに取り組む。

- ① 小学校給食調理業務について、4 校（鳥飼・草野・大橋・津福小学校）で新規に民間委託を開始した。（H23 年度末現在の民間委託校 21 校：小学校 20 校、中学校 1 校）
- ② 学校校務員業務について、城島町 6 校（城島小、下田小、江上小、青木小、浮島小、城島中）で生きがい健康づくり財団への委託を開始した。（平成 23 年度末現在の委託校 64 校：小 46 校、中 17 校、特別支援学校）
- ③ PFI 事業者の調理・配送等の業務状況について、日常及び定期的なモニタリング（実地確認、業務報告書の確認、協議等）を行い、円滑かつ安定的な管理運営の実施に努めた。
- ④ 非常勤司書採用による専門性を確保しサービス向上を図るとともに、中央館と地域館との組織統合によりサービス水準確保と効率的運営に努めている。
- ⑤ 生涯学習センター、勤労青少年ホーム及び体育施設の主なものについて、指定管理者による管理運営を実施した。

vi 教育委員会の活性化

《取り組みの概要》

教育委員会会議においては、効果的で円滑な教育行政の運営が図られるよう、教育行政の基本的な方針や具体的な施策、議決案件、報告事項について審議・検討する。審議・検討に際しては、事前の資料提供、学校や社会教育施設を視察・訪問するなど、各委員の多様な意見が得られるよう教育委員会会議の深化を図る。

また、効果的な教育行政の推進や市民等への説明責任を果たす観点から、教育委員会活動について点検・評価を行っていく。

（１）開かれた教育委員会の取り組み

① 市ホームページにて次回の教育委員会会議の開催日時・場所等を掲載するとともに、会議終了後には毎月の議案について公開した。

② 児童生徒や教職員の意向を把握し、教育行政に反映することができるよう、城島小、三潴中、南薫小にて移動教育委員会を行った。また、市役所で行われる様々な行事に対して教育委員の活発な参加が行われた。

③ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検評価について、市議会に報告後、市ホームページにて公表を行った。

（２）教育委員会活動の充実・高度化

①② 教育事務所管内の教育長会議を通じて、他の教育委員会の活動状況や先進的取り組み事例の情報収集・情報交換を行った。

（３）行政としての一体的な取り組みの強化

市長部局の特別職と教育長との定期的な協議（トップ会議）や部長会を通じて、市政策を踏まえた教育行政の推進に努めた。教育委員会業務を補助執行している協働推進部、市民文化部、子ども未来部とは頻繁に協議・連携を行いながら業務を遂行した。

また、教育行政との関係が深い分野の所管部局とも連携し、久留米市総合計画に基づく、一体的、総合的な行政の展開を図った。

《主な事業の概要》

事業名（担当課）	事業概要	決算額	評価	備考
移動教育委員会の開催 （教育部総務）	特色ある教育や市で取り組んで欲しい教育への要望などを把握するために、現地視察や地域の教育関係者等との意見交換を行った。	—	○	城島小、三潴中、南薫小にて移動教育委員会を行い、児童生徒や教職員の意向を把握し、教育行政への反映を図った。
ホームページの充実 （教育部総務）	情報化社会に対応するため、情報の発信・収集のしくみを研究し、ホームページの充実を図った。	—	○	市公式ホームページにおいて、教育委員会会議の開催情報等を随時更新した。

5. 施策についての検証と今後の方向

(1) 教育施策の成果と課題

i 生きる力を育む学校教育の充実

1 教育改革プランの推進	
状況	○平成 23 年度実施の久留米市学力・生活実態調査の結果によれば、全国平均と比較して、すべての学年・教科で下回っている。今後、学習目標に達していない子どもの基礎・基本定着のための施策を推進する必要がある。 ○平成 23 年度の不登校児童生徒数は 353 名であり、前年度比 33 名増となっている。今後も、実態把握及び早期発見・早期対応の取り組みの充実を図る必要がある。 ○「自分が好き」という質問に対して、「とてもあてはまる（とても好き）」と応えた児童生徒の割合は中学 2 年生までは全国平均を上回っているが、学年が高くなるほど低下する傾向にあり、中学 3 年生では全国平均と同程度になっている。 ○特別支援教育を受ける子どもの増加に対応するため、久留米特別支援学校による小中学校教員に対する指導方法の助言など、センター的機能を強化した。
評価	○第 2 期教育改革プランの 1 年次の推進により、学習習慣定着支援事業や「くるめ学サミット」、教育改革プラン広報事業の実施、専任生徒指導教員の配置など、一定の成果は得られた。 ○しかしながら、学力や不登校など市の教育課題は継続しており、引き続き教育改革を進める必要がある。

2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備	
状況	○全小・中学校で学校版環境 ISO の認定が完了し、各校でゴミ・電気・水の量を節減する取り組みが進んだ。 ○全小・中学校で学校評議員から地域学校協議会委員への移行が完了し、学校と家庭・地域との連携を深めながら学校経営・運営体制を構築する環境が整った。
評価	○中学校給食の開始や学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進など、学校経営・運営体制の整備についての一定の成果は得られた。 ○今後も、地域学校協議会等を活用し、学校・家庭・地域が連携しながら特色ある学校教育の実践を進めるものとする。

3 学校教育環境の整備	
状況	○小中学校における校舎、屋内運動場の耐震補強工事（19 棟）を行い、平成 23 年度末での小中学校の耐震化率は 85.3%となった。 ○就学に際して経済的な課題を抱える児童生徒に対して、就学援助制度による支援（6,137 人）及び市奨学金・特別奨学金による支援（計 345 人）を行った。
評価	○小中学校の耐震化の進展など、学校教育環境の整備が進展した。 ○今後も、平成 25 年度の小中学校耐震化率 100%を目指して耐震診断・耐震補強の取り組みを進めるとともに、当年度に整備した情報機器の有効活用を進めるものとする。

4 教職員の指導力向上の推進	
状況	○市教育センターで基本研修・課題研修など、67 講座を実施し、延 3,783 人の教職員が受講した。 ○市独自の専門研修「説明文の授業づくり」「道徳の授業づくり」「授業での ICT 活用」「外国語活動の授業づくり」等、9 講座（昨年より 5 講座増）を企画し、実施した。
評価	○市教育センターを活かし、教職員のライフステージに応じた研修の実施を通じて、教職員の指導力向上に際して一定の成果が得られた。 ○今後も、集合研修や校内研修等を通じて、教職員の指導力向上を進めるものとする。

ii 青少年健全育成の積極的な推進

1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策	
状況	○「少年非行・シンナー等薬物乱用防止対策本部」のもと、総合的な防止対策により、市内のシンナー乱用少年の検挙補導人員は、年々減少している。(H23 年少年検挙補導人員 4 人) ○市内のコンビニエンスストアや遊戯施設等に対し、地域の少年の健全育成や非行防止の強化を図るため、少年育成指導協力店への加盟を進めた。(H23 年度 278 店舗)
評価	○地域活動団体や警察等との連携のもとで非行防止などの活動を進め、青少年健全育成に向け、一定の成果が得られた。 ○今後も、青少年の健全育成や非行防止、立ち直り支援等の取り組みを進めるものとする。

2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上	
状況	○体験活動の場と機会を提供するため、「チャレンジ子ども土曜塾 (33,679 名参加)」や「少年の翼 (117 名参加)」などの様々な取り組みを行い、33,796 名の参加があった。 ○社会教育関係団体や地域の各団体を中心とした校外活動を支援する事業（青少年学校外活動支援事業）を 43 校区で実施した。
評価	○校外における体験活動の場の提供など、家庭・地域社会の教育力の充実に向け、一定の成果が得られた。 ○一方で、基本的生活習慣の確立などの課題も継続しており、引き続き、家庭・地域社会の教育力の重要性について、啓発を進める必要がある。

iii 生涯学習都市づくりの推進

1 生涯学習・社会教育の推進	
状況	○青少年から高齢者まで幅広い市民を対象に学習機会を提供するため、343 回の講座・教室を開催し、15,573 人の参加があった。 ○生涯学習・社会教育をコーディネートする人材の育成に向け、わがまちリーダー養成事業 (94 人参加) を行うほか、生涯学習ボランティアについても延べ 1,715 回派遣した。
評価	○市民の学習ニーズに対応した多種・多様な学習の機会の提供など、生涯学習・社会教育の推進について、一定の成果が得られた。 ○今後も、学習拠点である社会教育施設の整備充実を図るとともに、生涯学習活動を促進するための体制整備を進めるものとする。

2 活力あふれる市民スポーツの振興	
状況	○21 の社会体育施設では 755,557 人の利用があり、65 小中学校で行う学校施設開放事業においては 861,629 人の利用があった。 ○久留米スポーツフェスタ (延べ 5,826 人参加) の開催など、市民スポーツの振興を図るとともに、ベストアメニティ国際女子テニス大会 (観客動員 2,750 人) などを誘致・開催した。市民スポーツ実施の動機付けやスポーツ振興に携わる人材育成のため、各種体験教室 (316 人参加) や指導者養成講習 (延べ 265 人参加) などのさまざまな取り組みを行った。
評価	○市民スポーツの場の提供や地域スポーツクラブづくりの推進など、「スポーツは楽しい」を実感するための取り組みを進め、一定の成果が得られた。 ○今後も、大会誘致を通じスポーツコンベンションを推進するとともに、市民スポーツ振興のため、地域スポーツクラブの整備充実をはじめ生涯スポーツ振興体制の整備を進めるものとする。

3 文化財の保護と活用	
状況	○22箇所が発掘調査を実施するとともに、現地説明会を3回開催し、市民に調査成果を現地に公開した。また14冊の調査報告書を作成した。 ○埋蔵文化財センターにおいて考古資料展を開催し、1,215人の来場者があった。また、六ツ門図書館展示コーナーにおいて、企画展「むかしのくらし展」を開催し、8,055人の来場があった。
評価	○文化財の保存・保護を着実に行ったほか、市民が文化財に親しむ機会の提供を積極的に提供するなど、一定の成果が得られた。 ○今後も、市民が歴史や伝統を身近に感じ、親しめるような取り組みを継続していくものとする。

iv 人権のまちづくりの推進

状況	○市教育センター等において、人権・同和教育に関する研修会を6回開催し、延べ607人の参加があった。 ○中学校区人権のまちづくり推進協議会への支援を行い、人権啓発事業を推進し、述べ20,517人の参加があった。
評価	○学校や地域、企業、市民などを対象とした学習会の開催や、学校における人権・同和教育の推進など、人権のまちづくりに向け、一定の成果が得られた。 ○今後も、久留米市人権教育・啓発基本指針に基づき、久留米市人権啓発推進協議会など各種団体と連携し、差別をなくす意志と実践力を身に付けた豊かな人権感覚を持った市民を育成する教育・啓発活動を進めるものとする。

v 行政改革、財政構造改善計画の取り組み

状況	○小学校給食調理業務について、4校で新規に民間委託を開始した。また、学校校務員業務について、城島町6校の業務委託をシルバー人材センターから生きがい健康づくり財団に移行し、業務の統一化を進めた。 ○中央学校給食共同調理場の施設整備・運営についてPFI手法を導入し、安定的な給食の提供に努めた。
評価	○学校給食調理業務についての民間委託の拡大や社会教育施設における指定管理者制度の導入など、教育行政の効率的運営についての成果が得られた。 ○中央学校給食共同調理場の整備・運営へのPFI方式の導入については、民間の資金や技術力を活用し、公共サービスの質的向上と財政負担の軽減を行った。

vi 教育委員会の活性化

状況	○市ホームページにて教育委員会会議の開催日時や議案等について公開した。また、学校教育の現状を把握するため、城島小学校、三潨中学校、南薫小学校を視察した。 ○教育委員会会議では、各議案について委員からの活発な議論がなされた。
評価	○移動教育委員会を3回開催し、児童生徒の授業の様子や施設状況の把握等を行うことにより、学校の現状を踏まえた審議等の活性化につながった。 ○教育委員会において、教育行政の基本的な方針等について審議・検討を行い、各委員からの多様な意見が得られるなど、一定の成果が得られた。

(2) 今後の方向

学校教育については、平成 26 年度までの 4 年間を計画期間とする「第 2 期教育改革プラン」で定めた、「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」を教育目標とし、「笑顔で学ぶくるめっ子」に向かって、実効性のある推進を行う。そのために、プランの目標及び内容等について、教育委員会事務局はもとより各学校への浸透や課題の共有化を図りながら、保護者や地域との協働による取り組みを進める。

特に、全国平均以上の学力と平均以下の不登校出現率・平均以上の不登校復帰率をめざし、「学力の保障と向上」及び「不登校の予防と対策」に係る各施策を展開していくとともに、「小・中連携教育の推進」「人権意識の確立」「特別支援教育の充実」についても重点的に取り組む。

また、学校施設の整備については、学校施設の耐震化推進を最優先課題とし、平成 25 年度の小中学校耐震化率 100%に向けた取り組みのほか、特別支援学校・高等学校の耐震化についても引き続き推進する。あわせて、大規模改造工事や外壁・屋根改修、防水工事、便所改修等の適切な維持補修工事により施設の長寿命化を図る。

社会教育分野については、市民が生涯にわたり自己実現を図っていけるよう、生涯学習の振興に努め、全市的な生涯学習ネットワークの確立を図るとともに、青少年の健全育成の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、社会人権・同和教育の推進など、地域に根ざした生涯学習の推進に取り組む。

また、市民共有の財産である文化財については、適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民の郷土愛の醸成や地域文化の継承に役立てる。加えて、歴史文化遺産等を活用し、地域との協働により、地域活性化に向けた事業展開を図る。

体育スポーツの振興については、平成 23 年 8 月に制定されたスポーツ基本法を踏まえ、「久留米市スポーツ振興基本計画」の基本理念である「活力ある市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」に基づき、諸施策の展開と諸事業の推進に努めていく。

図書館については、地域社会の学びと情報の拠点として、市民生活の充実と地域社会の発展を支える役割を担うため、多様な資料や情報の収集・蓄積を行い、各地域図書館等とのネットワークの緊密化並びに関係機関・団体等との連携など、図書館としての総合力をさらに高め、サービスの向上に努める。

6. 点検・評価に関する学識経験者からの意見

【福岡教育大学教授 飯田 慎司 氏による意見】

久留米市教育委員会によってとりまとめられた「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書（平成 23 年度分）」（以下、「報告書」と略す）に対する意見を申し述べます。

なお、本意見書を作成するに当たっては、「平成 23 年度久留米市教育施策要綱」（以下、「教育施策要綱」と略す）を参考にいたしました。

1 項目「2. 点検及び評価の実施手法」について

本「報告書」に関する点検及び評価の目的は、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施に関する要綱」（以下、「点検及び評価の実施に関する要綱」と略す）に基づき、久留米市教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業等の取組状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図ることにあります。加えて、この点検及び評価の結果を久留米市議会に報告するとともに久留米市民に公表することで、その説明責任を果たし、もって市民に信頼される教育行政を推進することにあります。

点検及び評価の対象は、「教育委員会の権限に属する事務の状況」と「教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況」の 2 項目です。

点検及び評価の方法は、平成 23 年度の教育委員会の会議の開催状況並びに「教育施策要綱」及び「教育改革プラン」に掲げる施策等の進捗状況等を取りまとめ、今後における施策等の方向性を整理することで点検及び評価を行うというものです。

以上の目的、対象及び方法は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条の趣旨に合致しており、「点検及び評価の実施に関する要綱」に基づいて適切に実施されていると判断いたします。

2 項目「3. 教育委員会の権限に属する事務の状況」について

「教育委員会の権限に属する事務の状況」については、教育委員会会議の平成 23 年度開催状況がとりまとめてあります。12 回の定例会と 2 回の臨時会が開催されており、教育委員会の権限に属する事務の 16 分類ごとの議案数が示されるとともに、計 14 回の会議において 16 分類 76 件の議案がどのように審議されたのかがよくわかります。

また、移動教育委員会として、教育委員会会議を学校で行う取り組みが平成 23 年度も進められたことがわかります。城島小学校（6 月）、三潴中学校（10 月）そして南薫小学校（1 月）において開催された教育委員会会議は、**学校の現状・実態を把握するために効果的であり、今後も継続していただきたい試み**であります。

なお、「報告書」中に、「**また、議案に関連して各委員から寄せられた各施策・事業等に対する意見については、事業等の具体化又は実施に際して反映を行った。**」とありますが、議案の大多数は毎年度継続的に審議されているものであり、各委員の意見が事業の具体化に生かされている様子が必ずしも鮮明になっているとは言えません。そこで、当該年度において改善に向けた事業の具体化が顕著であった点を抽出し

て例示する等の工夫をしていただきますと、教育委員会機能の顕在化が期待できるものと思われます。

3 項目「4. 教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務の状況」について

「教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況」については、(1)「総括的な考え方」において、「教育施策要綱」および「教育改革プラン」に掲げる施策の位置づけ等についてまとめられた後、(2)「各施策の取り組み状況」において、次の6点ごとに《取り組みの概要》が述べられています。

- i 生きる力を育む学校教育の充実
- ii 青少年健全育成の積極的な推進
- iii 生涯学習都市づくりの推進
- iv 人権のまちづくりの推進
- v 行政改革、財政構造改善計画の取り組み
- vi 教育委員会の活性化

これらの6点は、「教育施策要綱」のⅡ「教育行政の主要施策の展開」で掲げられているものであり、「報告書」では、これらの6点及びその各々に含まれる施策の内容に対応した、平成23年度の取り組み状況がまとめられています。平成23年度からの第2期教育改革プランでは、例えば「i 生きる力を育む学校教育の充実」のサブカテゴリーとして、(1)「健やかな体」の育成 (2)「豊かな心」の育成 (3)「確かな学力」の育成 (4)家庭・地域の連携と学校力の向上の4つが位置づけられる等、第1期教育改革プランに比べて適切な整理がなされており、「教育施策要綱」のⅡ「教育行政の主要施策の展開」と照合しながら行う《取り組みの概要》の評価がとてわかりやすいものになっています。

《取り組みの概要》に続いて、《主な事業の概要》が「教育施策要綱」のⅡ「教育行政の主要施策の展開」で掲げられている順に記載されています。今年度の「報告書」でも、「教育施策要綱」に示されている予算額に対応した平成23年度の決算額が記載されているだけではなく、達成の程度を、「◎十分達成 ○達成 △概ね達成 ▲やや達成 ×未達成」によって自己評価しています。さらに事業内容の実際や自己評価を補足するための事項が備考欄にわかりやすく記載されています。平成22年度までの報告書では、このような記述が十分ではありませんでしたので、達成の程度の自己評価の客観性にやや疑問が生じる部分がありました。もちろん、事業内容に応じて数量化が難しいものがあることも事実ですが、アンケートによる意識調査などを考慮した数量化の工夫を行い、自己評価の改善を図っている点は評価できます。ただし、備考欄に記述されている成果等の根拠がやや不鮮明である事業も見受けられますので、平成24年度以降の各事業に関する自己評価に際しては、さらなる改善を図っていただきたいと思います。

4 項目「5. 施策についての検証と今後の方向」について

ここでは、(1)「教育施策の成果と課題」(2)「今後の方向」がまとめられています。

「教育施策の成果と課題」については、「教育施策要綱」および「教育改革プラン」に掲げる施策ごとに、その状況と評価がまとめられています。「一定の成果は得られた」という評価欄の文言に見られるように、これまでの取り組みによって「仕組みづくり」は十分になされてきたように思います。ここに挙がってくる評価のレベルを少しずつ向上させていくような具体的な過程指標を設定し、それを達成していき

ながら、顕著な成果へとつなげていくことが肝要であると考えます。例えば、「i 生きる力を育む学校教育の充実」の「1 教育改革プランの推進」「2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備」「4 教職員の指導力向上の推進」はセットとして展開していくことによって、地域学校協議会を充実させていきながら、家庭・地域と学校が一体となって生徒指導を行うとともに、教職員の研修を活性化させ、学力向上等に関する学校プランを各学年や各学級まで浸透させていくといった真摯な取り組みが期待されます。

「今後の方向」については、平成 26 年度までの 4 年間を計画期間とする第 2 期教育改革プランで定めた「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」を教育目標とし、「笑顔で学ぶくるめっ子」に向かって取り組みを進めることが述べられています。また、特に、全国平均以上の学力と平均以下の不登校出現率・平均以上の不登校復帰率をめざし、「学力の保障と向上」及び「不登校の予防と対策」に係る各施策を展開していくとともに、「小・中連携教育の推進」「人権意識の確立」「特別支援教育の充実」についても重点的に取り組むとあります。

これからも、教育委員会は、学校・家庭・地域との連携を強化し、久留米市がかかえる教育課題の克服に努め、中核市としての教育行政の充実を推進していただきたいと思います。

【福岡教育大学教授 井上 豊久 氏による意見】

貴教育委員会から求められました「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書」（平成23 年度分）に対する意見を述べます。

I 全体的なこと

「点検及び評価の対象及び方法」はそのために定められた実施要綱に基づいて実施され、

（1）教育委員会の権限に属する事務（教育委員会そのものの活動状況）、（2）教育長及び教育委員会事務局職員に委託された事務（主として教育施策の推進状況）の2項目のそれぞれについて、各項目毎に評価が行われています。

（1）については、教育委員会の権限に属する事務の審議状況及び議案数が示され、更に委員会会議の実施状況が開催期日毎に議案一覧及び報告事項の件名一覧として整理され、教育委員会が23 年度に管理し、執行した事務の内容を全般的に理解することが出来ます。

（2）については「平成23 年度施策要綱」に掲げられた施策毎にその「取組みの概要」と具体的な「主要事業名及び決算額」を明記し、その「達成度評価」が「◎、○、△、▲、×」の五段階で施されています。更に最後に、「主要事業についての検証と評価」「今後の方向」が図式化等も含め再掲・整理して記載され、平成23 年度に実施された教育行政の全貌とその成果を理解できます。本意見書を作成するに当たっては、「平成23 年度久留米市教育施策要綱」（以下、「教育施策要綱」と略す）と自己評価資料等を参考にいたしました。

II 教育委員会の活動状況について

教育委員会会議は定例会12 回、臨時会2回、移動教育委員会3 回が開催され、会議毎の審議事項及び議案

数・報告事項等が整理されています。76件の議案が審議され、その内容が時系列にそって明記されていて、事務局提案の議題や協議事項については議論と適正な処理が行われたものと判断します。

Ⅲ 教育施策の進捗状況について（教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務の進捗状況）

◇久留米市教育施策要綱に掲げた施策の取り組み状況について

学校教育、青少年の健全育成、生涯学習都市づくり、人権のまちづくり、行財政改革、教育委員会活性化策等々、平成23年度の「教育施策要綱」に示されたそれぞれについて、その取り組みの概要が整理して記載され、施策推進のための主要事業に関する「達成状況」が評価されています。以下、項目ごとに評価と所見を示します。

i 生きる力を育む学校教育の充実

1 教育改革プランの推進

（１） 健やかな体の育成

食育に関しては継続して積極的に取り組んでいることは評価でき、親子料理教室や弁当の日のモデル実施、特にPTAの「何が何でも朝ご飯」は国の「早寝早起き朝ご飯」を保護者自身が主体的に進める事業として評価できます。今後は成果を適切にアピールし、市内全域にさらに拡充することが求められます。

（２） 「豊かな心」の育成

すべての小学校、中学校での宿泊体験は評価できますが、事前事後指導、社会教育施設との有機的な協働が求められます。ネット学習は評価できますが、継続して教職員自身がメディア・リテラシー、特にクリティカル・シンキング指導に関する力量をさらに高めることが求められます。不登校・ひきこもりに関しては、学校復帰率72.2%・訪問指導の実施など評価できますが、国や県に比べて不登校の割合の上昇が平成23年度はみられ、要因として「いじめを除く友達関係」や「親子関係」の割合が国や県の平均に比べて高いことから、スクールソーシャルワーカーの充実と医療・福祉・法務等と連携したチームによる支援をさらに充実する必要があります。人権・同和教育の推進では学校教育と社会教育が連携して実施されていることは評価できますが、今後はさらにいじめなどの人権問題や意識・実態を的確に把握するとともに、同和教育と他の人権の教育の協働が求められます。

（３） 「確かな学力」の育成

平成23年度実施の久留米市学力・生活実態調査の結果から、学力は全国平均に比較してすべての学年・教科で下回っているという厳しい結果であったことは真摯に受け止める必要があります。しかしながら、地域の様々な状況に合わせ努力が重ねられていることは評価できます。今後は、低学力の児童・生徒のつまずきの実態を個々に把握し個別の対応を充実させ底上げすると同時に学習目標に達している児童・生徒に対するさらなる学力向上の取り組みの工夫も必要です。家庭学習習慣の定着を図るための学生ボランティアの活用や「学びのノート」の作成は評価できますが、今後はさらなる活用などについて検証・改善が求められます。

（４） 家庭・地域の連携と学校力の向上

「生き生きスクール事業」については各学校の特色を出すということでは評価できますが、各学校の内容が事業の趣旨にあっているかどうか再度検証し、予算等考慮する時期を検討することが必要です。地域

学校協議会は本格的な家庭・地域との連携・協働の可能性を秘めています、これから実践しながら改善していくべき事業です。家庭・地域の参画により、学校だけではなく家庭・地域も責任を相応に負うことにより、相乗的に活性化するための実践が求められます。学校に対する応援団という位置づけの基本的視点が必要ですが、他の幾つかの市町村のように必要に応じて部外者である有識者が入ることによって位置づけや提言を客観的に検証することも重要であります。小中連携コーディネーター事業は小中連携を本格的に推進するに有効であることが一部は成果としてみられますが、今後はカリキュラム開発などさらに進めていく必要があります。

2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備

児童会・生徒会のリーダーの育成は交流会等を通して取り組まれ評価できますが、今後、交流がどう活かされたかの検証が求められます。

3 学校教育環境等の整備

小中学校の耐震化率85.3%は評価ができますが、今後も出来る限り急ぐ必要があります。奨学生・就学援助についても一定の評価が出来ますが、執行額も大きくなってきており、情報提供に加え、相談も含めた総合支援のさらなる充実や追跡調査・分析についても今後は検討していくことが求められます。

4 教職員の指導力向上の推進

教職員研修に関しては継続的に取り組まれ、研修者の満足度が高いことは評価できますが、地域的・現代的課題等もかんがみ、さらなるニーズ把握等によって検討することも必要です。教育課題研究事業に関しては研究成果のさらなる活用等が検討される必要があります。また、この教育改革プランの理解や実践のためのさらなる研修等の充実が求められます。

ii 青少年健全育成の積極的な育成

1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策

立ち直り支援の実施については成果が上がっており、評価できます。また、協力店による指導体制の充実や「ヤングテレホンくるめ」のPRなど多面的に取り組まれていることは評価でき、「みらくるホーム」との連携も評価できますが、NPOも含め関係機関とのさらなる連携・協働が求められます。少年の翼、アドベンチャーキャンプは貴重な体験活動の提供として評価できますが、今後は参加者が参加後に団体や地域の活動に参加しているかなど追跡調査の分析も必要です。

2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上

青少年学校外活動支援事業に関しては大半の校区で実施され、子どもの参加は3万人を越え、大人の参加も1万人を越えるなど評価できますが、各区でのモデル的な事業の事例紹介の充実や成果等のさらなる検討が求められます。家庭教育支援事業に関しては10件の活用で増加がみられ、家庭教育の支援の重視ということで評価できますが、個々の家族の主体性をいかすことを踏まえた上で、今後は他のいくつかの市町村で実施されているように、大半の保護者の参加が見込まれる就学前説明会時に保護者への研修を組み込み、家庭教育に共通の基礎・基本を保護者に対してさらに充実して印象深く伝えともに考えてもらうことの検討も必要ではと考えます。

iii 生涯学習都市づくりの推進

生涯学習の分野においてもまた、この教育改革プランの理解や実践のためのさらなる関係者の研修等の

充実が求められます。

1 生涯学習・社会教育の推進

公民館利用者が多いこと、校区での学級生の積極的参加は評価できますが、公的な事業という視点から地域づくりや社会貢献・ボランティアへのつながりに関しても今後は配慮が求められます。えーるピア久留米において展開されている青年のボランティア活動「風の羽ばたき隊」事業などはイベント形式をうまく活用し、青年層参加がなされているということで評価でき、参加しにくいといわれる青年層への取り組みを今後も強化していくことが望まれます。図書館に関しては文字活字文化の振興という視点からの整備が進められていることは評価できますが、市内における利用率の地域ごとの的確な把握や利用者意見・利用できていない人の意見等をいかし、トレイル（動線）やサテライト（拠点）の位置・機能等を客観的に検討し、さらに総合的に整備していくことが求められます。

2 活力あふれる市民スポーツの振興

総合型地域スポーツクラブの育成・支援に関しては先駆的に取り組まれており評価できますが、地域の特性や人材等に応じて受益者負担型でどこまで成立するのかなど実現可能性や経営上の課題などを析出し、生涯スポーツ推進体制の整備推進を着実に進展させることが求められます。また、成果目標とも考え合わせながら、施設の稼働率、利用人数を把握・検討し、今後の施設整備の充実への改善を行っていくことが必要です。

3 文化財の保護と活用

発掘調査、現地説明会、調査報告書など適切に事業が行われており、六ツ門図書館の企画展・常設展の入場者数目標15,000人に対して、15,899人の入場者数は評価できます。小学校との連携も評価できますが、今後はさらに市民参画、出前等の充実を他機関と連携しながら行い、活用についてさらに充実していくことが求められます。

iv 人権のまちづくりの推進

「人権のまちづくり推進協議会」の組織化は総合的な推進という視点から取組みに特色が認められます。「学び合い」学習の授業研究は学力保障と人間関係づくりの双方から評価できますが、今後の検証・活用が求められます。人権のまちづくり、人権・同和教育は久留米市が継続的・先駆的に取り組んでいる特色ある事項として評価できますが、情報化・国際化・高齢化等への対応も含め、今後の検証やさらなる改善が求められます。

v 行政改革・財政構造改善計画の取組みについて

学校給食調理業務や学校校務員業務の民間委託、施設整備に係るPFI手法の導入、社会教育施設・スポーツ施設の指定管理者への管理運営業務委託等々が進められ、施設や事業で財政負担の軽減、業務の統一化と取組まれ、行政の効率化が図られています。

今後とも、業者委託や指定管理者の選定に当たっての公平性の確保と、職員の専門性の確保やNPOを含めた民間の特色を活かすこと、民間委託による市民サービス低下を招かないよう配慮することに注意を払われながら行政負担の軽減に努める事が求められます。特に教育においては短期的だけではなく長期的展望の必要性や教育という特性から必ずしも費用対効果のみでは測れないものもあるなど、特段の配慮が必要です。

vi 教育委員会の活性化

開かれた教育委員会の取り組み、他の部局等との一体的な取り組みの強化、については評価できますが、本格的な協働についてさらに実践しながら改善していくことが求められます。移動教育委員会の実施は公開性、地域との情報交換という視点からも評価でき、今後も継続すべきと考えます。

23 年度の委員会では、23 年度から始まった第2期教育改革プランに関する内容が含まれていますが、これについては、進行・管理・検証・改善の面から久留米市教育の特色の創出の視点を入れ、さらなる主体的審議が求められるのではと思われます。「第2期久留米市教育改革プラン」の配布は普及・啓発から評価できますが、前回の評価の指摘にもあるように「第2期久留米市教育改革プラン」は事業実施上の根幹事項であり、事務的な審議の適切性と共に、議論の深化拡充が必要ではと思われます。平成23 年度に行われた他の機関との連携協力締結は評価できますが、例えば子どもや家族に関して等、総合的に支援・促進していくという視点からも今後は他の部局や国・県・市町村・NPO等との連携・協働の実践のための審議がさらに求められる時期となっており、久留米市の社会教育委員等との情報交換もいっそう活発化させることが望ましいと思われます。

5. 施策についての検証と今後の方向について

本項目は前項目の各施策の取組み状況とその達成度の評価結果に基づき、施策の成果と課題を整理して再掲しています。その分析結果から教育行政が今後取組むべき方向を明示しています。平成23 年度から始まる第2期教育改革プランに示されている「取組むべき課題」に対応し、状況と評価という形で概括的に適切に記述されています。今後の方向も全体的に概観されています。久留米市の独自性がさらに示されることを期待します。

V 評価についての総括と若干の提案

1) 23 年度分評価報告書の作成にあたっては、全体としては、教育委員会は「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行」を適切に前向きに実施していると評価します。数量的な目標が設定出来る事業に関しては、適切な目標数値をさらに示していく必要があります。その上で、今後は、個々の事業に関しても評価根拠となるものをできるだけ提示し、来年度の課題や方向性を示していくことも求められると思われます。

2) 昨年度の指摘にもありましたように、これまでの施策推進の結果、量的評価からその人材や組織の活動内容・活動実績等も評価する質的評価を取り入れることが望まれ、質的評価システムの開発が期待されます。そのためには、聞き取りによる評価も一部取り入れることの検討も必要かもしれません。

3) 可能であれば、短・中・長期の評価が体系的に行われることが望まれ、中・長期計画に関しても計画変更を行うことが求められます。また、この単年度の評価がどう活かされ、どのような対応が行われたのかに関する来年度の提示が期待されます。

参考資料

●教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての 点検及び評価の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関する基本となる事項を定めることを目的とする。

(方針)

第2条 教育委員会は、次の視点から、点検及び評価を行うものとする。

- (1) 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取り組み状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明かし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし信頼される教育行政を推進する。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は次の事務とする。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務
 - ア 教育委員会の会議の開催及び運営状況
 - イ その権限に属する事務の処理状況
- (2) 教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務
 - ア 久留米市教育施策要綱（以下「施策要綱」という。）に掲げる施策
 - イ 久留米市教育改革プラン（以下「教育改革プラン」という。）に掲げる施策

(点検及び評価の実施方法)

第4条 教育委員会は、毎年度、教育委員会の会議の活動状況及び施策要綱及び教育改革プランに掲げる施策の進捗状況等を取りまとめ、今後の施策等の方向性を整理することにより点検及び評価を行う。また、点検及び評価に際しては、学識経験を有する者の意見を聞くものとする。

(結果の公表と活用)

第5条 教育委員会は、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を市議会に提出するとともにその公表を行う。

- 2 点検及び評価の結果については、教育施策等への反映に努める。

(庶務)

第6条 点検及び評価の実施に関する庶務は教育委員会教育部総務で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は平成21年1月28日から施行する。

●平成23年度教育施策要綱(抜粋)

I 教育施策の重点課題と対応方針

1 総括的な考え方

国においては、教育の現状が家庭や地域社会の教育力の著しい低下、青少年の社会性、規範意識や道徳心の低下といった大きな課題に直面し、教育に対する信頼が揺らいでいるとの認識から、新しい時代を切りひらく心豊かでたくましい日本人の育成を目指して教育改革が進められている。

こうした状況の中で、本市の学校教育分野においても、学習指導要領に基づく基礎・基本の徹底と問題解決的な学習に重点を置き、体験的な学習など特色ある教育活動を展開することで、子どもたちに自ら学び考える確かな学力の育成を目指してきたところである。

平成23年度は第2期教育改革プラン（平成23年度から平成26年度まで）の初年度にあたるため、このプランに掲げている「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」、また『『笑顔で学ぶくるめっ子』に向かって』の教育改革という目標のもと学校教育に関する諸課題の解決に向けた取り組みを進めていく。

学校における教育課程の基準となる「学習指導要領」が改訂され、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度に完全実施される。小中学校では標準授業時数の増加や、言語活動の充実、理数教育・外国語教育・伝統文化に関する教育の充実など、教育内容の改善が図られている。

このような環境の変化を踏まえ、「笑顔で学ぶくるめっ子」を実現するために、確かな人権感覚を培う教育実践、教室での円滑な人間関係の構築、また、その基盤となる学級作りやいじめ・不登校の防止などはもとより、着実な学習内容の習得、家庭における学習習慣の確立や振り返り学習の強化、地域との連携した学校作りなどへの取り組みを進める。

また、子どもたちの教育環境の充実には、教職員の指導力量が非常に重要であるため、豊かな人権感覚をもとに、子どもたちの確かな学力を育成するための指導力の向上に努める。

また、「笑顔で学ぶ」ためには、安全・安心な学校施設が前提であり、平成25年度までに小中学校施設の耐震化100%を目標とした学校耐震計画を推進するとともに、特別支援学校・高等学校の耐震化を行う。

一方で、社会教育分野においては、国際化、情報化、科学技術の急速な進展や少子高齢化など社会が激しく変化している今日、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」の実現を図ることが求められている。

そこで、市民の主体的な学習活動の推進と成果の活用に努めるとともに、生涯学習ネットワークの確立を図り、青少年健全育成の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、社会人権・同和教育の推進など、地域に根ざした市民主体の生涯学習・社会教育の推進に取り組む。

また、久留米市スポーツ振興基本計画に基づき、市民自らがスポーツを楽しみ、主体的・継続的にスポーツをすることができるよう、身近なスポーツ施設の整備や総合型地域スポーツクラブへの支援を行うなど生涯スポーツの振興に努める。

さらに、市民の財産である文化財の適正な保護と活用、市民の自己学習の場としての市立図書館の機能充実などの取り組みを行っていく。

これらの取り組みを進めるにあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革にも継続的に取り組み、効率的・効果的な事業実施に努めるものとする。

Ⅱ 教育行政の主要施策の展開

i 生きる力を育む学校教育の充実

1 教育改革プランの推進

第2期教育改革プランは、平成23年度から4年間を計画期間とするプランとして、第1期の教育改革プランの取り組みを踏まえ、「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」のために、全ての子どもたちの「学ぶ権利」を保障し、未来を切り拓く人材を育てるため、「笑顔で学ぶくるめっ子」に向かった教育改革を進め、学校教育の充実を図ることとしている。特に、①「健やかな体」の育成、②「豊かな心」の育成、③「確かな学力」の育成及び、④「家庭・地域との連携と学校力の向上」の4つを具体的目標として掲げ、施策を推進することとしている。

(1) 「健やかな体」の育成

ア) 食育の充実

- ① 食育の視点から、PTA活動を通じた学校・家庭・地域が連携した取り組みを展開し、調和の取れた食事や、適切な睡眠といった基本的な生活習慣を身につけさせる。
- ② 栄養教諭、学校栄養職員等研究会等の研究研修、啓発活動等をおとして、学校における食育を充実させる。
- ③ 多様な献立の検討や調理研究、地場農産物の使用拡大など学校給食の充実を図るとともに、家庭に対し給食献立表や給食便りを配布し、食育の啓発を促進する。

イ) 体育的活動の推進

- ① 体力向上に関わる教育活動の支援や研修等を行うことで体育的活動の指導の充実を図り、子どもたちの体力増進とともに生涯にわたる体育的活動の価値や意義を認識させる。
- ② 運動部活動において、安全に指導できる環境を整えながら外部指導者の活用を積極的に行い、生徒の技術向上及び部活動の活性化を促進する。
- ③ 健康診断の円滑な実施や保健室の環境整備、養護教諭に対する研修会の実施など学校が行う保健衛生活動に対し必要な支援、指導助言を行い、児童生徒の心身の健康増進を図る。

ウ) 障害のある子どもへの医療的支援

- ① 特別支援学校に看護師を配置することで、児童生徒への医療的ケアを行い、学校における生活や学習を保障する。
- ② 医療的ケアを必要とする児童生徒の学校における訪問看護に対し支援を行う。

(2) 「豊かな心」の育成

ア) 道徳性・社会性の形成

- ① 野外での集団活動を推進し、児童生徒の心身の健康増進と集団生活を通じた社会性の育成を図る。
- ② 中学校における職場体験活動について校区内の事業所の開拓とともに、長期の体験活動ができるよう充実を図り、勤労観・職業観の育成を目指す。
- ③ 小学校社会科や中学校技術・家庭科をはじめ道徳・学活での情報化に関する授業など、各学校での情報モラル教育の充実を図る。

イ) 文化・芸術活動の推進

- ① 文化・芸術に関する教育活動への指導助言を行う。
- ② 国及び県の実施する芸術鑑賞等の事業への参加・応募を推薦する。
- ③ 中学校文化連盟への助成による文化活動の促進を行う。

ウ) 不登校の予防と対策

- ① スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱えた生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用などを通じて、不登校からの復帰等を支援する。
- ② 中学校における生徒指導担当教師を専任化し、不登校問題等に対して校内での生徒への対応と関係機関と

の連携を強化するための体制を構築する。

- ③ 子どもたちの抱える心理的な悩みや不安に対応するスクールカウンセラーを各学校に配置し、教育相談体制を整備する。
- ④ 不登校等の諸問題に対し、学校内での対策チームの組織化や学校間での情報共有化、小学校における生徒指導サポーターの配置、専門家を活用した不登校改善プログラム、校内適応指導教室の設置等を推進し不登校解消に向けた対応を行う。

エ) 問題行動の予防と対策

- ① 児童生徒の健全な育成を図るため、生徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会を支援し、専任少年指導員の活動の充実を図り、問題を抱える青少年に対する早期の立ち直り支援を推進する。（「ii 1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策」で詳述）

オ) 人権・同和教育の充実

- ① 教職員の人権についての認識を深めるとともに、人権・同和教育に関する研究成果を広く啓発・普及し、人権・同和教育の充実を図る。
- ② 「久留米市人権教育・啓発基本指針」及び「実施計画」に基づき、あらゆる場を捉えて、人権・同和教育、市民啓発を推進する。特に学校においては、「人権教育の指導方法等の在り方について[第1次～3次とりまとめ]」、「福岡県人権教育推進プラン」の具現化を図る。
- ③ 小・中学校の9年間を中心として高等学校との系統性を持たせた人権学習を充実させ、「人権意識の確立」「不登校問題の解消」「学力の向上」を柱とした小中連携教育、校種間連携の視点をより明確にして、学校において全教科・全領域での人権・同和教育の推進を図るとともに、保護者・地域住民に対して社会人権・同和教育の推進を図る。
- ④ 男女共同参画社会の実現に向け、学校における男女平等教育の充実に取り組むとともに、社会教育における男女平等教育を推進する。

(3) 「確かな学力」の育成

ア) きめ細かな指導

- ① 小学校2～3年生（小学校1年生は少人数学級）、中学校1年生において、1学級あたりの児童生徒数が35人を超える学級に講師を配置、高等学校では多様な選択科目の設置と習熟度別クラスの編成により、少人数による授業等きめ細やかな指導の充実を図る。
- ② 大学生ボランティアを活用した補習活動をととして学習内容の確実な定着を図るとともに、自学自習するための「学びのノート」について調査研究を行い、家庭での学習習慣の定着を図る。
- ③ 教師の指導力の向上を図り、児童生徒の実態に応じたきめ細かな学習指導を展開するため学力実態調査を実施し、取り組みの基礎となる学力の実態を把握し、その結果をもとに教師・学校の学習指導改善、学力向上に資する。

イ) 障害のある子どもへの自立支援

- ① 学習面や生活面で教育的な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育支援員の配置、通級指導教室の充実、久留米特別支援学校の職場実習への支援をととし、障害のある子どもの自立支援を推進する。

ウ) 学校図書館の充実

- ① 学校図書館の利用を促進し、児童生徒の学習を支援するため、図書の充足率の向上を図るとともに、図書の更新をすすめる蔵書の充実を図る。また、司書資格を持つ学校図書館司書を配置するとともに、司書教諭の全校配置を目指す。

エ) 「くるめ学」の充実

- ① 教科との関連を意識しながら行う総合的な学習の時間で「くるめ学」を充実させ、ふるさとを愛する心や他とかかわる力とともに、自ら考えて課題を解決する力の育成をめざす。また、「くるめ学」の実践事例の収集、事例集の発行など「くるめ学」の実践・深化・充実を図る。

オ) 外国語・理科教育の充実

- ① 外国語指導助手（ALT）を配置し、外国語（英語）教育の充実と国際理解教育の推進を図る。
- ② 授業研究会や理科作品展の開催など理科教育センター事業を通じて、児童生徒の科学・理科学習に対する興

味や関心を高めるとともに、教師の指導力向上を図る。

(4) 家庭・地域の連携と学校力の向上

ア) 家庭・地域・就学前教育との協働

- ① 第2期教育改革プランで整理した課題をもとに、家庭・地域における役割について啓発を行い、家庭・地域の教育力の向上を目指す。
- ② 全中学校区毎に設置した「人権のまちづくり推進協議会」を中心に、地域主体の人権教育・啓発を推進する。
また、学校・家庭・地域が連携して、各中学校区の実態に応じた取り組みの充実を図り、人権意識の確立と学力の保障と向上をめざす。
- ③ 特色ある学校づくりを推進するために、地域交流活動を推進する。
- ④ 保護者や地域の人々が学校運営に積極的に参画する「地域学校協議会」の充実を図る。
地域における子どもの土曜日の居場所づくり、社会体験・生活体験・自然体験活動等の青少年学校外活動（チャレンジ子ども土曜塾）を支援する。
（「ii2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上」で詳述）
- ⑥ 幼稚園・保育園・小学校が連携して幼保小の円滑な接続を図る。

イ) 障害のある子どもへの対応

- ① 障害のある子どもの就学先についての相談と、その障害の状況に応じた対応に向けた情報提供を行う就学指導事業と ADHD 児への包括的治療プログラムの充実を図る。

ウ) 小中連携教育の推進

- ① 小中の教職員・児童生徒の交流などの取り組みを進めるため、中学校の教務主任の小中連携コーディネーターとしての役割を強化するとともに、小中連携教育の研究を深め、小中学校間の円滑な接続を図る。

エ) 校務の効率化等

- ① 通知表デジタル化等の校務処理の効率化など、学校における ICT 活用を推進する。
- ② 情報機器の授業への効果的な活用を推進するため、ICT 活用支援員を配置する。
- ③ 法的・専門的な知識を必要とする学校への要求や苦情について、専門家による相談体制を整備する。

オ) 教師・学校間の切磋琢磨

- ① 文部科学省や県・市教育委員会が教育研究指定校を指定・委嘱し、研究実践活動を通して、学校における教育活動の充実を図る。
- ② 教育課題について実践的な調査研究を行い成果を普及するとともに、教職員の実践的な指導力を高めるため、教職員の研修や教科等の研究を推進する。
- ③ 経験年数に応じた基本研修や市の教育課題に応じた課題研修の実施のほか、より実践的な指導力を育成するための専門研修等を充実する。（「i4 教職員の指導力向上の推進」で詳述）

2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備

学習指導要領に基づき、自ら学び考えるなど「確かな学力」と「生きる力」の育成に向け、地域や保護者と連携した特色ある学校教育を推進する。

また、各学校がめざす教育目標の具現化を図るため、校長を中心とした指導体制の充実を図るとともに、地域学校協議会の拡大や学校活動情報の地域・保護者への提供を図るなど家庭や地域との協働及び開かれた学校づくりに努めていく。

(1) 特色ある学校教育の構築

- ① 各学校で総合的な学習の時間の目標と、身に付けさせたい資質や能力、学習内容を適切に設定し、子どもたちが、各教科等で学んだ知識、技能等を横断的に生かし、総合的な力として身に付け活用することができるようにするための「総合的な学習の時間」の内容の充実に努める。
- ② 環境への関心を深め、環境の持つ意義を理解するための知識を育むとともに、地域における環境美化運動への参加など、体験を通じた保全意識を高めるための環境教育の充実を図る。
- ③ ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害者に関する問題を理解し、ともに暮らせるまちづくりを目指した福祉教育の推進を図る。
- ④ 青少年科学館や筑後川発見館「くるめウス」、石橋美術館の活用や総合的な学習の時間における体験活動等を

通して、科学や芸術等に関する教育の充実に努める。

(2) 学校経営の充実

- ① 学校の一体的組織運営の確立を図るため、教育公務員としての使命と責任のもとに、一層の服務規律の徹底と意識改革に努めるとともに、適切な教職員の人事配置と人事交流を積極的に行い、清新な校風を醸成する。市立高校等においては計画的な人事異動や県立高校、市立高校等との研修交流に努める。
- ② 副校長、主幹教諭、指導教諭という新しい職の制度を活用しながら、各校長の指導体制のもと、組織体制の充実や教職員の指導力向上に向けた取り組みを進めるとともに、次代の人材育成を図っていく。

(3) 自主的主体的な児童会・生徒会活動等の促進

- ① 児童生徒の自主性・主体性を育成するため、児童会・生徒会活動を促進し、学校運営に意見を反映させるなど、児童生徒の社会性、自律性の充実・向上に努める。
- ② 生徒会における自発的、自治的な活動の充実を図るため、市内中学校生徒会間での意見交換会を実施するとともに、学校を越えた交流及び連携活動を支援する。

(4) 市立高等学校教育の充実

- ① 生徒の主体的な学習への意欲を喚起するために、希望する進路の実現に向けたきめ細かい教育課程の実施と進路指導の充実に努める。
- ② 生徒一人ひとりの個性と能力の育成を目指し、国際化や情報化をはじめとする社会状況の変化に対応した教育の充実を図るとともに、各界で活躍する専門家との交流や企業・大学での体験学習の充実を図る。また、市内5大学（久留米大学・久留米工業大学・久留米工業高等専門学校・久留米信愛女学院短期大学・聖マリア学院大学）との連携協力体制づくりに努める。
- ③ 久留米地区都市立高等学校連絡協議会を開催し、年間授業計画（シラバス）の作成や生徒による授業評価など市立高等学校の取り組みを検証しながら、学校活性化を図る。
- ④ 人権・同和教育にかかる研修（校内研修を含む）を通じ、教職員自身の人権感覚を磨き、人権尊重の視点にたった学校づくりに努める。

(5) 健康と安全に関する教育、指導の充実

- ① 学校内外における児童生徒の安全確保を図るため、防災教育などの安全に関する教育・訓練を実施するとともに、事故発生時等における緊急対策の充実を図る。
- ② シンナー吸引、飲酒・喫煙等に対する指導を強化する。特に心身に著しい影響を及ぼすシンナー・薬物乱用防止に関する認識を徹底するため、専門講師の招聘、パネルやポスター掲示、小学生から学習を重ねるなど適切な指導に努める。
また、久留米警察署員による非行防止に関する講話を児童生徒、教職員向けに行う。

3 学校教育環境等の整備

学校施設の整備については、校舎及び屋内運動場の耐震化を最優先課題として取り組むとともに、児童生徒の個々の状況並びに多様な学習への対応が行い得る施設環境の整備に努める。

また、社会状況の変化を踏まえ、各種就学支援制度の充実と就学環境の整備を進める。

(1) 学校施設・設備の整備

- ① 児童生徒の安全を確保するため、学校耐震化計画に基づき小中学校における校舎、屋内運動場の耐震化を推進するとともに、特別支援学校・市立高等学校の耐震診断に着手する。
- ② 小学校3校の校舎の大規模改造事業、川会小学校の屋内運動場改築事業、荒木中学校のプール整備事業などを実施することにより、教育環境の改善・充実を図る。
- ③ 校舎外壁の剥離等による落下を未然防止するための外壁改修や雨漏れを防ぐための防水改修、屋体屋根改修を行い、学校施設の安全性等を確保するとともに、施設の長寿命化を図る。

(2) 学校規模の適正化及び通学区域の見直し

- ① 全体的な少子化傾向のなか、市中心部では都市開発が進むなど、市域内においては学校間の児童生徒数に格差が生じている状況である。このため、小・中学校の学校規模及び通学区域の課題については、引き続き重要課題として必要な検討を進める。

- ② 保護者や児童生徒の状況に適合した、通学区域の弾力的運用を行う。
- ③ 中学校選択制については、通学の安全の確保や、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することへの適応不安の解消など、本市の通学区域の課題解決に向けた制度の運用とその検証に努める。

(3) 就学環境の整備及び就学指導

- ① 障害のある児童生徒の個々の状況に適切に対応した就学を助言し、個に応じた教育内容の充実に努める。
- ② 景気停滞による厳しい経済状態の中で、就学援助制度の受給率は上昇している。義務教育において、経済的に困窮している家庭の児童生徒に対し、必要な援助を行うため、就学援助制度の適正な運用とその活用促進を図る。
- ③ 平成 22 年度から高等学校等授業料の実質無償化が実施されたが、授業料以外にも必要となる諸経費が存在するため、本市独自の奨学金制度として引き続き実施する。

(4) 通学路等における児童生徒の安全確保

- ① 地域による自主的なパトロールや見守りを行っている団体への助成などを通じて、児童生徒の通学時における安全確保に努める。
- ② 専任少年指導員が青色回転灯を装備したパトロールカーで、下校時間帯を中心に地域パトロールを行う。
- ③ 犯罪の抑止及び緊急対応のため防犯ブザーの配布などを進める。

(5) 労働安全体制の充実

- ① 市立学校教職員の労働安全と労働衛生を確保するため、労働安全衛生委員会が有効に機能するような指導・支援を行う。

4 教職員の指導力向上の推進

市独自の教育センターを設置した特性を活かし、久留米市教職員研修基本方針に基づき、教職員研修事業・教育課題研究事業・教育活動支援事業を行っていく。

事業推進に当たっては、研究所での事業実績、従前からの市独自研修の実績を踏まえて、県教育庁をはじめとした教育関係機関・団体等と連携し、学校現場に近い教育センターとしてのメリットを最大限に活かして、実践した研修・研究活動の充実・深化を図る。

また、校内においても、教育センター等での校外研修への教職員の積極的参加を進めながら、校内研修の充実や教職員の自主研修の促進を図り、教職員の指導力向上に努める。

(1) 教職員研修の実施

- ① 基本研修のうち、法定研修である初任者研修、十年経験者研修及び教職員の経験年数に応じた研修（経年研修）については、市内外での継続的な人材育成を念頭に置き、研修体系を県に準じたものとして、引き続き実施する。
- ② 課題研修については、教育改革プランの重点課題や教職員の人権認識の高揚等、本市の教育課題に即した研修を行う。これについては、原則として該当分野の担当教職員について参加を求める。
- ③ 専門研修等については、県教育センターのキャリアアップ研修への希望者の派遣及び市独自の専門研修や断続研修等の実施に努め、教職員の専門性の向上に努める。

(2) 調査研究の充実とその成果の活用

- ① 本市の教育課題解決に向け、研究班の共同研究を実施し、教育施策に生かすための基礎資料の提示を目指し、本市教育の重点施策の実現に貢献できるような調査研究を行う。
- ② 調査研究成果の活用については、手引としてまとめ、具体的施策の推進に向けた提言を行う。

(3) 教職員の指導力向上に向けた支援

- ① 教職員個々のニーズに応じた教育情報の提供を図るために、教育センターの図書資料の充実や学習指導案等の HP 掲載の充実を図り、カリキュラムセンターとしての機能を果たす。
- ② 教育活動支援事業として、学校の要請により指導主事等が校内研修会に出向き、助言指導を行う。
- ③ 教育論文等の募集を通じ、校内研究や日常実践に生かした実践記録の作成を促進するため、校長会等を通して各学校の育成計画に働きかける。

(4) 教育センターにおける教育相談機能の充実

- ① 不登校問題の研修や調査研究を行い、市独自の取り組みについて調査研究する。

- ② 教員の授業づくり・学級づくり等の相談に対応できるような体制の充実に努める。

(5) 学校内における教職員の指導体制の充実と能力開発の促進

- ① 学校独自の特色ある教育や社会状況の変化に的確に対応できる教職員を育成するため、教育センター等での校外研修への教職員の積極的参加を促進するなど、教職員の自主研修の促進や校内研修の充実と連携しながら、指導力の向上を図る。
- ② 教職員の能力を有効に活用するために、県の人事評価制度に基づき、「教職員の自己評価」・「管理職による教職員の業績評価」を進める。

ii 青少年健全育成の積極的な推進

1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策

青少年の健全育成は地域社会全体の課題である。このため、久留米市次世代育成支援行動計画に基づき、青少年育成団体と一体となった全市的な青少年育成事業や地域の少年育成指導員と連携した地域指導活動等の事業を展開していく。

また、社会環境の変化から、青少年が関係する事件、あるいは青少年が巻き込まれる事件が多発している。このため、学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携を図り、巡回指導や相談業務、青少年非行・シンナー等薬物乱用防止対策など効果的な対策を推進し、青少年の立ち直り支援や問題行動の予防・啓発に取り組んでいく。

(1) 全市的な青少年健全育成の推進

- ① 「子どもの笑顔があふれるまち」宣言による市民意識の高揚を図るとともに、行政や学校、青少年育成市民会議、地域の青少年健全育成団体等が一体となった全市的な青少年健全育成に取り組む。
- ・ 青少年弁論大会
 - ・ 青少年健全育成市民大会
 - ・ 子ども文化祭（和太鼓共演会・ふれあいスケッチ大会）
 - ・ 少年健全育成駅伝大会
- ② 集団生活により、人と人とのコミュニケーションや自立心を身に付けるなど、青少年の生きる力を育み、青少年たちの成長に大きな役割を果たす『少年の翼』や他の青少年育成事業の実施、充実に努める。

(2) 地域における青少年健全育成の推進と青少年指導体制の充実

- ① 青少年育成市民会議や校区青少年育成協議会をはじめとする地域の青少年育成団体、学校等の連携強化に努め、青少年の問題行動の未然防止と即時対応に向けた情報の共有化と活動の活性化を促す。
- ② 青少年の問題行動に対する職員、地域の少年育成指導員等の知識や専門性を高めるため、研修を充実し、専任少年指導員との情報交換等を行うことにより、地域における指導活動の強化と指導体制の充実に努める。
- ③ 少年たちが集まりやすいコンビニエンスストアなどの市内店舗及び遊戯施設等に対し、少年育成指導協力店制度への協力を依頼し、地域における非行防止体制を強化する。
- ④ 青少年の健全育成のため、電話相談、来所相談など相談事業の充実に取り組む。

(3) 少年非行・シンナー等薬物乱用防止対策

- ① 防止及び撲滅に向け、市内の関係機関・団体が連携し、全市をあげて活動するよう設置した「少年非行・シンナー等薬物乱用防止対策本部」を中心に、総合的・積極的な対策に取り組む。
- ② シンナーや大麻等の薬物について、家庭や学校・地域への積極的な情報提供や広報など様々な機会や方法による啓発活動を実施し、また、連携して撲滅や防止の活動に取り組む。
- ③ 少年非行やシンナー等薬物乱用に関する相談機会及び防止活動を充実させるとともに、問題を抱える青少年の立ち直り支援施設「みらくるホーム」を中心とした積極的な立ち直り支援に取り組む。

2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上

子どもたちの生きる力の育成や家庭・地域社会の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携し、子どもたちの様々な体験活動を推進するとともに、家庭教育への支援を行う。

(1) 青少年の体験活動の推進

- ① 家庭、地域社会の中で「生きる力」を育むため、様々な体験活動の場と機会の提供に努める。
- ② 青少年の居場所・遊び場の確保として、学校施設開放の推進に取り組む。

(2) 家庭・地域社会の教育力の向上への取り組み

- ① 青少年の健全育成の基礎は家庭にあるとの認識に立ち、家族の愛情のもとで豊かな心を育み、社会との関係・基本的生活習慣を習得させるために、家庭教育支援事業等による家庭教育機能の再生・充実に取り組む。
- ② 地域で子どもを育てるための学校外活動支援事業等の実施や、地域懇談会に積極的にかかわり情報提供を図ることにより、家庭、地域における教育力の向上に取り組む。
- ③ 広報紙の発行等により、家庭教育の重要性について、市民への情報提供と啓発を行う。

iii 生涯学習都市づくりの推進

1 生涯学習・社会教育の推進

心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大や、社会経済の変化への対応が求められている中、「人々が、生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会の構築は極めて重要な課題となっている。

このため、地域に根ざし、潤いと活力に満ちた生涯学習都市づくりをめざし、学習活動の拠点である社会教育施設の整備充実を図るとともに、再構築に取り組む。

また、市民の学習ニーズに対応した多種・多様な学習の機会や場を提供し、併せて活動を促進するための体制の整備やネットワークの構築を図ることにより、市民の自主的な学習能力を高め、主体的な学習・教育、芸術・文化、体育・スポーツの諸活動を奨励・促進する。

さらに、市民の学習や実践活動の成果を積極的に活用できる場を提供することにより、さらなる市民の学習機会を拡充するとともに、生涯学習の一層の推進を図る。

(1) 豊かな学びの場の整備

- ① 市民の学習ニーズに対応するため、市立図書館などの社会教育基幹施設の整備充実を図るとともに、市民の生涯学習促進のための中核施設である生涯学習センター・公民館・そよ風ホール・総合文化センターの活用を促進する。
- ② 住民の自主的活動の拠点である校区コミュニティセンターや地域の自治公民館における生涯学習活動を促進するため、その支援に努める。
- ③ 生涯学習の機会と場を確保するために、学校施設の利用や生涯学習支援施設の整備充実を進めるとともに、地域の各施設等の機能強化を推進し、活用を図る。

(2) 多様な学習機会・情報の提供

- ① 市民の自発的な生涯学習活動の促進を図るため、今日的学習課題や市民ニーズに対応した市民講座・教室の開催や青少年から高齢者まで、対象に即した多様な学習機会の提供を図る。
- ② 市民に対する生涯学習情報提供のため、インターネット等を活用した生涯学習情報システムの充実を図るとともに、学習相談の充実に努める。
- ③ 地域における市民の主体的な学習活動を促進するため校区コミュニティセンター活動等を支援するとともに、学校外活動の促進など地域を拠点とした家庭・地域教育の振興を図る。
- ④ 市立図書館等における図書資料や視聴覚教材、また情報提供環境の整備充実を図り、市民の多様な資料・情報要求に応えるとともに、子どもの読書活動、市民活動や地域社会の課題解決の支援、また子育て支援などのサービス充実を図る。

(3) 生涯学習の人材育成と活用

- ① 社会教育団体の運営や活動を指導する社会教育指導者の育成に努めるとともに、地域における新しい学習リーダーや指導者の発掘・養成を図り、地域生涯学習活動を促進する。
- ② 地域の各施設・団体等の機能強化と地域に内在する教育資源や人材の発掘を推進し、活用を図るとともに、生

涯学習活動を支援するボランティア体制の充実を図る。

- ③ 社会教育施設と社会教育関係団体、市民活動グループ等の相互連携と活性化を促進するため、コーディネート機能を持った人材の育成に努める。
- ④ 市民の学習成果を活用するため、学習ボランティアサークルを育成するとともに、既成のグループ・サークルを市民ボランティアとして活用する市民学習発展推進事業に取り組む。

(4) 学習ネットワークの整備活用

- ① 市民による主体的な生涯学習都市づくりを促進するため、生涯学習関連団体・グループ間の連携と協調を図り、久留米生涯学習推進市民協会（LLネットコアくるめ）の機能充実に努める。
- ② 生涯学習センター・公民館・そよ風ホール・総合文化センター・市立図書館などの中核施設と、校区コミュニティセンター等の地域教育施設との生涯学習ネットワークを強化し、連携事業の充実を図る。

2 活力あふれる市民スポーツの振興

「活力あふれる市民スポーツの振興と、豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」のために、久留米市スポーツ振興基本計画に基づき、生涯の各時期にわたり、それぞれの体力や年齢、目的に応じてスポーツを楽しむことができるスポーツ環境づくりを推進する。

また、市民の多種多様なスポーツニーズに対応するため、きめ細やかに支援できる推進体制の整備、充実に努める。

さらに、スポーツ施設の整備充実、指導者の養成と資質の向上を図るとともに、競技スポーツからコミュニティスポーツに至るまで市民参加を促進する多様なプログラムの提供を通じて、生涯スポーツの振興に努める。

(1) 活力あふれるスポーツの場の整備

- ① 市民スポーツの振興を図るため、スポーツ教室を開催する等して市内全域の体育施設の利用促進を図る。
- ② スポーツ施設の整備充実に努めるため、地域バランスや市民ニーズを考慮した計画策定を行う。
- ③ スポーツ施設の市民への利便性を図るため、公共施設予約システムによる体育施設の利用情報の提供を行う。
- ④ 学校体育施設の開放により市民スポーツ活動の場の確保に努め、地域スポーツの振興を図る。

(2) 競技スポーツの振興

- ① （財）久留米市体育協会と連携し、スポーツ団体の育成を図り、スポーツ人口の拡大と競技力の向上に努めるとともに、競技スポーツ選手の発掘と強化育成に努める。
- ② 九州・全国規模のスポーツ大会等の誘致に努め、質の高いスポーツに触れることにより競技力の向上を図るとともに、市民が感動や夢を持てるような機会の拡充を図る。

(3) 市民スポーツの育成

- ① 市民のスポーツ活動への参加を促進するため、年齢、目的、体力に応じた多様なプログラムサービスやスポーツに関する情報提供を充実する。
- ② スポーツを通じた市民交流である各種のスポーツ大会やスポーツ教室の開催を支援し、生涯スポーツの振興とスポーツ活動の奨励を図る。

(4) スポーツ振興の仕組みづくり

- ① 体育関係団体等との連携により、各種講演会・研修会等を通して、体育指導委員やスポーツ指導者の養成と資質の向上を図るとともに、市民が気軽に指導を受けることができるような指導体制づくりに努める。
- ② （財）久留米市体育協会の組織と事業の充実・強化を図るとともに、スポーツ活動に対する広範な支援に努め、市民スポーツの振興を図る。
- ③ 子どもから高齢者まで、誰もが身近に気軽に参加できる住民主導型の「総合型地域スポーツクラブ」を整備支援することで、スポーツを通じた、地域のコミュニティづくりや市民の健康増進、青少年の健全育成の体制づくりを図る。

3 文化財の保護と活用

市民の共有財産である文化財を保存・保護するとともに、市民が文化財に親しむ機会を提供し、それぞれの文化財の特性を活かした積極的な活用を図ることにより、市民の郷土愛を醸成し、歴史や伝統を身近に感じ、親しみ、

暮らしに生かすとともに、こうした魅力あふれる歴史環境の未来への継承に努める。

(1) 文化財を守り伝える

- ① 埋蔵文化財発掘調査の効率化や迅速化・標準化など円滑な実施に努め、開発と文化財保護の調整を図るとともに、発掘調査現地説明会などの開催により、市民の理解と協力を得る取り組みに努める。
- ② 埋蔵文化財センターを中心に、埋蔵文化財の整理・保存と調査・研究を行うとともに、生涯学習・教育活動の場としての活用を図る。
- ③ 有形、無形、民俗その他の文化財の積極的な調査と保存、活用に努めるとともに、総合的な記録の整理と活用に取り組む。

(2) 文化財に親しむ

- ① 市民意識の高揚を図るため、文化財の周知に努め、文化財保護の啓発・普及を図る。
- ② 生涯学習振興の観点から、考古資料展や歴史探訪、保存修理の現場公開、学校の総合的な学習の時間における体験学習など、地域に根ざした文化財を学び、親しむ機会の充実に努める。
- ③ 市民の文化財保護活動の充実、促進を図るため、文化財保存事業及び文化財保護団体等への活動支援を行うとともに、「文化財サポーター」の活動を充実し、文化財を活用した市民との協働のまちづくりを進める。
- ④ 市民が文化財に親しみ、理解することができるよう説明板等の整備や文化財マップの作成に取り組む。
- ⑤ 生涯学習施設としての「歴史博物館」建設に備え、資料の収集・調査に努めるとともに、施設の建設に向けた取り組みを進める。また、企画展等を開催し、収集した資料の有効活用を図る。

(3) 文化財を暮らしに生かす

- ① 筑後国府跡、田主丸大塚古墳などの史跡の保存・保護を図りながら環境整備を進めるとともに、市民の地域学習や歴史学習、小中学校の野外学習やレクリエーション、憩いの場としての活用を促進する。
- ② 市内に現存する歴史的建造物などを中心に調査し、貴重な物件は歴史的文化遺産として指定、保存等を行い、事業継続中の善導寺など必要に応じた修理・復元を行いながら、市民の暮らしの中で地域学習や生涯学習など多くの場面で、その活用を図る。

iv 人権のまちづくりの推進

市民一人ひとりがかけがえのない人間として尊重され、輝きを持ちながら暮らしていける地域社会をつくるために、久留米市人権教育・啓発基本指針に基づき、久留米市人権啓発推進協議会など各種団体と連携し、差別をなくす意志と実践力を身に付けた豊かな人権感覚を持った市民を育成する教育・啓発活動を進める。

(1) 人権のまちづくりの推進

- ① 各小学校区の「人権啓発推進協議会」や各種団体と連携し、地域住民の主体的な啓発活動の推進に努め、学習の場の拡大を図る。
- ② 学校と家庭・地域の日常的なつながりを深め、地域の教育力を活かした学校教育と社会教育が連携した人権のまちづくりをめざす。
- ③ 中学校区毎の「人権のまちづくり推進協議会」の組織や活動への支援や、報告・発信の場を設定することにより人権教育啓発活動の推進を図る。
- ④ 市教育センターの「人権・同和教育研究班」において、人権のまちづくりにおける学社連携・融合及び学校人権・同和教育をテーマとした調査研究を行う。

(2) 同和地区児童生徒及び住民に対する教育・啓発活動

- ① 同和地区住民及び近隣地域住民の教育水準の向上と福祉の増進を促進し、もって、地域住民の社会的、文化的向上を図るために、同和地区住民及び近隣地域住民の民主的・組織的な教育・啓発活動の促進に努めるとともに、教育集会所機能の充実に努める。
- ② 同和地区及び近隣地域の児童生徒の心身ともに健康で文化的な生活に向けて、その基礎となる学力向上を図るため、学習指導員の配置等により、家庭における学習の習慣化など必要な指導を行うとともに、適切な進路の確保に努める。

v 行政改革への取り組み

近年の厳しい社会状況を背景に、効果的な市民サービスの実現と効率的な行政の展開を図るため、久留米市新行政改革行動計画に基づき、学校給食調理業務や学校校務員業務の委託化、P F I 手法による中央学校給食共同調理場の運営、社会教育施設における指定管理者による管理運営などに取り組む。

- ① 学校給食調理業務の委託化推進
- ② 学校校務員業務の委託化推進
- ③ P F I 手法による中央学校給食共同調理場の安定した管理運営の推進
- ④ 図書館業務のサービス向上と運営の効率化
- ⑤ 生涯学習センター・勤労青少年ホーム等における指定管理者による施設の管理運営

vi 教育委員会の活性化

教育委員会会議においては、効果的で円滑な教育行政の運営が図られるよう、教育行政の基本的な方針や具体的な施策、議決案件、報告事項について審議・検討する。審議・検討に際しては、事前の資料提供、学校や社会教育施設を視察・訪問するなど、各委員の多様な意見が得られるよう教育委員会会議の深化を図る。

また、効果的な教育行政の推進や市民等への説明責任を果たす観点から、教育委員会活動について点検・評価を行っていく。

(1) 開かれた教育委員会の取り組み

- ① 教育施策に関する情報公開や市民からの意見の収集などにおいて、ホームページを活用し、情報化社会に対応した情報の発信・収集に取り組む。
- ② 各地域の特色ある教育施策や課題への認識を深め、より良い教育施策の検討を行うため、移動教育委員会の開催等、教育委員自らによる、現場や先進地の視察、各種行事等への参加を充実し、意見収集や論議の活性化に努める。
- ③ 教育委員会が行う点検・評価については、教育委員会活動の状況について整理し、市議会へ報告するとともに、外部への公表を行う。

(2) 教育委員会活動の充実・高度化

- ① 国や他団体等における論議や特色ある取り組み等に関して、教育委員を含めたネットワークを構築し、情報の共有化と意見交換の促進に努める。
- ② 教育委員の識見を最大限に生かし、より高度な審議を推進するため、教育行政に関する課題事項等を適宜報告し、教育委員と事務局職員との意見交換を行いながら、事務執行の方針決定に活かす。

(3) 行政としての一体的な取り組みの強化

教育行政は、教育の政治的中立と教育行政の安定を図るという原則に則り、教育委員会が独立の機関として教育事務の処理に専門的に当たることとされている。しかしながら、近年の社会状況の変化に対応した教育の展開をはじめ、市長部局等と連携して効率的かつ整合的な行政の推進を図るべき施策が増加している状況にある。

そこで、社会教育行政に関する事務を原則として市長部局の職員による補助執行にて対応していることを踏まえ、学校教育と社会教育との連携の視点や、私学連携や学術研究都市づくりの視点、教育財政の確保の視点から、市長部局と連携して、久留米市新総合計画に基づく、一体的、総合的な行政の展開を図る。

●学校設置状況

(1) 小学校

(H24. 5. 1現在)

校 名 (創立年月日)	所 在 地 (電 話)	児 童 数	教 員 数	学 級 数	教室数		校地面積		校 舎 面 積			屋 内 運 動 場
					普 通	特 別	総面積	運動場	延面積	う ち 非木造	非木造 率	
西 国 分 (M37. 2. 6)	諏訪野町1972-1 (33-0418)	人 914	人 41	29	29	9	m ² 17,320	m ² 8,942	m ² 5,848	m ² 5,848	% 100.0	m ² 945
荘 島 (M6. 1. 10)	荘島町19-4 (33-0428)	216	15	10	10	10	8,971	4,990	3,165	3,165	100.0	919
日 吉 (M16. 4. 20)	日吉町77-1 (33-0438)	415	23	15	15	6	10,721	6,923	3,291	3,291	100.0	872
篠 山 (M17. 1. 17)	篠山町270-1 (33-0448)	484	23	17	17	7	10,635	4,114	4,225	4,091	96.8	926
京 町 (M44. 7. 1)	京町256 (33-0458)	297	17	13	13	8	7,142	4,573	3,587	3,587	100.0	571
南 黨 (M42. 9. 1)	南黨西町1951-1 (33-0468)	375	26	17	17	7	12,079	6,570	5,787	5,787	100.0	1,176
鳥 飼 (M25. 12. 24)	梅満町977 (33-0478)	494	26	19	19	8	12,331	6,155	4,924	4,924	100.0	945
長 門 石 (M21. 4.)	長門石三丁目9-12 (33-3015)	440	20	15	15	18	15,601	7,962	5,356	5,306	99.0	725
小 森 町 (M25. 4.)	小森野五丁目21-23 (33-3215)	330	17	13	13	6	19,793	14,837	2,890	2,890	100.0	533
金 丸 (M25. 2. 1)	原古賀町28-2 (33-0488)	591	35	22	22	9	13,836	6,759	5,335	5,301	99.3	919
東 国 分 (T15. 11. 8)	国分町444-1 (21-9418)	669	29	24	24	11	18,428	10,644	5,893	5,804	98.4	945
御 井 (M6. 2.)	御井町599-2 (43-7681)	347	21	14	14	10	11,596	5,059	4,394	4,320	98.3	750
南 (S23. 9. 30)	南二丁目16-1 (21-9438)	1076	43	33	33	9	20,551	12,653	5,854	5,802	99.1	1,049
合 川 (M11. .)	合川町471-1 (43-3815)	766	32	25	25	9	22,875	9,818	5,428	5,428	100.0	725
山 川 (M10. 5. 12)	山川追分二丁目10-2 (43-3921)	470	21	17	17	8	12,608	7,103	3,708	3,708	100.0	725
上 津 (M34. 4. 1)	上津町1923-3-1 (22-4015)	698	31	24	24	9	27,458	15,974	5,232	5,232	100.0	1,049
高 良 内 (M11. 4.)	高良内町523-1 (43-4215)	596	28	22	22	9	16,158	6,849	4,978	4,978	100.0	945
宮 ノ 陣 (M6. 5. 1)	宮ノ陣町大杜393-1 (33-4315)	629	29	24	24	7	23,486	14,827	4,848	4,762	98.2	776
山 本 (M19. 7. 7)	山本町耳納90 (43-4415)	128	10	6	6	10	14,222	7,576	2,280	2,280	100.0	680
草 野 (M19. 7. 8)	草野町矢作496-1 (47-0043)	104	12	7	7	7	17,561	9,863	2,089	2,064	98.8	680
安 武 (M34. 4.)	安武町武島776-1 (27-2851)	316	20	15	15	12	19,314	10,469	3,865	3,865	100.0	919
荒 木 (M7. 2.)	荒木町荒木1500 (27-1145)	792	32	27	27	15	25,142	12,080	5,369	5,369	100.0	1,170
大 善 寺 (M9. .)	大善寺町夜明1268 (27-1155)	505	25	19	19	7	17,164	9,510	4,398	4,398	100.0	725
善 導 寺 (M5. .)	善導寺町与田450 (47-1004)	440	24	15	15	8	16,803	7,763	3,902	3,902	100.0	919
大 橋 (M9. .)	大橋町合楽1081 (47-0069)	85	11	7	7	6	9,590	5,820	2,284	2,264	99.1	680

(H24. 5. 1現在)

校 名 (創立年月日)	所 在 地 (電 話)	児 童 数	教 員 数	学 級 数	教室数		校地面積		校 舎 面 積			屋 内 運 動 場
					普 通	特 別	総面積	運動場	延面積	う ち 非木造	非木造率	
青 峰 (S48. 4. 1)	青峰二丁目7-1 (43-9101)	190	12	9	9	14	16,512	9,162	4,558	4,512	98.9	725
津 福 (S53. 4. 1)	津福今町472-31 (32-5260)	651	29	22	22	9	25,068	13,944	5,617	5,563	99.0	725
船 越 (M9. . .)	田主丸町船越190 (0943-72-2278)	110	11	7	7	8	13,991	7,839	2,309	2,189	94.8	796
水 縄 (M25. . .)	田主丸町石垣889 (0943-72-2474)	112	12	8	8	7	16,425	7,860	2,652	2,652	100.0	532
田 主 丸 (M6. . .)	田主丸町田主丸318 (0943-72-3123)	375	19	14	14	6	27,950	13,417	4,093	4,093	100.0	1,112
水 分 (M25. . .)	田主丸町常盤1118-1 (0943-72-2270)	104	12	6	6	6	13,177	4,963	2,239	2,239	100.0	680
竹 野 (M7. . .)	田主丸町竹野1823-1 (0943-72-2452)	136	11	7	7	12	10,990	7,270	2,745	2,745	100.0	796
川 会 (M24. . .)	田主丸町以真恵274-1 -1 (0943-72-2847)	125	12	7	7	9	13,390	9,415	2,473	2,473	100.0	680
柴 刈 (M19. . .)	田主丸町八幡830-1 (0943-72-2408)	99	11	7	7	7	14,939	4,512	2,435	1,157	47.5	805
弓 削 (M16. . .)	北野町高良1801 (78-2045)	140	11	7	7	8	9,520	4,351	2,487	2,410	96.9	724
北 野 (M16. . .)	北野町中520-1 (78-2039)	514	24	19	19	9	28,990	9,544	6,071	6,071	100.0	1,673
大 城 (M16. . .)	北野町大城121-1 (78-3216)	189	11	7	7	11	13,787	6,453	2,952	2,952	100.0	680
金 島 (M16. . .)	北野町八重亀164 (78-2217)	116	12	7	7	6	14,532	4,359	2,607	2,536	97.2	681
城 島 (M6. . .)	城島町城島320 (62-3062)	241	16	12	12	7	16,265	7,270	3,173	3,163	99.6	726
下 田 (M12. . .)	城島町下田251 (62-3268)	68	10	7	7	6	9,321	5,225	1,818	1,818	100.0	398
江 上 (M8. . .)	城島町江上331 (62-2559)	243	15	11	11	7	13,473	2,055	2,779	2,757	99.2	646
青 木 (M5. . .)	城島町青木825 (62-2314)	157	11	8	8	7	13,294	3,342	2,397	2,397	100.0	658
浮 島 (M6. . .)	城島町浮島234-1 (62-2349)	22	5	3	3	8	7,947	1,489	1,530	1,510	98.6	420
西 牟 田 (S33. . .)	三潞町西牟田4410 (64-3672)	299	19	14	14	6	14,869	6,912	2,869	2,806	97.8	853
犬 塚 (M25. . .)	三潞町玉満1871 (64-2027)	310	16	12	12	12	18,422	8,039	4,244	4,181	98.5	845
三 潞 (M25. . .)	三潞町高三潞492 (64-2514)	362	17	12	12	7	21,475	10,660	3,232	3,169	98.0	996
合 計		16,740	907	655	655	397	735,722	365,914	174,210	171,759	98.5	37,419

(2) 中学校

(H24.5.1現在)

校 名 (創立年月日)	所 在 地 (電 話)	生徒 数	教員 数	学級 数	教室数		校地面積		校 舎 面 積			屋 内 運動場	武道場
					普通	特別	総面積	運動場	延面積	うち 非木造	非木造率		
城 南 (S22. 4. 16)	城南町11-4 (33-7295)	人 740	人 41	23	22	17	㎡ 14,216	㎡ 7,062	㎡ 6,329	㎡ 6,283	% 99.2	㎡ 1,498	㎡ 392
江 南 (S22. 4. 16)	梅満町637-3 (33-7305)	553	35	17	17	19	22,676	10,710	6,871	6,871	100.0	1,176	450
櫛 原 (S22. 4. 16)	東櫛原町1286-1 (33-7385)	189	14	7	7	13	19,649	10,493	3,986	3,986	100.0	1,096	450
牟 田 山 (S22. 4. 16)	南二丁目16-2 (21-9448)	650	37	20	20	15	20,162	13,256	5,606	5,541	98.8	1,155	450
諏 訪 (S22. 4. 1)	東町250-1 (33-7395)	790	45	23	23	16	17,699	8,291	6,638	6,638	100.0	1,102	450
良 山 (S22. 4. 16)	山川町37-2 (43-7871)	714	42	21	21	19	18,058	9,466	7,304	7,304	100.0	1,009	350
明 星 (S22. 3. 31)	高良内町4482-1 (21-9468)	466	28	15	15	21	26,434	13,327	7,337	7,276	99.1	1,223	450
宮 ノ 陣 (S22. 4. 1)	宮ノ陣町五郎丸1551-1 (33-9478)	380	21	12	12	11	29,854	21,538	3,918	3,918	100.0	860	450
荒 木 (S22. 4. 16)	荒木町荒木1918-1 (26-5131)	382	23	13	13	15	50,844	17,596	4,640	4,640	100.0	1,135	450
筑 邦 西 (S22. 4. 1)	大善寺町宮本385-1 (26-2646)	489	27	16	16	14	27,225	14,920	5,889	5,889	100.0	1,138	450
屏 水 (S22. 4. 1)	山本町耳納1069-1 (47-1061)	378	27	14	14	14	27,276	15,180	4,849	4,803	99.0	717	450
青 陵 (S56. 4. 1)	藤山町1731-10 (22-1851)	285	20	10	10	13	27,958	12,926	4,764	4,714	98.9	1,196	450
高 牟 礼 (H4. 4. 1)	高良内町3361 (45-2233)	286	21	11	11	12	21,002	12,183	5,075	5,075	100.0	981	350
田 主 丸 (S47. .)	田主丸町田主丸65-1 (0943-72-3191)	611	36	19	19	21	46,281	23,406	8,256	8,256	100.0	1,474	767
北 野 (S46. .)	北野町塚島277 (78-2022)	490	28	15	15	16	28,038	16,217	5,316	5,316	100.0	1,512	1,256
城 島 (S25. .)	城島町檜津1354-1 (62-3300)	407	24	14	14	19	45,508	25,206	8,041	8,041	100.0	1,320	984
三 潑 (S36. .)	三潑町玉満2705 (64-2137)	432	23	13	13	21	28,500	8,832	7,009	7,009	100.0	1,078	592
合 計		8,242	492	263	262	276	474,331	240,609	101,828	101,560	99.7	19,670	9,191

(3) 特別支援学校

(H24. 5. 1現在)

校 名 (創立年月日)	所 在 地 (電 話)	児 童 数	教 員 数	学 級 数	教室数		校地面積		校 舎 面 積			屋 内 運 動 場
					普 通	特 別	総面積	運動場	延面積	う ち 非木造	非木造 率	
小 学 部 (S49. 4. 1)	南一丁目2-1 (39-6131)	人 56	人	16			m ²	m ²	m ²	m ²	%	m ²
中 学 部 (S50. 4. 1)		50	87	14	—	—	26, 612	7, 900	9, 485	9, 439	99. 5	555
高 等 部 (S53. 4. 1)		77		12								
合 計		183	87	42			26, 612	7, 900	9, 485	9, 439	99. 5	555

※児童数に訪問含む。

(4) 市立高等学校設置状況

(H24. 5. 1現在)

校 名 (創立年月日)	所 在 地 (電 話)	生 徒 数	教 員 数	学 級 数	教室数		校地面積		校 舎 面 積			屋 内 運 動 場
					普 通	特 別	総面積	運動場	延面積	う ち 非木造	非木造 率	
久 留 米 商 業 (M29. 5. 7)	南一丁目1-1 (33-1285)	人 715	人 51	18	18	25	m ² 47, 797	m ² 25, 638	m ² 11, 035	m ² 11, 035	% 100. 0	m ² 1, 843
南 筑 (T11. 4. 27)	御井町1498-1 (43-1295)	712	46	18	18	17	55, 825	34, 746	8, 666	8, 666	100. 0	1, 729
合 計		1, 427	97	36	36	42	103, 622	60, 384	19, 701	19, 701	100. 0	3, 572

(5) 合計

(H24. 5. 1現在)

区 分		校 数	学 級 数	児童・生徒数	教 員 数
小 学 校		46	655	16, 740	907
中 学 校		17	263	8, 242	492
特別 支援 学校	小 学 部	1	16	56	87
	中 学 部		14	50	
	高 等 部		12	77	
高等学校		2	36	1, 427	97

●進路状況

(市立中学校)

卒業年度	卒業生総数	進学者		就職者		その他	
			%		%		%
H23年度	2,816 人	2,776 人	98.6	7 人	0.2	33 人	1.2
H22年度	2,713	2,666	98.3	5	0.2	42	1.5
H21年度	2,899	2,822	97.3	22	0.8	55	1.9
H20年度	2,796	2,720	97.3	6	0.2	70	2.5
H19年度	2,892	2,823	97.6	13	0.4	56	2.0

※進学者には定時制や夜間学校への就職進学者を含む。

(市立高等学校)

卒業年度		卒業生総数	進学者		就職者		その他	
				%		%		%
南 筑	H23年度	230人	190人	82.6	39 人	17.0	1 人	0.4
	H22年度	230	183	79.6	37	16.1	10	4.3
	H21年度	228	169	74.1	35	15.4	24	10.5
	H20年度	232	177	76.3	27	15.9	18	7.8
	H19年度	232	180	77.6	36	15.5	16	6.9
久留米 商業	H23年度	236	176	74.6	55	23.3	5	2.1
	H22年度	235	172	73.2	63	26.8	0	0.0
	H21年度	235	186	79.2	44	18.7	5	2.1
	H20年度	232	173	74.6	57	24.6	2	0.8
	H19年度	232	169	72.8	62	26.7	1	0.5

※進学者には定時制や夜間学校への就職進学者を含む。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する
点検及び評価報告書（平成 23 年度分）の概要

(1) 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では、平成 20 年度（平成 19 年度分）から、その権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を行っている。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（…中略…）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検・評価の実施手法

- ① 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取組状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかにし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- ② 点検・評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。
- ③ 点検・評価に当たっては、「教育委員会の権限に属する事務」及び「教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務」のそれぞれを対象とし、教育委員会の会議の活動状況及び教育施策要綱に掲げる施策の進捗状況について整理する。
- ④ 報告書の取りまとめに際して、学識経験者の意見を徴取した。

【学識経験者】

氏 名	現在の役職等	備 考
いいだ しんじ 飯田 慎司 氏	福岡教育大学教授 福岡教育大学附属久留米小学校校長 久留米市教育改革推進会議座長	平成 23 年度（平成 22 年度分点検・評価報告書）も依頼
いのうえ とよひさ 井上 豊久 氏	福岡教育大学教授 福岡県社会教育委員	福岡市及び北九州市等の点検・評価報告書に対する有識者意見の実績

(3) 報告書の概要

項 目	概 要
1. はじめに (P2-P3)	点検及び評価についての基本的な考え方等を記載した。
2. 点検及び評価の実施手法 (P4)	
3. 教育委員会の権限に属する事務の状況 (P5-P9)	教育委員会会議の開催及び運営状況として、議案の処理状況や報告事項の内容などを記載した。
4. 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況 (P10-P42)	第 2 期 教育改革プランに掲げた事業をはじめ、教育行政の具体的な事務の執行状況について、平成 23 年度教育施策要綱の事業区分に従って、その実績を記載した。

5. 施策についての検証と今後の方向 (P43-P46)	前記 4 の事務の実績を踏まえ、各施策体系の評価を行い、今後の方向について整理した。
6. 点検・評価に関する学識経験者からの 意見 (P47-P53)	学識経験者から意見を徴取し、掲載した。
参考資料 (P54-P70)	平成 23 年度教育施策要綱(抜粋)や学校設置状況・進路状況等の資料を掲載した。

(4) 点検・評価に関する学識経験者からの意見(要旨)

(福岡教育大学教育学部教授 飯田 慎司 氏)

- ・点検及び評価の目的、対象及び方法は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条の趣旨に合致しており、「点検及び評価の実施に関する要綱」に基づいて適切に実施されている。
- ・主な事業の概要については、事業内容の実際や自己評価を補足するための事項が、備考欄にわかりやすく記載されている。事業内容に応じて数量化が難しいものがあることも事実だが、アンケートによる意識調査などを考慮した数量化の工夫を行い、自己評価の改善を図っている点は評価できる。
- ・ただし、備考欄に記述されている成果等の根拠がやや不鮮明である事業も見受けられるので、平成 24 年度以降の各事業に関する自己評価に際しては、さらなる改善を図っていただきたい。
- ・これまでの取り組みによって「仕組みづくり」は十分になされてきたように思う。ここに挙がってくる評価のレベルを少しずつ向上させていくような具体的な過程指標を設定し、それを達成していきながら、顕著な成果へとつなげていくことが肝要である。

(福岡教育大学教授 井上 豊久 氏)

- ・全体としては、教育委員会は「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行」を適切に前向きに実施していると評価する。
- ・数量的な目標が設定出来る事業に関しては、適切な目標数値をさらに示していく必要がある。その上で、今後は、個々の事業に関しても評価根拠となるものをできるだけ提示し、来年度の課題や方向性を示していくことも求められる。
- ・これまでの施策推進の結果、量的評価からその人材や組織の活動内容・活動実績等も評価する質的評価を取り入れることが望まれ、質的評価システムの開発が期待される。そのためには、聞き取りによる評価も一部取り入れることの検討も必要。
- ・可能であれば、短・中・長期の評価が体系的に行われることが望まれ、中・長期計画に関しても計画変更を行うことが求められる。また、この単年度の評価がどう活かされ、どのような対応が行われたのかに関する来年度の提示が期待される。

(5) 今後の予定

平成 25 年 1 月 市議会へ報告

2 月 市公式ホームページで公表

教育委員会後援事業等に関する報告

H24.11.16からH24.12.17 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成25年2月3日(日) 10:00～16:00	第28回青少年ミュージックフェスティバル	浮羽ライオンズクラブ	うきは市文化会館	後援	学校教育課
2	平成25年2月23日(土)～平成25年2月24日(日)10:00～15:30	世界一行きたい科学広場in久留米2013	福岡県青少年科学館	福岡県青少年科学館	後援	学校教育課
3	平成25年3月1日(金)～平成25年3月7日(木)	第10回高松凌雲記念かきぞめ大会	高松凌雲顕彰会	小都市生涯学習センター	後援	学校教育課
4	平成25年3月2日(土)～平成25年5月6日(月)	春の特別展 「わくわく! からだ大冒険～からだの中をのぞいてみましょうか～」	福岡県青少年科学館	福岡県青少年科学館 1階特別展示室	後援	学校教育課
5	平成25年3月8日(金)～平成25年3月9日(土)	お仕事スタジアム2013	学校法人 麻生塾	福岡国際会議場	後援	学校教育課
6	平成25年3月24日(日)～平成25年4月3日(水)	「Spring Camp in 能古島」&「English Camp in 能古島」	能古島青少年育成協会	福岡市西区能古(能古島)島内および、このしまアイランドパーク内	後援★	学校教育課
7	平成25年1月12日(土)～平成25年3月10日(日)	金閣・銀閣の寺宝展 雪舟、等伯、宗達、そして若冲	久留米市、(公財)石橋財団石橋美術館、(公財)有馬記念館保存会	石橋美術館別館、有馬記念館	後援	文化財保護課
8	平成25年3月23日(土)	2012年度地域舞台芸術公演 映画「じんじん」無料上映会	財団法人福岡県退職教職員協会	石橋文化センター	後援★	生涯学習推進課
9	平成25年3月21日(木)	原浩美ピアノリサイタル	原浩美ピアノリサイタル実行委員会	石橋文化センター共同ホール	後援★	生涯学習推進課
10	平成25年1月22日(火)～1月27日(日)	心象会展	水墨画 心象会	久留米市一番街多目的ギャラリー	後援	生涯学習推進課
11	平成25年1月15日(火)～1月20日(日)	第48回全九州新春書道展	福岡書道会	福岡市美術館	後援	生涯学習推進課

12	平成25年3月10日(日)	第8回久留米音楽の祭典	久留米音楽の祭典実行委員会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
13	平成25年6月2日(日)	第24回くるめ新人演奏会	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
14	平成25年2月11日(祝)	久留米市民会館自主文化事業 舞台技術ワークショップ【音響編】	久留米市民会館	久留米市民会館 大ホール	後援	生涯学習推進課
15	平成25年2月10日(日)	吹奏楽団ゆうすい第2回定期演奏会	吹奏楽団ゆうすい	文化センター 共同ホール	後援	生涯学習推進課
16	平成25年2月6日(水)～2月11日(祝)	白房会日本画展	白房会	久留米市一番街多目的ギャラリー	後援	生涯学習推進課
17	平成25年3月12日(火)～3月17日(日)	久留米連合文化会日本画部展	久留米連合文化会	久留米市一番街多目的ギャラリー	後援	生涯学習推進課
18	平成25年3月10日(日)	語りと音楽が織りなす民話の世界	久留米民話口伝衆	大濠公園能楽堂	後援	生涯学習推進課
19	平成25年2月20日(水)	子ども劇場2月舞台鑑賞会	久留米子ども劇場	えーるピア久留米 視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課
20	平成25年3月2日(土)	第5回九州交響楽団 鳥栖定期演奏会	鳥栖市	鳥栖市民文化会館 大ホール	後援	生涯学習推進課
21	平成25年1月26日(土)	教育講演会 講師 岡田幹彦氏「上杉鷹山に学ぶ」	久留米教育支援会議	久留米医師会館ホール	後援	生涯学習推進課
22	平成25年3月31日(日)	明善高等学校管弦楽部 第41回定期演奏会	福岡県立明善高等学校	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
23	平成25年4月1日(月)～5月6日(祝)	ラ・フォル・ジュルネ音楽祭「熱狂の日」2013	ラ・フォル・ジュルネ鳥栖「熱狂の日」音楽祭実行委員会	プレ公演:鳥栖市ほか、本公演:鳥栖市民文化会館	後援	生涯学習推進課

24	平成25年2月10日(日)	永勝寺の語りべ達第1回口演会	久留米民話を語る会 永勝寺の語りべ達	えーるピア久留米	後援★	生涯学習推進課
25	平成24年12月23日(日)	第19回定期演奏会	久留米大学学友会吹奏楽部	石橋文化センター大ホール	後援	生涯学習推進課
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						

平成24年第4回（12月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

質問議員	質 問 内 容
【個人】	
堺 陽一郎 議員	1 学校給食について
後藤 敬介 議員	1 市立高校について
山下 尚 議員	2 通学路の安全対策について
永松 千枝 議員	2 子どもの体力向上について (1) 取り組みのさらなる活性化と環境整備は (2) 体力の意義を踏まえた市の方策は
田中 良介 議員	3 教育問題について (1) 豊かな心の教育推進について

個人

【質問議員】 堺 陽一郎 議員

【質問要旨】 1 学校給食について

【質問趣旨】 (1)委託前後の味や残食の変化などについて、検証が必要と思うが、どのように考えているのか。

(2)給食の食器は、数種類を使用しているが、将来、統一化を考えているのか。

(3)食材購入に充てられる給食費に、人件費や光熱費などを加えた1食あたりの単価を尋ねたい。

(4)市議会開会中に議員は、給食を食べてみるべきであると考えますが、それは可能か。

【回答要旨】 学校給食業務につきましては、平成13年及び16年の2回にわたる行財政改革等に関する調査特別委員会からの提言を踏まえ、平成16年度から調理業務の民間委託に取り組みまして、本年度までに25校の小中学校と田主丸学校給食共同調理場の民間委託を進めてきました。

1. 民間委託前後の検証について

給食調理業務の日々の確認等については、学校栄養士が調理の各作業工程において、日常点検表等に基づき、調理や衛生管理、味などを確認しております。

また、教育委員会では、学校栄養士への聞き取りや給食室の立ち入り調査により、衛生管理、作業工程を確認し、業務状況に応じた指導、助言を行っております。

このような取り組みを通して、民間委託を行った学校においても、学校給食が安全かつ安定的に提供されておりますが、小中学校の完全委託化の目標を平成27年4月とするなかで、委託後の検証と評価は非常に重要であると認識しております。

なお、中央学校給食共同調理場では、日常の確認に加えて、給食内容に関するアンケート調査を行い、共同調理場の栄養士、給食調理事業者などにより、調査結果を踏まえた改善に努めています。

2. 給食で使用する食器について

教育委員会では、民間委託による運営の効率化を図るとともに、学校栄養士の配置や磁器食器の導入などにより、食育の推進や食事環境の充実向上に努めております。

このような中で、現在、給食の食器は、学校給食を自校方式により実施している42校のうち、磁器食器を使用する学校が37校、ステンレス食器が3校、樹脂食器が2校となっています。

自校方式による実施校では、給食室の改修など必要な環境整備を進め、持ちやすく耐久性のある磁器食器を平成27年度までに全ての学校で使用していきたいと考えています。

一方で、磁器食器は、耐衝撃性の面で樹脂食器に比べて破損しやすい等の課題もありますので、センター方式による給食実施の22校については、配送時の安全性を考慮して、現在使用している樹脂食器を引き続き使用していきたいと考えております。

3. 給食の1食単価について

学校給食費は、学校給食法第11条2項の規定により保護者負担とされる食材費で、

本市においては、小学校で月額 3,600 円、1 食あたり 208 円、中学校で月額 4,100 円、1 食あたり 237 円になります。

学校給食を実施するためには、食材費の他に、調理員等の人件費や光熱水費、施設や備品等の維持にかかる経費を要します。

これらの経費は、市で負担しておりますが、その 1 食あたりの単価は、学校の規模や給食実施の形態が直営によるものか、民間委託によるものかなどにより異なります。

この給食実施にかかる運営経費を自校方式実施校において試算しますと、1 食単価の平均は 207 円となり、食材費と運営経費を合わせた給食実施にかかる経費、1 食単価は、小学校で 415 円、中学校で 444 円となります。

4. 学校給食の試食について

学校給食の試食については、教育民生常任委員会の所管事務調査において、本年 2 月に中央学校給食共同調理場の対象校である三潞中学校で、10 月には、自校方式で民間委託により実施している篠山小学校で試食していただいたところです。

ご提案の試食を定例議会中などに、例えば庁舎内で行うことにつきましては、配送運搬の対応や衛生管理面において課題があり、困難であると考えております。

しかしながら、学校や共同調理場では、保護者等を対象とした試食会を実施しておりますので、議員の皆様が、希望される場合には、事前の申し出により実費を頂き対応することは可能であります。

【質問議員】 後藤 敬介 議員

【質問要旨】 1 市立高校について

【質問趣旨】 (1) 久留米市の子どもの人口推計をどう捉えているか

(2) 市立高校の志願者数の状況はどうか

(3) 将来をどう考えているか、検討する考えは

【回答要旨】 1. 久留米市の子どもの人口推計について

久留米市における子どもの人口推計についてであります。これは厚生労働省に設置された政策研究機関であります国立社会保障・人口問題研究所が平成 20 年 12 月に推計・公表した資料、「日本の市区町村別将来推計人口」によりますと、0 歳から 14 歳の年少人口は、平成 22 年に 42,939 人ですが、平成 23 年に 35,665 人、平成 24 年に 30,450 人と 29.1%の減少と推計され、これは全国の減少率 28.5%を上回る状況になっています。

さらに、全体に占める構成比をみますと、平成 22 年の年少人口の割合は 14.1% ありますが、平成 24 年は 10.9%と 3.2 ポイント減少しています。このように、久留米市におきましても、急速な少子化が進むと推計されております。

2. 市立高校の志願者数の状況はどうか

現在、市立 2 校では、久留米商業高等学校が創立 116 年を迎え、南筑高等学校は先月 90 周年記念式典を行ったところです。久留米商業高等学校・南筑高等学校の生

徒の確保については、定員それぞれ 240 人に対しまして、過去 3 年間久商は平成 22 年度入試の志願者が 332 人、23 年度は 319 人、24 年度は 286 人。南筑は平成 22 年度入試が 364 人、23 年度は 329 人、24 年度は 289 人となっており、現状では一定の生徒数は確保できている状況にあります。23 年度から 24 年度にかけての志願者数の減少は、明善高校と小郡高校それぞれの 1 クラス増（40 名募集増）の影響が考えられます。

3. 将来をどう考えているか、検討する考えは

これまでも、少子化の進展等の社会情勢を踏まえ、平成 11 年度に「21 世紀における市立高等学校の望ましい在り方」について、「久留米市立高等学校検討審議会」へ諮問し、学校の統合再編についても検討項目としていました。

3 年以上にわたる審議を経て、平成 15 年 3 月に同審議会から答申を受けており、その内容は、市立 2 校はそれぞれ歴史と伝統を持ち、現在も地域において十分な存在感を持っており、統合は時期尚早であるとの判断から、2 校の特色を生かして魅力ある学校づくりを進めるべきであるとされています。

以来 2 校では、答申に示された方向性を踏まえ、入試制度や学科編制、教育課程の編成等に関する独自の学校改革に取り組んできており、志願者数や進路の状況をみても、一定の成果を上げている状況にあります。

ただし、答申から 10 年が経過した現在、今後については、急速な少子化に向けた対応も必要であり、全国や県内の動向、高等学校を設置する他市の状況等を十分把握し、必要な対応に遅れを生じないように、取り組んでいきたいと考えています。

【質問議員】 山下 尚 議員

【質問要旨】 2 通学路の安全対策について

【質問趣旨】 通学路の安全点検について、11 月までに合同点検を行い、対策案を作成する予定ということであったが、その結果はどうだったか。また、今後の対応はどうするのか。

【回答要旨】 1. 経過と合同点検の結果について

本年 4 月に、全国各地で、登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出るなど、痛ましい事故が相次ぎました。

市内の各小中学校では、毎年度初めに、通学路の安全点検を行っており、今年度も各学校から危険な箇所について報告を受けたところです。

5 月末には、文部科学省・国土交通省・警察庁の各省庁から、学校、道路管理者、警察等で通学路の緊急合同点検を実施し、対応策を検討するよう通知が来ています。

この通知を受けまして、小学校から報告のあった危険箇所について、教育委員会は都市建設部と連携、協力し、学校、道路管理者、警察による合同点検を実施しました。その結果、「見通しが悪く、道幅が狭い」「信号機のない横断歩道で、児童の横断が多い」等、改善が必要と考えられる箇所が 117 箇所ありました。

この 117 箇所について、点検を行った 3 者で安全対策を協議し、「信号機・横断歩

道・カーブミラーの設置」「路側帯カラー舗装」「通学路の変更」などの対策案を策定しています。

2. 今後の対応について

今後の対策としての、ハード面の実施につきましては、道路管理者や警察等と連携して対応していくことになります。ソフト面につきましては、対策案が「通学路の変更」となった箇所は、速やかに変更するとともに、各学校と教育委員会が連携して、

- ・危険箇所における登下校指導

など、「安全指導」の徹底と、

- ・現在行っている交通安全教室などの内容の見直し

- ・学校毎に作成している「安全マップ」を活用した授業の実施

などの「安全教育」の充実に努めていきます。同時に、PTA や交通安全協会、地域の見守り隊等との連携も図っていきたいと考えています。

また、今回の安全点検や対策を、継続して行っていくために、道路管理者や警察等を交えて、定例的な情報交換を行っていききたいと考えています。

さらに、久留米市では平成 25 年 12 月のセーフコミュニティ認証に向けた準備が進められており、「学校の通学路の安全確保」についても、行政、市民、地域などが一体となって取り組んでいます。

【2 回目質問】浜松市では、要望から改善までの流れを一本化する、通学路整備システム（通学路版の「PCDA（計画=評価=実行=改善）」サイクル）を立ち上げているが、久留米市でもそういった仕組みは考えられないのか。

【2 回目回答】従来、市内の各小中学校で通学路の安全点検を行った結果を、教育委員会で集約しておりましたが、今回、文部科学省・国土交通省・警察庁の 3 省庁からの通知による、安全点検及び安全対策の取りまとめを行ったことにより、道路管理者、警察、教育委員会で、情報を確実に共有することができたと考えています。

これを契機に、先ほど申し上げましたが、今後も教育委員会は都市建設部と連携、協力し、道路管理者や警察等を交えた定例的な情報交換を行っていききたいと考えています。

ご質問の、通学路整備システムについては、より確実な情報共有や迅速な対応という点で、有効なものと思われますので、まずは、先進地の状況を調査したいと考えています。

【質問議員】永松 千枝 議員

【質問要旨】2 子どもの体力向上について

(1) 取り組みのさらなる活性化と環境整備は

【質問趣旨】子どもの健やかな育成のためには体力の向上が重要だが、どのように取り組んでいるのか。また、「教育力向上」福岡県民運動が取り上げている学校の施設・設備などの積極的な活用が必要ではないか。

【回答要旨】 1 体力向上の取り組みについて

本市の子ども達の体力は、平成 23 年度の小学校 5 年生、中学校 2 年生を対象とした体力テストの結果では、小学校男子の握力と男女の長座体前屈は全国平均を超えているものの、小・中学校ともにまだ多くの種目で全国平均に達していない実態となっています。

そこで、市教育委員会では、第 2 期教育改革プランの「健やかな体」の育成に関して、各学校が立案して取り組み中の体力向上の設定目標が、全学級で達成できるよう様々な場面で指導しています。その内容として、

- ・ 小・中学校ともに、課題のある運動領域を重点化した体育の授業の充実
- ・ 運動会・体育祭や水泳記録会等の体育的行事の見直し
- ・ マラソン等に全校で取り組む運動週間等の実施
- ・ 小学校においては、休み時間の外遊びの奨励や、縦割りグループで遊ぶ日の設定
- ・ 中学校においては、部活動の活性化を図るなど、体力向上の継続的な取り組み

などを行っています。

次に、体力向上を支えるものとして、今年度は 6 月に全小中学校の体育担当教員を集め、体育の授業や体育的行事、部活動などの活性化のための「体力向上研修会」を実施しました。

また、11 月に山本小学校で福岡県・筑後地区体育研究発表会を開催し、「運動する楽しさを実感し、体力の基礎を培う体育科学習」の授業等を公開して、その成果を各学校に広げたところです。

さらに、本年度から日吉小学校が市教育委員会研究指定を受け、「子ども同士の関わり合いを深めながら楽しく運動する体育科学習」について、先導的な取り組みを開始しております。

2 学校の施設・設備の積極的な活用について

ご指摘の地域で子どもを育てる視点からも、「教育力向上」福岡県民運動におけるアンビシャス広場の拡充など、学校の施設・設備の積極的な活用が求められています。子ども達の体力向上のため、今後、地域と連携した取り組みにおける学校の施設・設備の積極的な活用についても、検討していきたいと考えています。

【2 回目質問】体力向上のための家庭・地域との連携、「子どもの体力向上広場」（スポコン広場）や「体力向上アシスタントティーチャー」派遣事業等の積極的活用についての考えはどうか。

【2 回目回答】市教育委員会としては、学校での体力向上の取組に加え、親子で一緒に行う運動や外遊びの奨励、地域の体育的活動への積極的参加を呼びかけているところです。また、子ども自身が継続的に運動し、自分の体力の伸びを記録していく県の「体力アップシート」を全児童生徒に配布し、家庭を含めて、日常的に運動に親しむ習慣づくりを促進しております。

さらに、県の事業である「子どもの体力向上広場」、いわゆるスポコン広場につい

ては、本年度、11種目に延べ14チームの小学生が参加しており、北野小学校が県大会に応募しております。今後も参加校、県大会応募校が増えるよう推奨していきたいと考えています。

加えて、「体力向上アシスタントティーチャー」派遣事業に本年度4校が応募し、津福小学校と日吉小学校に派遣があり、体育専攻の学生の動きをモデルに、子ども達が意欲的に体育の授業に取り組んでおります。

なお、中学校においては、県が武道やダンス等の授業に外部指導者を派遣する「地域人材活用事業」に櫛原中学校、宮ノ陣中学校、荒木中学校の3校が応募し、指導の効果を上げていますので、今後も引き続き、各学校における積極的な活用を図ってきたいと考えています。

【質問議員】 永松 千枝 議員

【質問要旨】 2 子どもの体力向上について

(2) 体力の意義を踏まえた市の方策は

【質問趣旨】 体力向上には、体力を支える健康な体づくりのための食育などの取り組みを進めることが必要ではないか。

【回答要旨】 子どもの体力向上の基盤となる食育の現状については、平成24年度の全国学力・学習状況調査によれば、毎日朝食を食べていると答えた小学校6年生が94.1%、中学校3年生が92.1%、夕食を家族と食べていると答えた小学6年生が87.7%、中学3年生が80.5%となっており、全国と比較するとやや少ない傾向にあります。

そこで、市教育委員会では、久留米市第2次食育推進プランに基づき、食の重要性や心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、食事マナーなどの社会性、食文化といった食に関する知識と望ましい食習慣を子どもが身に付けることができるように、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員による食育プログラムの推進を図っています。具体的には、

- ・ 栄養バランスを考えた「朝ごはんレシピ」を作成・配布して保護者へ啓発する
- ・ 各学校において食育の全体計画を作成し、教科等における食育や給食指導を充実する
- ・ 家庭と連携して子どもが弁当を作る「お弁当の日」を設定したり、食育講演会を開催したりする

などの取り組みを行っています。

さらに、毎年5校を食育啓発促進事業のモデル校として指定し、各学校において講師を招聘した規則正しい食習慣や食に関する知識を身に付ける食育講演会、親子クッキング教室等の取り組みを推進しています。

以上のような取り組みをはじめ、全ての学校で食育を推進するとともに、PTA活動を通じて学校・家庭・地域が連携した「早寝・早起き・朝ごはん」運動に取り組んでいるところです。

また、第2次食育推進プランの学校教育における進捗状況ですが、食育の全体計画の作成については、平成24年度に全ての小・中学校で作成され目標の達成ができ

ています。PTAと連携した食育の取り組みについては、現在までに19校が食育推進校の指定を受け、取り組みを推進してきたところです。

なお、給食の残食率については、平成23年度の中学校の副食において改善が見られるものの、小・中学校共に目標値には達していない状況から、今後は目標指標達成に向け、家庭への啓発と給食指導の一層の充実などに取り組んでいく必要があると考えています。

【質問議員】 田中 良介 議員

【質問要旨】 3 教育問題について

(1) 豊かな心の教育推進について

【質問趣旨】 豊かな心の育成に係る取組はどうなっているのか、とりわけ、子どもたちの道徳性や社会性の育成はどのように図られているのか。

【回答要旨】 1 豊かな心の育成について

第2期教育改革プランにおいて、具体的目標の一つである「豊かな心」の育成については、自分のことを大切に思う心、自分の大切さと共に他者の大切さを認め共感し協調していく心、感動する心、規範意識などを育むこととしています。

「豊かな心」の育成にあたり、市の施策としましては、野外における集団活動推進の環境整備、職場体験学習の推進、情報モラル教育への支援などを行っています。

学校においては、「豊かな心」の育成に係る指導目標の設定やその具現化のためのプランに基づき、道徳の時間を要とした全教育活動における道徳教育の充実を図り、不登校・いじめや問題行動等への迅速で的確な対応を行うようにしています。併せて、グループで行う調査活動や合唱コンクールなどの仲間と協調・協働し合う体験的活動の充実、職業観・勤労観を育てるキャリア教育の推進を図っております。

2 道徳性や社会性の育成について

道徳性・社会性は、「豊かな心」の基盤であり、「自立し、社会の一員として力強く生きていく力」を支えるものであると考えております。そこで、各学校においては、道徳の時間を要とする道徳教育をはじめ、授業における班活動や学校行事、校外における体験的活動などを通じて、友人関係の構築や他者とのコミュニケーションの大切さを実感させるとともに、道徳的实践力を高める取組を推進しているところです。

さらに、基本的生活習慣や社会的なルールにつきましても、子ども自ら生活や行動のめあてをもち、日々振り返る場を日常化することや、生活の中での具体的な問題場面から望ましい行為を考えさせることなど、継続的に指導しております。

今後は、各学校においてこれらの取組を一層進め、道徳性・社会性を育むことはもとより、子育ての基盤、生活の場としての各家庭や地域とも連携した取組を行うことが重要であると考えております。

【2 回目質問】 本市におけるいじめの現状はどのようになっているか。また、その解消に向けた取組はどのように行われているのか。

【2 回目回答】 本市のいじめの現状について

いじめ問題につきましては、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識、「いじめはどの学校にもどの子にも起こり得る」という危機意識、「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもって、「いじめの未然防止」と「いじめの早期発見・早期対応」に取り組んでおります。

本年 10 月末現在のいじめ「認知件数」は、小学校 60 件、中学校 41 件の、合わせて 101 件となっています。いじめの態様としては、「冷やかしからかい等」「遊ぶふりをして叩く、蹴る等」が全体の約 8 割をしめています。23 年度の「認知件数」の 33 件と比べて多くなっていますが、これは「いじめ」につながるような軽微なものまで、こまかに把握することに努めた結果だと考えています。

2 いじめの解消に向けた取組について

本年 7 月にいじめ問題に係る「文部科学大臣談話」が出されました。これを受け本市では、夏季休業中の出校日に「いじめは許さない」メッセージを全ての子ども及び保護者に配布しました。加えて本市独自に、10 月を「いじめ問題対応強化月間」と定め、市で作成した統一様式による「いじめに特化した無記名アンケート」の実施や「家庭用チェックリスト」の配布・回収等、様々な方法で実態把握を行ってきました。また、いじめに係る校内研修用プレゼンテーション資料の作成・配布を行い、いじめ問題の解消・未然防止の取組の徹底を行ってきたところです。

さらに、学校と家庭等が連携した取組を強化するため、学級担任を中心に、養護教諭・生徒指導担当教諭・専任補導教員はもとより、スクールカウンセラー・生徒指導サポーター・スクールソーシャルワーカーと連携した教育相談を充実させています。

今後とも、「いじめは命や人権に関わる問題であり、絶対に許せない問題である」という認識のもと、いじめの早期発見・早期対応、解消へ取り組んでいきたいと考えています。

第59回文化財防火デーの消防訓練の実施について

- 1 主 催 久留米市 久留米市教育委員会
久留米広域消防本部
宗教法人善導寺
- 2 目 的 文化財防火デーの関連行事として、文化財を火災や災害等から守り、文化財愛護の意識の高揚を図るため、文化財の火災を想定した消防訓練を実施するもの
- 3 日 時 平成25年1月26日（土） 午後2時～2時40分
- 4 場 所 大本山善導寺 （久留米市善導寺町飯田550）
- 5 内 容 善導寺で火災が発生したことを想定した消防訓練を実施する。
- 6 参加者 宗教法人善導寺 善導寺校区 久留米広域消防本部
消防分団（6分団） 久留米市職員 他
※当日は文化庁長官及び消防庁長官が参観される。

※参 考

【文化財防火デー】

昭和24年1月26日に現存する世界最古の木造建築物である法隆寺金堂の火災があった。それを教訓として、昭和30年から文化庁と消防庁が文化財愛護の意識の高揚を図るために、1月26日を文化財防火デーと定めている。例年、文化財防火デーに全国の各自治体で、文化財の火災等を想定した消防訓練等が実施されている。

平成24年度卒業式期日について

●南筑高等学校	3月 1日(金曜日)
●三井中央高等学校	3月 1日(金曜日)
●久留米商業高等学校	3月 3日(日曜日)
●久留米特別支援学校高等部	3月 8日(金曜日)
●久留米特別支援学校小・中学部	3月14日(木曜日)
●中学校	3月15日(金曜日)
●小学校	3月18日(月曜日)

平成25年度久留米市立中学校選択制の状況

(平成24年12月22日確定)

- 1 対象者数 平成25年度中学校新1年生
2 対象中学校数 久留米市立中学校17校
3 申請期間 平成24年10月29日～平成24年11月16日
4 変更申請期間 平成24年11月26日～平成24年11月30日
5 抽選実施校 城南中学校 計1校(平成24年12月22日公開抽選会実施)
6 結果

(単位:人)

児童総数	申請者数	当選漏れ数	決定者数
3,035	72	6	66

(単位:人)

中学校名	当初の 受入れ人数	他の中学校を 選択した人数	申請結果によ る受入れ人数	希望者人数	抽選漏れ人数
城南	5	0	5	11	6
江南	5	22	27	3	0
櫛原	10	6	16	4	0
牟田山	20	1	21	20	0
諏訪	5	4	9	9	0
良山	5	7	12	3	0
明星	20	23	43	3	0
宮ノ陣	20	1	21	1	0
荒木	20	2	22	4	0
筑邦西	20	3	23	4	0
屏水	13	1	14	0	0
青陵	20	6	26	1	0
高牟礼	25	0	25	9	0
田主丸	20	0	20	0	0
北野	5	0	5	0	0
城島	8	0	8	0	0
三潨	5	3	8	0	0
総数	226	79	305	72	6

第1回「くるめ学」子どもサミットについて

1 目的

各学校の「くるめ学」の学習成果を発表し合い、教職員に改めて「くるめ学」の趣旨や意義を周知するとともに、保護者や市民にも公開し、各学校における「くるめ学」が一層充実することをめざす。

2 参加者（約450名）

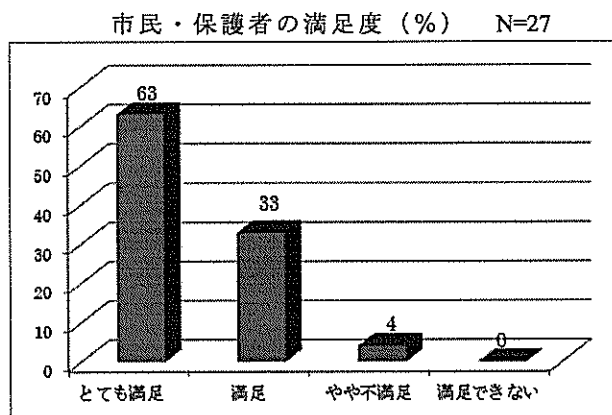
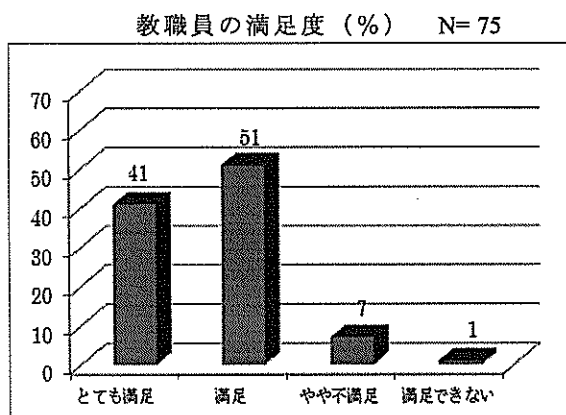
児童生徒約230名、小・中・特別支援学校の教職員約150名、保護者・市民約70名

3 内容（12月11日 久留米市民会館にて）

14:00	開会行事
14:10	発表1 長門石小学校（6年） 「安心・安全のまち久留米～日本住血吸虫とたたかう人々～」 発表2 金島小学校（6年） 「伝えよう『とこしま堰物語』～五庄屋劇～」 発表3 宮ノ陣中学校（2年） 「地域に学ぶ職場体験学習」
14:50	休憩
15:00	「くるめ学」教材の紹介（NPO 法人からくり振興会による実演等）
15:25	発表4 城島小学校（6年） 「ふるさとのじまん～筑後川とエツ～」 発表5 山川小学校（6年） 「守ろう！久留米の歴史～うもれた文化財を伝えよう～」 発表6 青陵中学校（2年） 「魅力いっぱい久留米！久留米の魅力を元気に変えよう！」
16:20	講評、閉会行事

4 成果と課題

(1) 参加者の満足度について



「このサミットが各学校の『くるめ学』充実に役立つか」の問いに対し、「とても役立つ」「どちらかといえば役立つ」と94％の教職員が回答。

(2) 参加者の感想、意見（主なもの）

① 教職員

- 地域を愛し、自信をもって発表する子どもの姿に、大きな育ちを見ることができた。「ふるさと久留米」を愛する子どもがますます増えていくものと感じる。
- 小学校での基礎的な内容を中学校で発展的な内容に取り組んでいく流れになればいい。「くるめ学」も小中での共通理解が必要だと思う。
- からくり実演、わかりやすい説明で、本市がうんだ先人のすばらしさがよくわかった。児童にも見せたいし、多くの学校をまわってすばらしさを伝えてほしい。
- 「郷土久留米の誇り」「久留米のふるさと自慢」等のテーマを設定し、参加校の児童生徒がディスカッションする内容も入れたらどうか。

② 市民・保護者

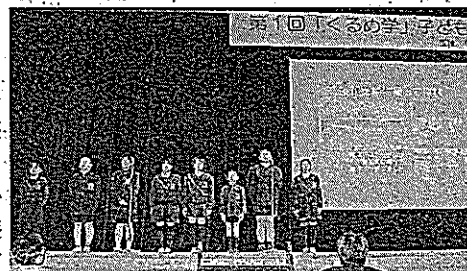
- 地域や学校に応じたテーマの工夫があり、しっかり調べてあり、発表もよかった。ふだん気づかない久留米のよさを改めて気づかされた。
- 郷土愛を育むすばらしい事業であり、今後も続けてほしい。発表校、観客ともに楽しめる双方向になるように充実したらよいと思う。

(3) 課題と改善に向けて

課 題	改 善 点
【発表内容】 ●「発表会のための発表」に終わると、めざす子ども像とずれる ●実践発表に加え、実践上の課題、工夫、悩み等も聞きたい 【進行】 ●案内時間に合わせた進行の調整 【運営面】 ●市民・保護者向け駐車場の確保 ●若年教員、市民・保護者の参加者の少なさ	○ 発表校を年度初めに選定し、実践時期に継続的に指導助言を行う。 ○ 発表内容を、「課題設定」「整理・分析」「他教科との関連」「見方・考え方の変容」に焦点化する。 ○ テーマを決め、児童生徒、担当教諭によるパネルディスカッションを行う。 ○ リハーサル時期を早め時間調整を確実にしたり、時間に応じて入退場のやり方を変更する。 ○ 教職員は城南中、篠山小に、市民・保護者は市民会館や市民駐車場に手配し、事前通知する。 ○ 担任が参加しにくい状況なので、日時を検討する。また、市民・保護者の参加者を増やすためには、土曜日の実施も検討する。 ○ PTAや地域組織への依頼など、市民・保護者への広報のしかたを工夫する。

エツ、床島堰…地域の魅力再発見

6小中学校で「くるめ学」 児童ら学習成果披露



筑後川のエツについて発表する城島小の児童たち

久留米市の文化や偉人を学ぶことで、郷土の魅力を再発見する「くるめ学」に取り組む市内の小中学校6校が、久留米市城南町の市民会館で開かれた「くるめ学子どもサミット」で学習の成果を披露した。

くるめ学は古里に対する愛着や誇りを育もうと2009年から導入。市教委が副読本を作製し、10年度から市内すべての小中学校が総合学習の授業に取り入れている。11日のサミットで発表したのは、長門石小6年▽金島小6年▽城島小6年▽山小6年▽宮ノ陣中2年▽青陵中2年。城島小6年生は「あるさとのよさを見つけたよ」筑後川のエツをテーマに屋形船に乗ったり、下筑後川漁業協同組合に取材したりして筑後川の珍魚・エツの生態について発表した。学校のある城島町周辺の筑後川下流はエツの産卵地として最適だが、年々漁獲量を減らしているという。川の水が汚れて餌となるプランクトンが減少していることなどが原因と指摘した上で「エツを守るためには筑後川とその源流の森林を守らなくてはならない」と強調した。

また、金島小の6年生は、筑後川の床島堰を舞台に、川から畑に水を引こうと江戸時代に堰を築いた地元の庄屋や村人たちの姿を伝える創作劇を披露していることを発表し、地域に伝わる歴史や偉人を語り継ぐことの大切さを訴えた。



金メダリスト 闘病の子激励

久留米 小原、米満選手「元気に」

ロンドン五輪レスリングの金メダリスト、小原日登美、米満達弘両選手が12日、久留米市の久留米大病院を訪ね、小児科病棟に入院中の子どもたちと交流した。小児がんなどと闘う子どもたちにメダルを見せ、「元気に頑張って、また一緒に遊びましょう」と励ました。

2人は同五輪の女子48kg級、男子フリースタイル66kg級でそれぞれ金メダルを獲得。同市の篠山小を訪ね、入院中の子どもたちが勉強する同小と城南中の院

内学級がある小児科病棟に足を運んだ。

約20人に迎えられ、歌に合わせて手遊びをしたり、「子どもの頃に好きだった教科は何ですか」といった質問に答えたりした。子どもたちは手作りのカレンダーと、自分たちで描いた絵をプリントしたタオルをプレゼント。小学1年の山口夏羽さん(7)が「本物の金メダルは格好いいなあと思いました。これから色々なことにチャレンジしていきたいです」とあいさつした。

五輪選手に会えたよ 金メダル重かったよ

ロンドン五輪のレスリング競技で金メダルを取った女子48kg級の小原日登美さん(31)、男子フリースタイル66kg級の米満達弘さん(26)は、いずれも埼玉県出身。久留米市の久留米大病院・小児科病棟を訪れた。出迎えたのは、白血病や小児がんなど重い病気で入院する子どもら約20人。一緒にゲーム遊びをしたり、「子どものころ好きだった教科は？」と質問を浴びせたり。記念撮影ではソファに座った2人に寄り添って金メダルをさわる子や、赤ちゃんを抱いてもらう母親もいた。

小原・米満さん、久留米大病院に

金メダルを手に取る入院児童ら。小原さん(中央)、米満さんらとのふれあいは予定時間を超えて続いた—久留米市旭町の久留米大病院



小原さんは「金メダルにさわって少しでも元気になる」といって少しも元気がな

ってもらえたら」。米満さんは「楽しかった。また一緒に遊びましょ」とあいさつした。宮本勇杜君(8)は「金メダルは重かった。本物のオリンピック選手に会えて感動した」とにっこりとした。

2人は陸自幹部候補生学校で五輪について話をするため久留米市入り。それ为先だって、同病院のほか市立篠山小学校も訪れ全校児童と交流した。(遠山武)

小原選手は「みんなに金メダルを触ってもらって、少しでも元気になってくれたらいいな」、米満選手は「楽しいひとときを過ごせました。また一緒に遊びましょう」とエールを送った。

小学3年の宮本勇杜君(8)は「金メダルは重かったし、五輪選手に会えて感動した。治療と勉強を頑張りたい」と喜んでた。

ロンドン五輪のレスリングで金メダルをそれぞれ獲得した小原日登美選手（女子48kg級）と米満達弘選手（男子フリースタイル66kg級）が12日、
13/10 西日本

レスリング 金 小原・米満選手

したりして触れ合った。金メダルを直接触った子どもたちは「重い」「すごい」と感激した様子。「レスリングを始めたきっかけは」との質問に、米満

ンダーなどのプレゼントを贈られた小原選手は「金メダルを触って元気になってね」と笑顔で励ました。院内学級に通っている小学1年の山口夏

「金メダルで元気に」 久留米大病院を訪問

久留米市旭町の久留米大学病院小児科病棟を訪れ、入院中の子どもたち約20人と交流した。

2選手は一緒に体を使ったゲームをしたり、記念撮影を

選手が「昔はガリガリで筋肉がなかったので、男として好きな人を守れるように強くならなくちゃと思った」と照れ笑いで答える場面もあった。子どもたちから手作りカレ

羽さん(7)は「本物の金メダルはキラキラして、格好良かった。私達も友だちと仲良くして、いろんなことにチャレンジします」とお礼の言葉を述べた。



子どもたちと記念撮影をする小原選手と米満選手